

中央防災会議
「首都直下地震避難対策等専門調査会」
（第 7 回）

避難者に係る市区町村等の対策現況
（アンケート結果）と課題について
〔質的な課題に関する事項〕

平成 19 年 7 月 24 日
内閣府（防災担当）

目 次

1. 市区町村・都県への照会の対象等	1
1.1 本照会の対象等	1
1.2 本照会における用語の定義	1
2. 避難所環境等について（市区町村への照会結果）	2
1 都4県の避難者収容可能人数	3
二次避難所における避難者1人当たりの避難所収容面積	5
二次避難所の耐震化の状況	7
二次避難所の耐震化状況を考慮した場合の1都4県の避難者収容可能人数	8
自家発電装置の整備状況	11
自家発電装置を整備している避難所における平均発電可能時間	12
食料の備蓄状況	15
耐震性貯水槽による飲料水備蓄量	19
ペットボトル等避難所用飲料水の備蓄量	21
浄水器、濾水器などの準備状況	22
プール水の活用など、発災時の既設トイレ活用の検討状況	25
仮設トイレ・組立てトイレ等の備蓄・調達数	27
簡易トイレの備蓄・調達数	29
マンホール対応型トイレ等の備蓄・調達数	30
携帯トイレの備蓄・調達数	31
その他トイレの備蓄・調達数	32
大規模地震時に想定される避難所開設期間	35
避難者収容の可能性	37
プライバシーの確保	41
避難所の運営方法	45
避難者名簿の作成	49
避難者の照会への対応	53
一次避難所における視覚障害者への配慮	57
一次避難所における聴覚障害者への配慮	61
一次避難所における身体障害者への配慮	65
一次避難所における高齢者への配慮	69
一次避難所における妊婦・乳幼児への配慮	73
一次避難所における外国人への配慮	77
3. 避難所及び応急住宅の供給について（市区町村への照会結果）	79
3.1 避難所生活者数の早期低減	79

3.1.1	応急危険度判定による従前住宅の利用促進	79
3.1.2	帰省・疎開の奨励・あっせん	79
3.2	避難所以外の既存施設の活用による供給拡大	80
3.2.1	公的施設・民間施設の活用	80
3.2.2	ホテル・旅館、公的宿泊施設の活用	80
	ホテル・旅館の活用の地域防災計画への位置付け	81
	ホテル・旅館への避難の対象者	83
	ホテル・旅館における宿泊以外のサービス提供	83
	公的宿泊施設の活用の地域防災計画への位置付け	85
	公的宿泊施設への避難の対象者	87
	公的宿泊施設における宿泊以外のサービス提供	87
	民間の研修所・保養所の活用の地域防災計画への位置付け	89
	民間の研修所・保養所への避難の対象者	91
	民間の研修所・保養所における宿泊以外のサービス提供	91
	その他施設の活用の地域防災計画への位置付け	93
	その他施設への避難の対象者	95
	その他施設における宿泊以外のサービス提供	95
3.3	屋外避難への支援	96
3.3.1	屋外でのテント等の活用	96
	天幕・テント等の活用の地域防災計画への位置付け	97
	屋外避難用に活用する天幕・テント等	98
	天幕・テント等の確保に関する協定	99
3.4	避難所不足地域から他地域への避難者の移動	100
3.4.1	近隣地域の避難所の利用	100
	近隣他地域の避難所利用の地域防災計画への位置付け	101
	移送の対象者	102
	避難者移送に関する工夫	103
3.5	応急住宅需要の低減	104
3.5.1	応急修理等による従前住宅への復帰	104
3.6	応急住宅の早期供給	106
3.6.1	公的な空き家・空き室の活用（公営住宅等）	106
	公的な空き家・空き室への入居者の選定方法	107
3.6.2	民間の空き家・空き室の活用（民間賃貸住宅等）	108
	民間の空き家・空き室活用の地域防災計画への位置付け	109
	民間の空き家・空き室への入居者の選定方法	111
3.6.3	応急仮設住宅の早期提供	112
	応急仮設住宅への入居者の選定方法	113
4.	避難者対策への意見・要望等について（市区町村への照会結果）	114
	避難者対策についての意見・要望等	115

1. 市区町村・都県への照会の対象等

1.1 本照会の対象等

避難者に係る対策の現況と課題等の把握を目的として、首都直下地震の影響を受け
る可能性の高い1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の全市区町村及び茨
城県南部の25市町村を対象に、避難者対策に関する照会を行った。この他、1都4
県に対しても一部事項に関して照会を行った。

対象市区町村・都県の全てから回答を得た。

実施期間：平成19年1月31日～2月28日

表 1-1 調査対象市区町村数

調査対象都県	調査対象市区町村数
茨城県南部	25
埼玉県	71
千葉県	56
東京都	62
神奈川県	33
1都4県計	247

市区町村だけでなく1都4県についても調査

1.2 本照会における用語の定義

(定義) 避難所の区分

地域防災計画等において、まずは市区町村立の小中学校を指定避難所と位置
付け、それで不足する場合に、都県立学校等公共施設や協定を結んだ民間施設
を開設することとなっているところが多いと考えられる。

また、災害時要援護者に対しては別に社会福祉施設等を二次避難所（福祉避
難所）として指定しているところが多く、本調査では、次表のような避難所区
分により避難所の収容能力等を把握した。

表 1-2 本調査における避難所区分の定義

避難所の区分	内容
一次避難所	一般被災者の避難所 市区町村立小中学校等、まずは優先的に収容す る避難所 及び 都県立学校等公共施設あるいは民間施設等、 で収容しきれなかった場合の避難所〔避難所活 用について協定等を締結〕
二次避難所（福祉避難所）	社会福祉施設等、災害時要援護者のための避難所

注)上記のとおり一次避難所には都県立学校等公共施設あるいは民間施設等も含ま
れるが、市区町村によっては現況を把握していない等の理由により、それらを含
んだ数値等を回答していない場合がある。

2. 避難所環境等について（市区町村への照会結果）

（1）市区町村照会結果から把握・確認した事項

1.(1) 避難者収容可能人数

貴市区町村として避難者収容の前提としている予定収容人員をご記入下さい。

避難者収容可能人数（市区	一次避難所	(人)
町村合計値)	二次避難所	(人)

1都4県の避難者収容可能人数

・1都4県全体の二次避難所における避難者収容可能人数は、約34万人である（ただし、二次避難所の避難者収容可能人数を把握していない市区町村が多く、この数値はあくまで収容可能人数の回答のあった市区町村分の合計値である）。

（参考）二次避難所への避難対象として、在宅障害者、要介護（要支援）者を考え、次式にて二次避難所への避難者数を算出。

二次避難所へ避難する在宅障害者数 = 在宅障害者人口比率（全国値）× 都県別の避難所生活者数

二次避難所へ避難する要介護（要支援）者数 = 都県別の要介護（要支援）認定者人口比率 × 都県別の避難所生活者数

なお、二次避難所への避難は少なくとも発災4日後以降になると考え、発災4日後の避難所生活者数をもとに算出。中央防災会議による東京湾北部地震（M7.3、冬18時発災、風速15m/sのケース）における発災4日後の避難所生活者数は1都4県合計で約390万人。

表 2-1 二次避難所の収容可能人数と避難者数

	二次避難所 収容可能人数 (千人)	二次避難所への避難者数	
		在宅障害者数 (千人)	要介護(要支援)者 (千人)
茨城県南部	57	2	1
埼玉県	69	29	13
千葉県	58	38	19
東京都	132	85	52
神奈川県	20	43	23
1都4県の合計	337	197	107

四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

注1) 二次避難所の収容可能人数については把握していない市区町村または無回答の市区町村が多く、上表は収容可能人数の回答のあった市区町村分の合計値を示している。

注2) 要介護（要支援）者と在宅障害者は重複している可能性がある。また、これらの人以外にも付き添い者も二次避難所への避難者となる。

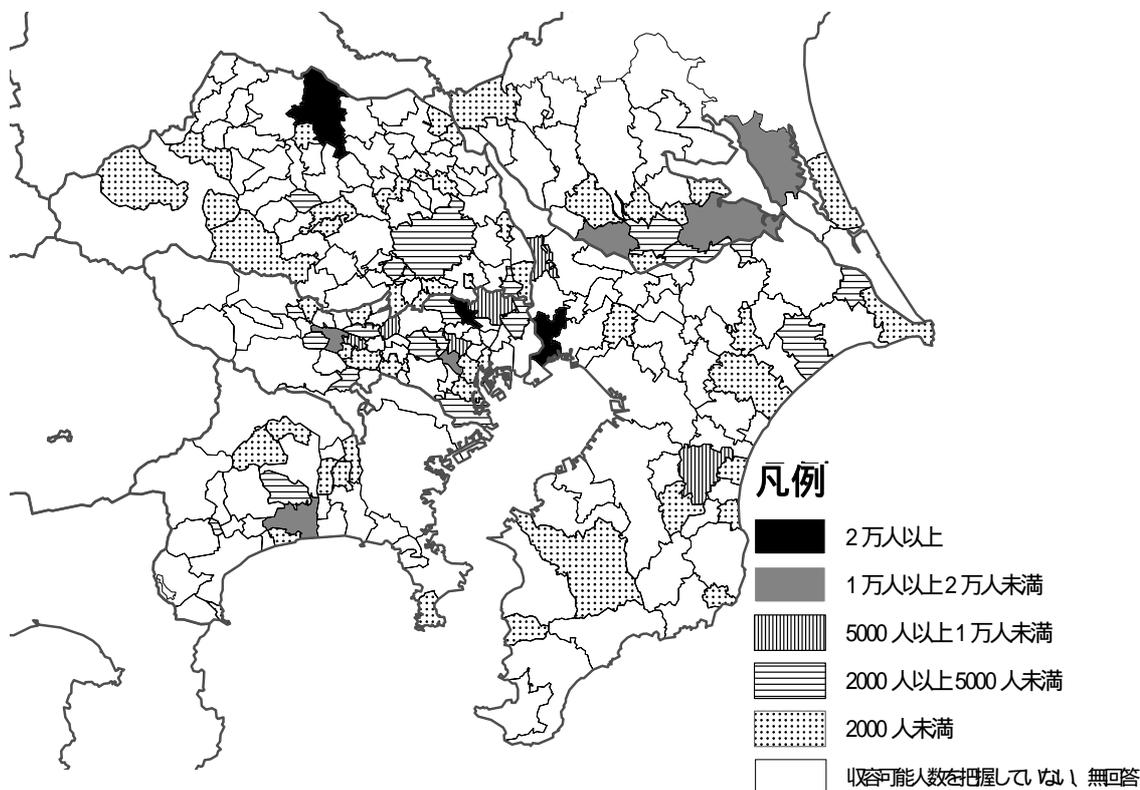


図 2-1 二次避難所における避難者収容可能人数

1.(1) 避難所面積

1) 避難所に指定した建物の延床面積

避難所に指定した建物の延床面積をご記入下さい。(もし、例えば、校舎の一部を避難所に指定している場合は、校舎全体の延床面積ではなく、校舎のうち避難スペースに指定している区画の延床面積をご記入下さい。)

避難所建物延床面積(市区町村合計値)	一次避難所	(m ²)
	二次避難所	(m ²)

2) 避難者を収容可能な部分の延床面積

1)の避難所に指定した建物の延床面積のうち、階段や玄関等を除き、実質的に避難者を収容可能な部分の延床面積をご記入下さい。体育館や一部教室等、地域防災計画等の避難計画での避難所指定の考え方に沿って、できるだけ最新データとして下さい。

避難者収容延床面積(市区町村合計値)	一次避難所	(m ²)
	二次避難所	(m ²)

二次避難所における避難者1人当たりの避難所収容面積

・二次避難所における1人あたりの収容面積は、2.15～3.98 m²/人である。

表 2-2 二次避難所における避難者収容可能人数と避難者1人当たり収容面積

	二次避難所 収容可能人数(人)	二次避難所 1箇所当たり収容 人数(人)	二次避難所 1人当たり収容 面積(m ²)
茨城県南部	57,242	525	2.91
埼玉県	69,119	304	3.98
千葉県	58,379	341	2.22
東京都区部	88,171	282	2.15
東京都多摩	41,817	245	2.19
東京都島嶼部	1,866	156	2.33
神奈川県	20,080	181	2.94
1都4県の合計	336,674	302	2.54

四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

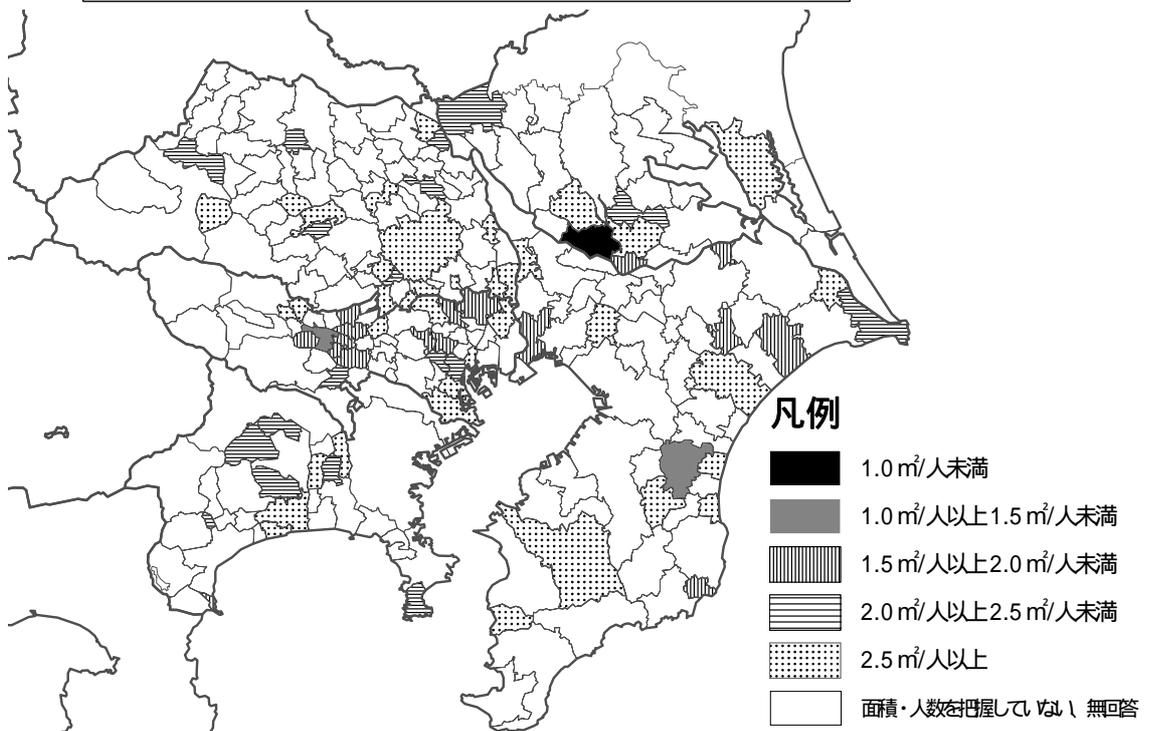
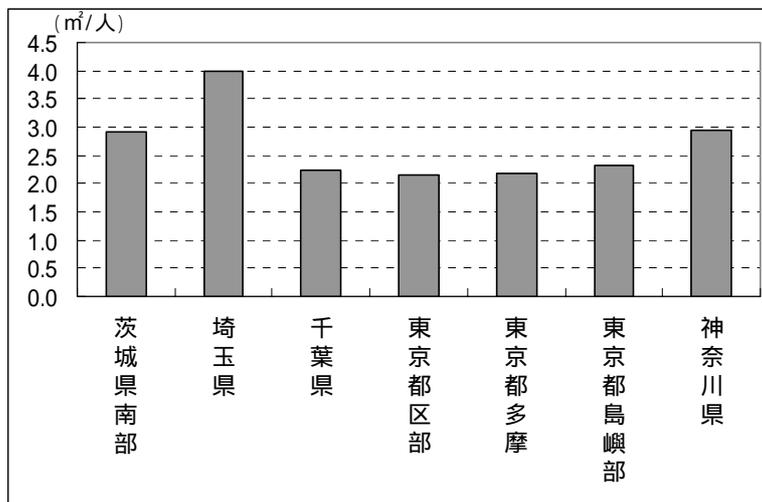


図 2-2 二次避難所における避難者1人当たり収容面積

1.(1) 耐震化状況

避難所の耐震化状況について、以下の点にご留意の上、ご回答下さい。

- ・耐震基準の区分は以下のとおり表記しています。
旧耐震基準の建物：昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建築された建物
新耐震基準の建物：昭和56年6月1日以降に建築確認を受けて建築された建物
- ・一つの避難所において複数の施設がある場合（例えば、体育館と、校舎の一部教室が避難所として指定されている場合）それぞれカウントして下さい。
- ・なお、例えば、建物の半分だけ耐震改修・補強しているという場合は、その建物は「耐震改修・補強していない」として考慮して下さい。

《一次避難所》

旧耐震基準の 避難所	耐震診断未実施（耐震性不明を含む）	棟
	耐震性がなく未改修のもの	棟
	耐震性あり（改修済みを含む）	棟
新耐震基準の避難所		棟
合計（＝一次避難所の施設数総計）		棟

《二次避難所》

旧耐震基準の 避難所	耐震診断未実施（耐震性不明を含む）	棟
	耐震性がなく未改修のもの	棟
	耐震性あり（改修済みを含む）	棟
新耐震基準の避難所		棟
合計（＝二次避難所の施設数総計）		棟

二次避難所の耐震化の状況

- 耐震性のある二次避難所の割合は、神奈川県で 80%、東京都多摩で 74%、東京都区部で 67%、その他は 6 割未満である。東京湾北部地震で震度 6 強が発生する東京都区部などでは、耐震性のない二次避難所を中心に被害が発生する可能性があり、避難所収容力が低下するおそれがある。

表 2-3 二次避難所の耐震化の状況

	旧耐震基準の避難所			新耐震基準の避難所[D]	耐震性のある避難所の割合 [(C+D)/(A+B+C+D)]
	耐震診断未実施(耐震性不明を含む)[A]	耐震性がなく未改修のもの[B]	耐震性あり(改修済みを含む)[C]		
茨城県南部	42%	7%	4%	47%	51%
埼玉県	41%	3%	13%	43%	56%
千葉県	52%	2%	1%	46%	46%
東京都区部	26%	7%	14%	53%	67%
東京都多摩	24%	2%	7%	67%	74%
東京都島嶼部	15%	31%	23%	31%	54%
神奈川県	16%	5%	14%	66%	80%
1都4県の合計	31%	5%	11%	54%	64%

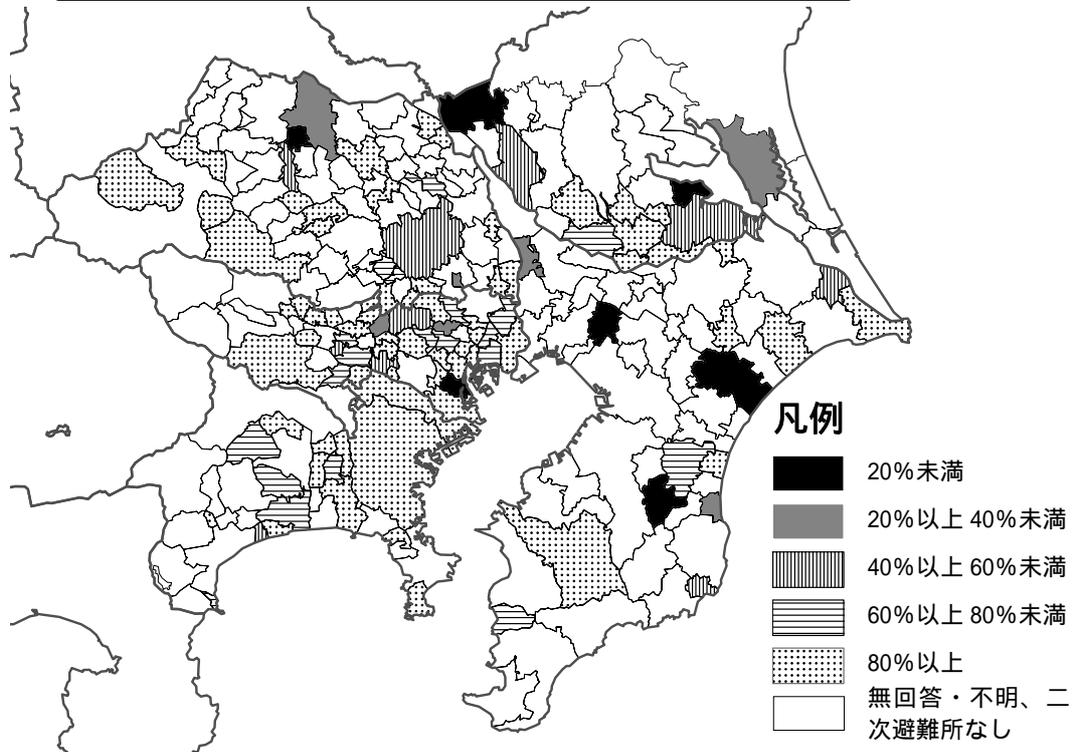
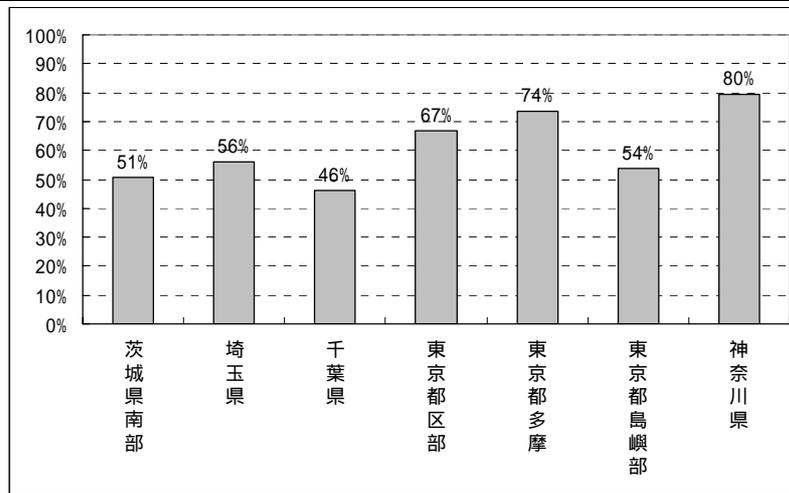


図 2-3 耐震性のある二次避難所の割合

二次避難所の耐震化状況を考慮した場合の1都4県の避難者収容可能人数

・耐震性のない避難所は、震災時には避難所としての機能が低下する可能性があり、耐震化状況を考慮した1都4県全体の二次避難所の避難者収容可能人数は、東京湾北部地震（M7.3）の場合で約33.3万人、プレート境界多摩地震（M7.3）の場合で約33.5万人となる（なお、二次避難所がすべて活用できた場合の収容可能人数は約33.7万人）。

表 2-4 二次避難所における避難者収容可能人数
（避難所の耐震化状況を考慮した場合）

	二次避難所収容可能人数(千人)	
	東京湾北部地震の場合	プレート境界多摩地震の場合
茨城県南部	57	57
埼玉県	69	69
千葉県	57	58
東京都区部	87	87
東京都多摩	42	41
東京都島嶼部	2	2
神奈川県	20	20
1都4県の合計	333	335

四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

（耐震化状況を考慮した場合の避難者収容可能人数の算出の考え方）

耐震化されていない二次避難所の全半壊率を区市町村平均震度が震度6強の場合20%、震度6弱の場合5%とし、 $\{1 - (\text{耐震化されていない建物の全半壊率}) \times (1 - \text{照会結果に基づく耐震化率})\} \times (\text{照会結果による避難所収容人数})$ により算出。なお、耐震化状況について回答のなかった、あるいは把握していない市区町村については、他市区町村データに基づく都県・地域別の平均的な耐震化率を用いている。また、二次避難所は基本的に非木造建物であり、ここでは延焼火災による焼失は無視できるものとした。

1.(1) 自家発電装置の整備状況

避難所に設置(備蓄)または被災直後に取寄せ可能な「自家発電機または蓄電気装置」の整備状況について、該当するものを1つ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

回答欄

1. 全ての避難所に整備
2. 半数以上の避難所に整備
3. 一部(半数未満)の避難所に整備
4. 現時点ではほとんど整備できていない

(上記で1.~3.に回答の場合、さらに次もお答え下さい。)

自家発電装置等を整備している避難所における平均発電時間について、「発電可能時間の合計÷自家発電装置等整備済みの避難所数」の考え方により、自家発電装置等整備済み避難所における1箇所当たりの平均発電可能時間についてご記入下さい。まったく不明の場合は「不明」とご記入下さい。

平均的に概ね()時間可

自家発電装置の整備状況

・自家発電装置を全ての避難所に整備している避難所の割合は、神奈川県で33%、東京都区部で30%、東京都多摩で17%、その他は1割未満である。

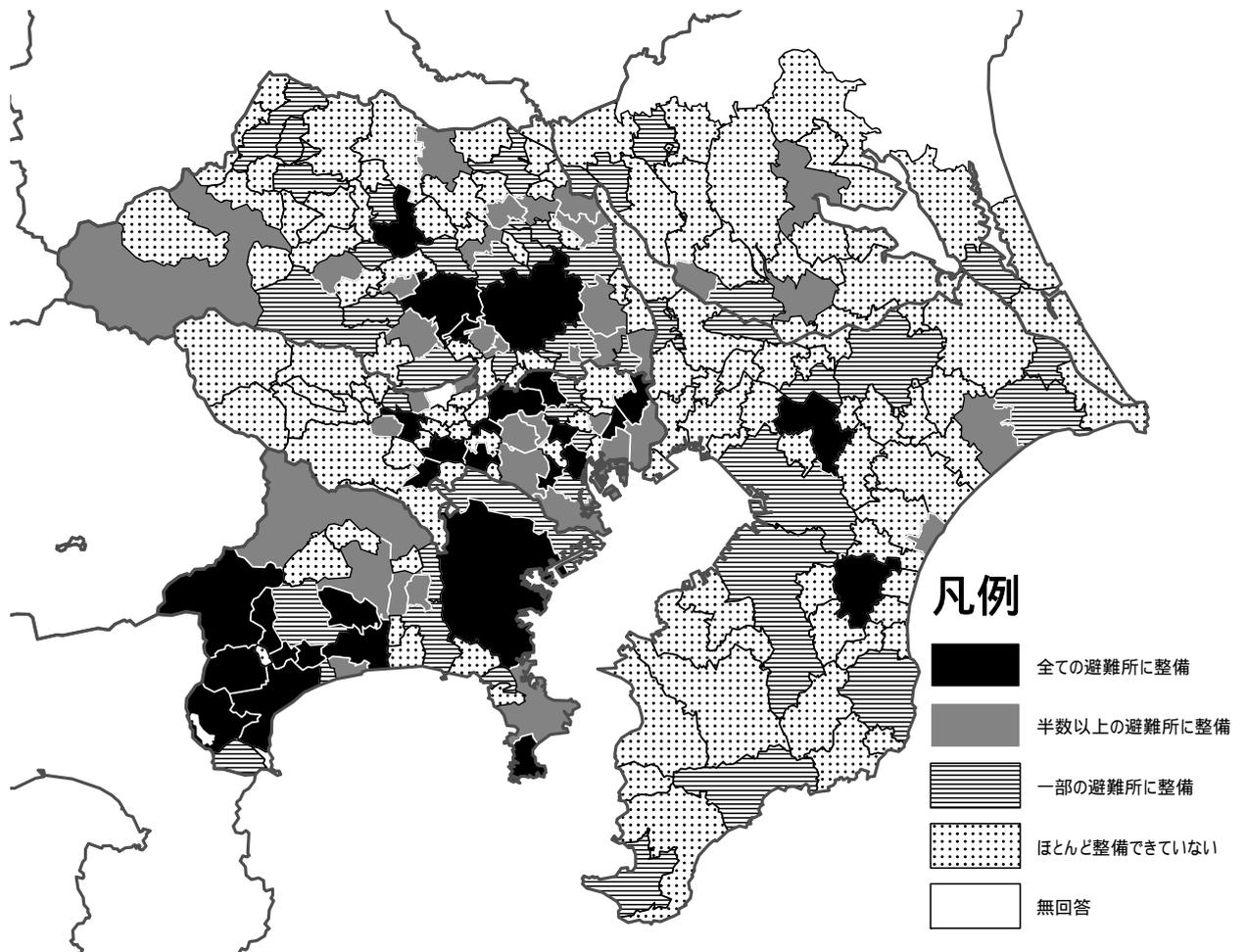
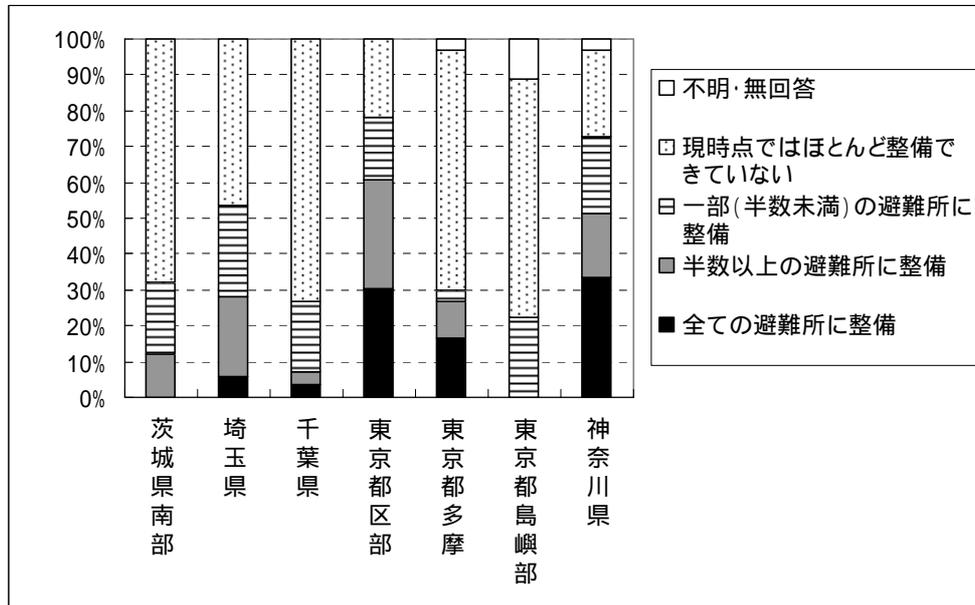


図 2-4 自家発電装置の整備状況

自家発電装置を整備している避難所における平均発電可能時間

・自家発電装置を整備している避難所における1箇所当たりの平均発電可能時間は、東京都区部で18.5時間、茨城県南部で15時間、埼玉県で13.4時間、神奈川県で12.1時間、その他は10時間未満である。

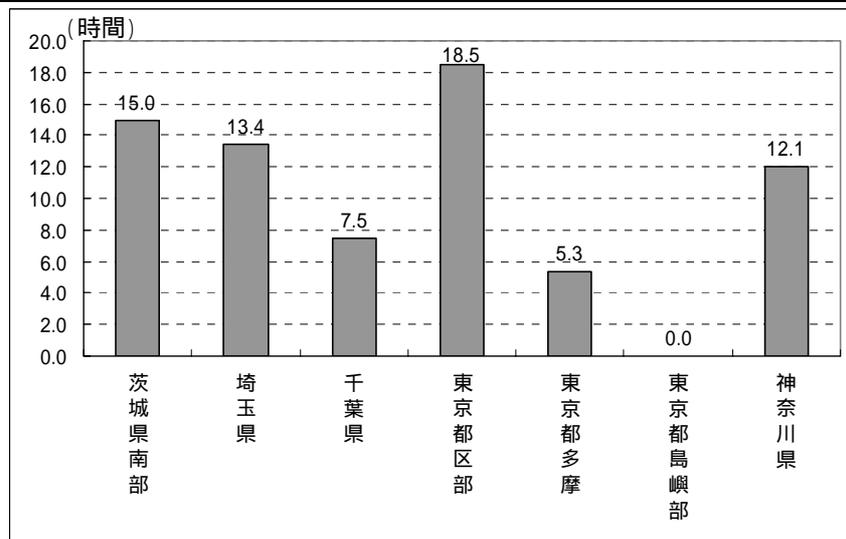


図 2-5 自家発電装置を整備している避難所における平均発電可能時間 (1)

自家発電装置の整備状況として、「全ての避難所に整備」「半数以上の避難所に整備」「一部(半数未満)の避難所に整備」と回答した市区町村における避難所1箇所当たりの平均的な発電可能時間に基づき、平均発電可能時間の都県・地域合計/回答市区町村数により都県・地域の平均値を算出

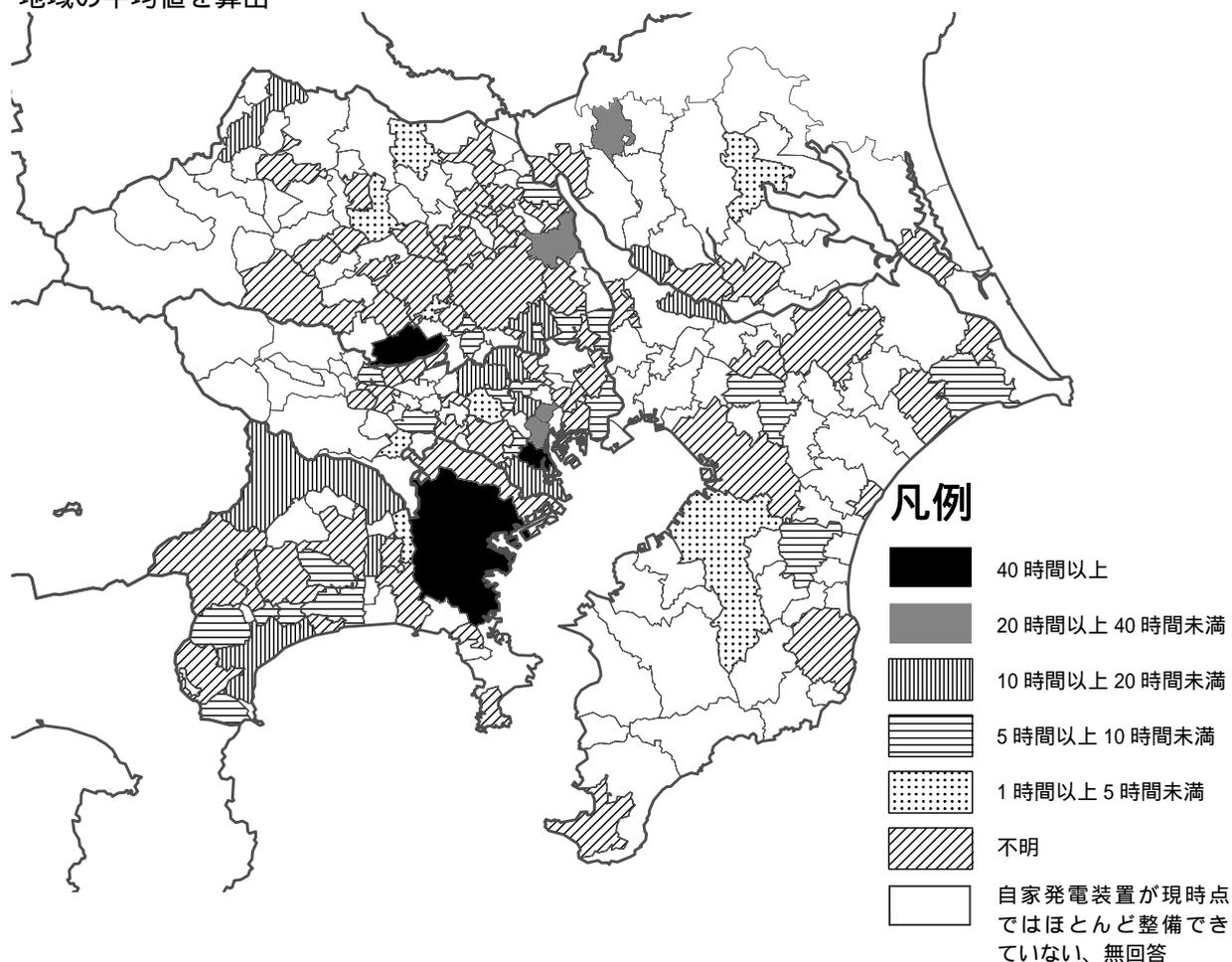


図 2-6 自家発電装置を整備している避難所における平均発電可能時間 (2)

1.(1) 食料の備蓄

避難所用に備蓄している食料（主食分）の分量を教えてください。

主食備蓄量（市区町村合計値）

（食）

食料の備蓄状況

・食料備蓄量は、東京都区部で 780 万食、神奈川県で 508 万食、東京都多摩で 321 万食、千葉県、埼玉県でそれぞれ 283 万食、その他は 40 万食未満である。

(参考) 中央防災会議による東京湾北部地震 (M7.3、冬 18 時発災、風速 15m/s のケース) における避難所生活者数を食料需要者と仮定し、1 人 1 日当たり 3 食とした場合、概ね 2 日分の備蓄量に相当。(発災当日の避難所生活者を建物被災が要因の避難者とすれば、発災当日の 1 都 4 県の避難所生活者数は約 240 万人であり、1 日後の避難所生活者数 460 万人と併せると、2 日間の延べ避難者数は 700 万人。したがって、700 万人×3 食=2,100 万食が 2 日間での食料需要量であり、1 都 4 県の食料備蓄量 2,200 万食とほぼ同じ。)

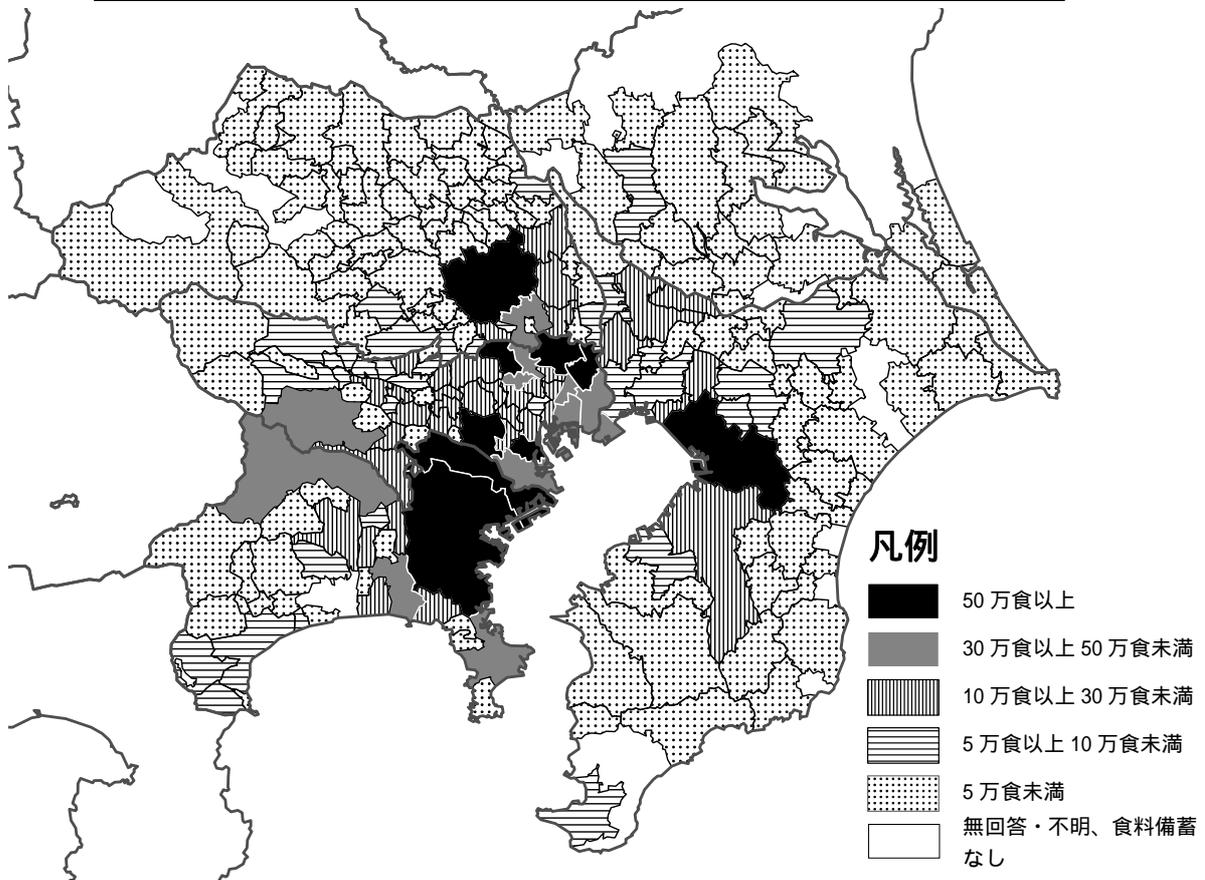
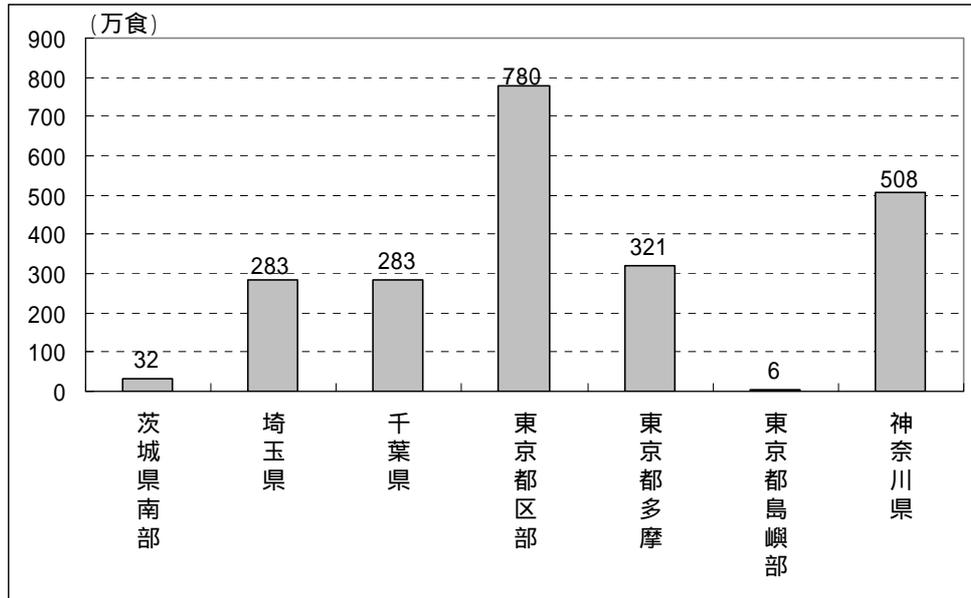


図 2-7 食料備蓄量

(参考) 都県別の食料需要量

[前ページに記載の考え方に沿って算出]

表 2-5 都県別の食料需要量

	食料需要量(累積;万食)							食料備蓄量 (万食)
	当日	1日後	2日後	3日後	4日後	5日後	6日後	
茨城県南部	1	13	23	33	42	50	59	32
埼玉県	90	288	478	660	834	1,005	1,174	283
千葉県	123	384	634	873	1,101	1,326	1,547	283
東京都	390	990	1,560	2,100	2,610	3,117	3,620	1,107
神奈川県	105	402	685	954	1,209	1,459	1,704	508
合計	709	2,077	3,380	4,620	5,796	6,957	8,104	2,212

食料需要量は、中央防災会議による東京湾北部地震(M7.3、冬18時発災、風速15m/sのケース)の避難所生活者数をもとに算出
四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

(参考) 1人当たりの食料備蓄量

表 2-6 1人当たりの食料備蓄量

	人口1人当たり換算 の食料備蓄量(食)	発災1日後の避難所生活者1人当 り換算の食料備蓄量(食) (東京湾北部地震の場合)
茨城県南部	0.2	8.7
埼玉県	0.4	4.3
千葉県	0.5	3.3
東京都区部	0.9	4.2
東京都多摩	0.8	18.6
東京都島嶼部	2.1	-
神奈川県	0.6	5.1
1都4県平均	0.6	4.8

注：算出の対象は全市区町村

中央防災会議による東京湾北部地震(M7.3、冬18時発災、風速15m/sのケース)における避難所生活者を前提としたものであり、他地震の場合は状況が異なる。なお、東京都島嶼部での避難所生活者はゼロ

1.(1) 飲料水の備蓄

災害発生時に飲料用として利用可能な緊急貯水槽等の耐震性貯水槽による飲料水備蓄量及び避難所用に備蓄しているペットボトル等の飲料水の分量を教えてください。また、浄水器等の整備状況について教えてください。

耐震性貯水槽による飲料水備蓄量（市区町村合計値）	（ m^3 ）
ペットボトル等避難所用備蓄量（市区町村合計値）	（ ）
飲料水確保のための浄水器、濾水器などを用意していますか。用意が整っている避難所（一次避難所、二次避難所含む）は何箇所ですか。	（箇所）

（なお、 $1m^3 = 1,000$ ）

耐震性貯水槽による飲料水備蓄量

・耐震性貯水槽による飲料水備蓄量は、神奈川県で 40 万 m^3 、東京都区部で 39 万 m^3 、埼玉県で 23 万 m^3 、その他は数万 m^3 未満である。

(参考) 1 都 4 県における 1 週間の飲料水需要量は約 11 万 m^3 であり、飲料水備蓄量は十分賚える計算になる。(断水人口は、発災当日に約 1,100 万人、2 日目に約 860 万人、4 日目に約 300 万人、1 ヶ月後に約 60 万人であり、線形補間により時系列の断水人口を求めた結果、1 週間合計の断水人口は延べ約 3,700 万人となる。1 人 1 日当たり 3 リットル必要とした場合、1 週間の飲料水需要量は約 11 万 m^3 。)

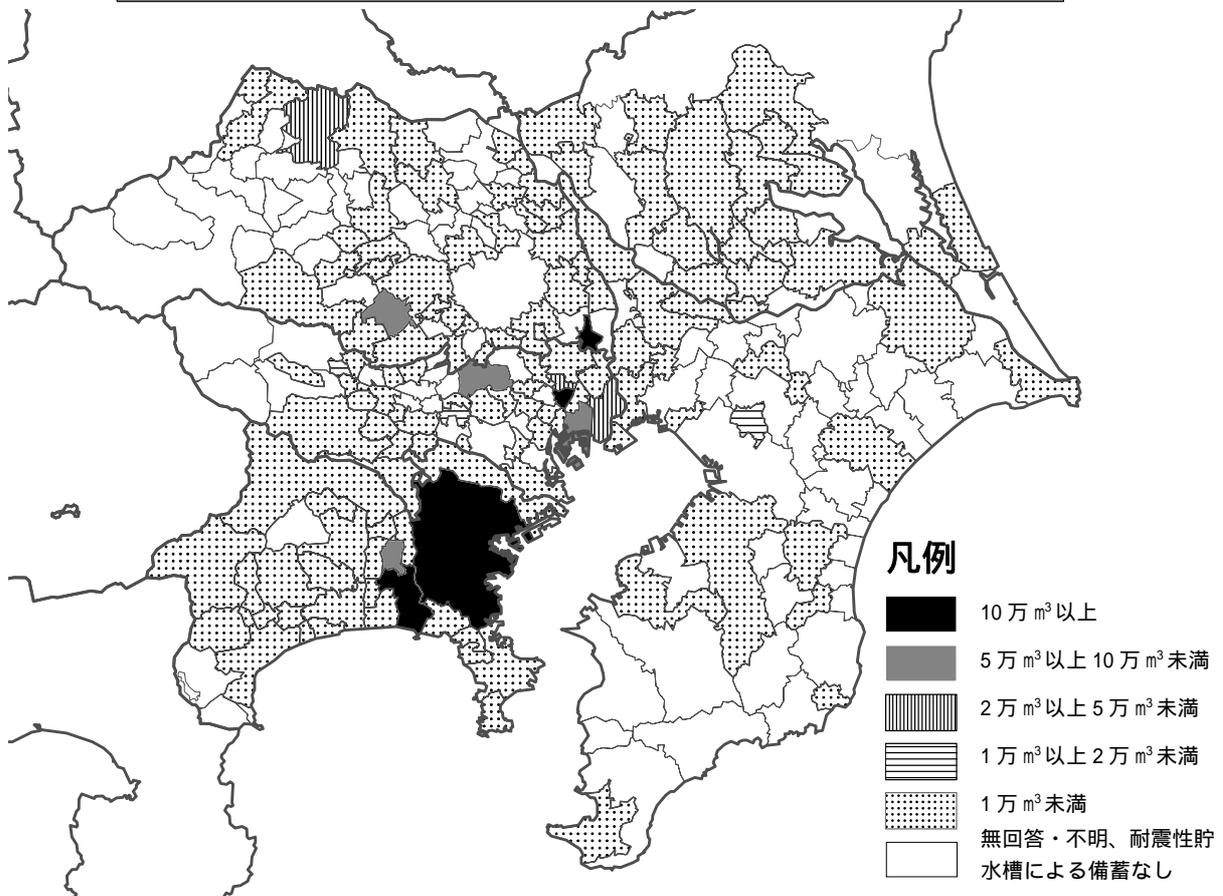
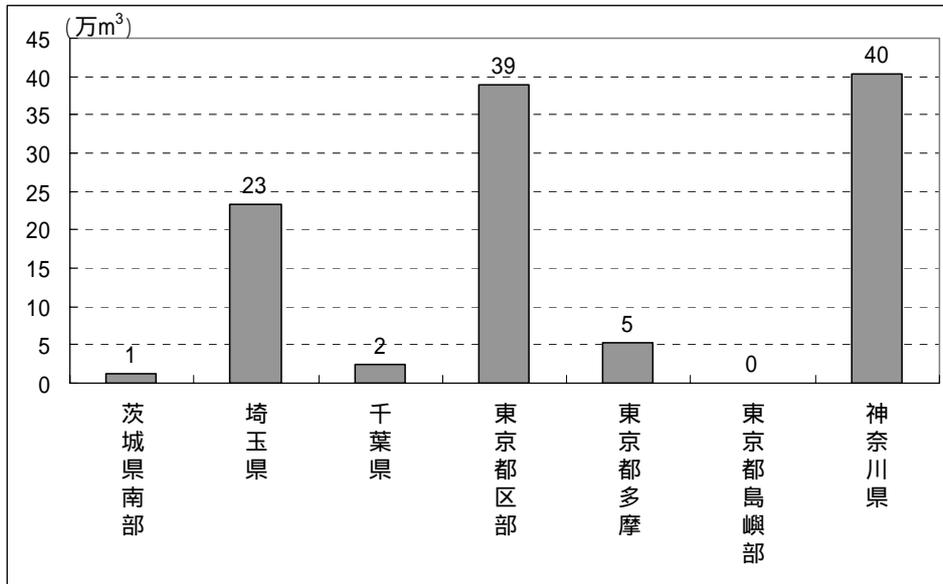


図 2 - 8 耐震性貯水槽による飲料水備蓄量

(参考) 都県別の飲料水需要量

〔前ページに記載の考え方に沿って算出〕

表 2-7 都県別の飲料水需要量

	飲料水需要量(累積; m ³)							耐震性貯水槽による 飲料水備蓄量(m ³)
	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	
茨城県南部	420	750	978	1,104	1,226	1,344	1,459	11,863
埼玉県	5,400	9,600	12,525	14,175	15,774	17,322	18,818	233,820
千葉県	7,200	12,600	16,380	18,540	20,633	22,660	24,620	21,878
東京都	11,700	20,400	25,920	28,260	30,535	32,745	34,890	443,170
神奈川県	9,300	16,500	21,480	24,240	26,915	29,505	32,010	404,318
合計	34,020	59,850	77,283	86,319	95,083	103,576	111,797	1,115,049

飲料水需要量は、中央防災会議による東京湾北部地震(M7.3)の断水人口をもとに算出
四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

(参考) 1人当たりの飲料水備蓄量

表 2-8 夜間人口1人当たりの耐震性貯水槽による飲料水備蓄量

	人口1人当たり換算の耐震性貯水槽による飲料水備蓄量(リットル)
茨城県南部	7.5
埼玉県	33.1
千葉県	3.6
東京都区部	45.9
東京都多摩	13.0
東京都島嶼部	27.6
神奈川県	46.0
1都4県平均	30.9

注：算出の対象は全市区町村

ペットボトル等避難所用飲料水の備蓄量

・ペットボトル等避難所用飲料水の1市区町村当たりの備蓄量は、東京都区部で91万リットル、神奈川県で70万リットル、東京都多摩で28万リットル、埼玉県、千葉県でそれぞれ21万リットル、その他は10万リットル未満である。

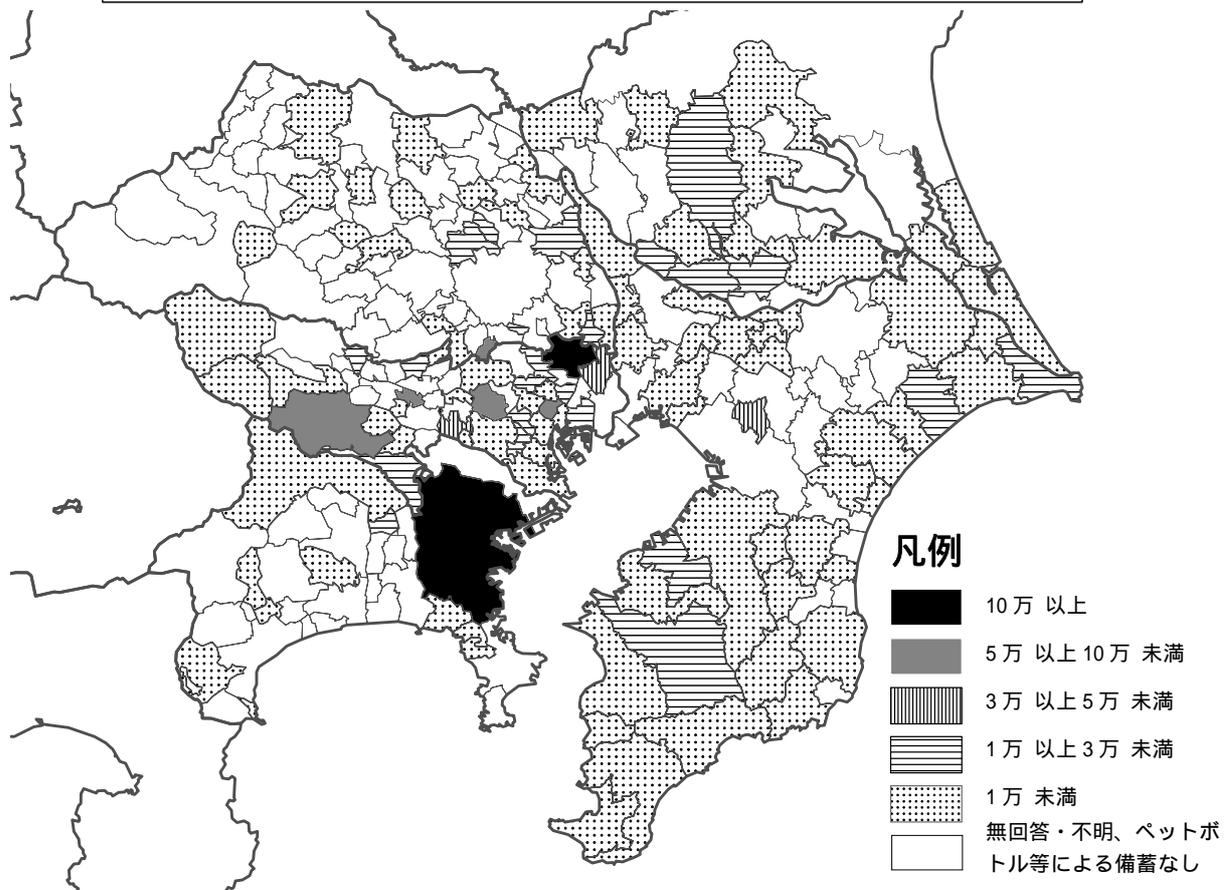
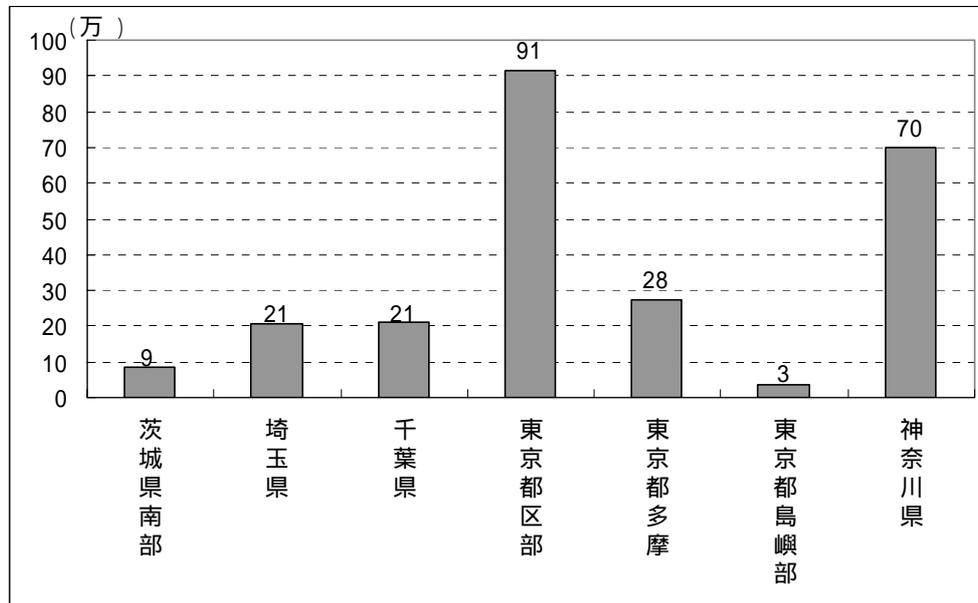


図 2-9 ペットボトル等避難所用飲料水の備蓄量

浄水器、濾水器などの準備状況

・飲料水確保のためにプール水等を浄化する浄水器、濾水器などを用意している避難所（一次避難所＋二次避難所）の割合は、神奈川県で44%、東京都多摩で41%、東京都区部で40%、埼玉県で16%、その他は10%未満である。

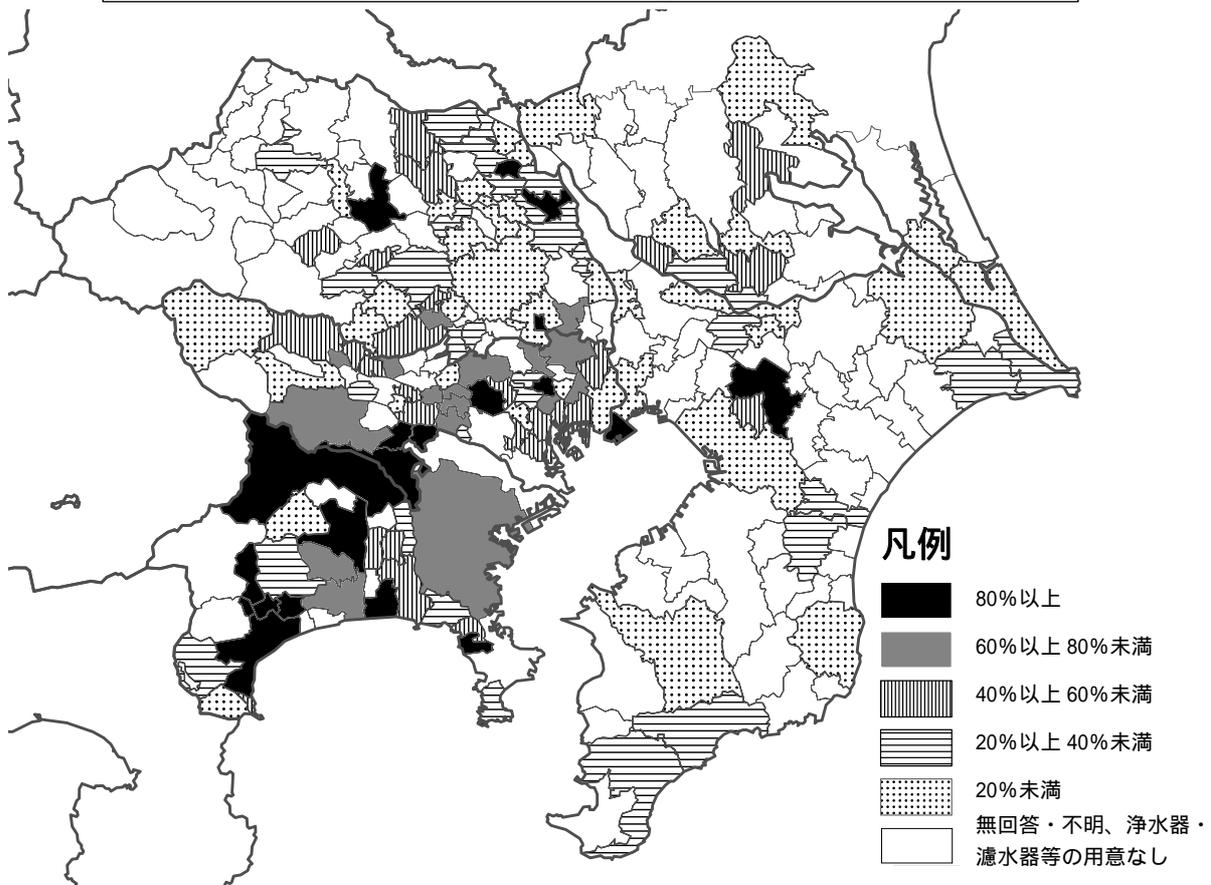
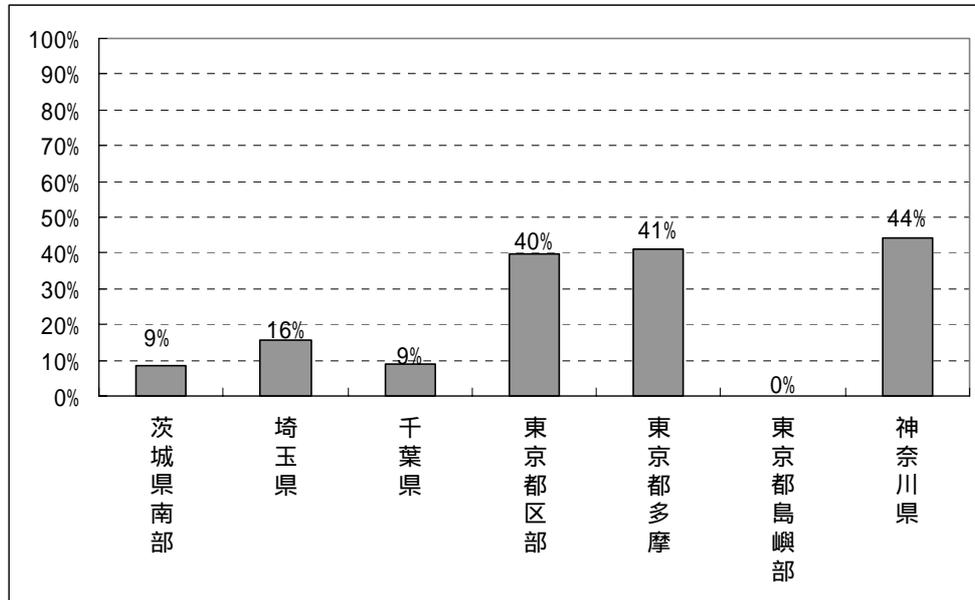


図 2-10 飲料水確保のために浄水器、濾水器などを用意している避難所の割合
 (用意している避難所数 / (一次避難所数 + 二次避難所数))

1.(1) 既設トイレの活用

校舎等にある既設トイレは災害時に断水等により使用できなくなる可能性が高く、このためプールの水などを活用するなどの工夫が必要となりますが、このような発災時の既設トイレの課題とその解決方法について考えていますか。該当するものを1つ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

回答欄	
-----	--

1. 具体的に考えている
2. 今後具体的に検討する予定
3. 考えていない

プール水の活用など、発災時の既設トイレ活用の検討状況

・プール水の活用など、発災時の既設トイレ活用について具体的に考えている市区町村の割合は、神奈川県で64%、東京都区部で61%、東京都多摩で30%、その他は20%未満である。

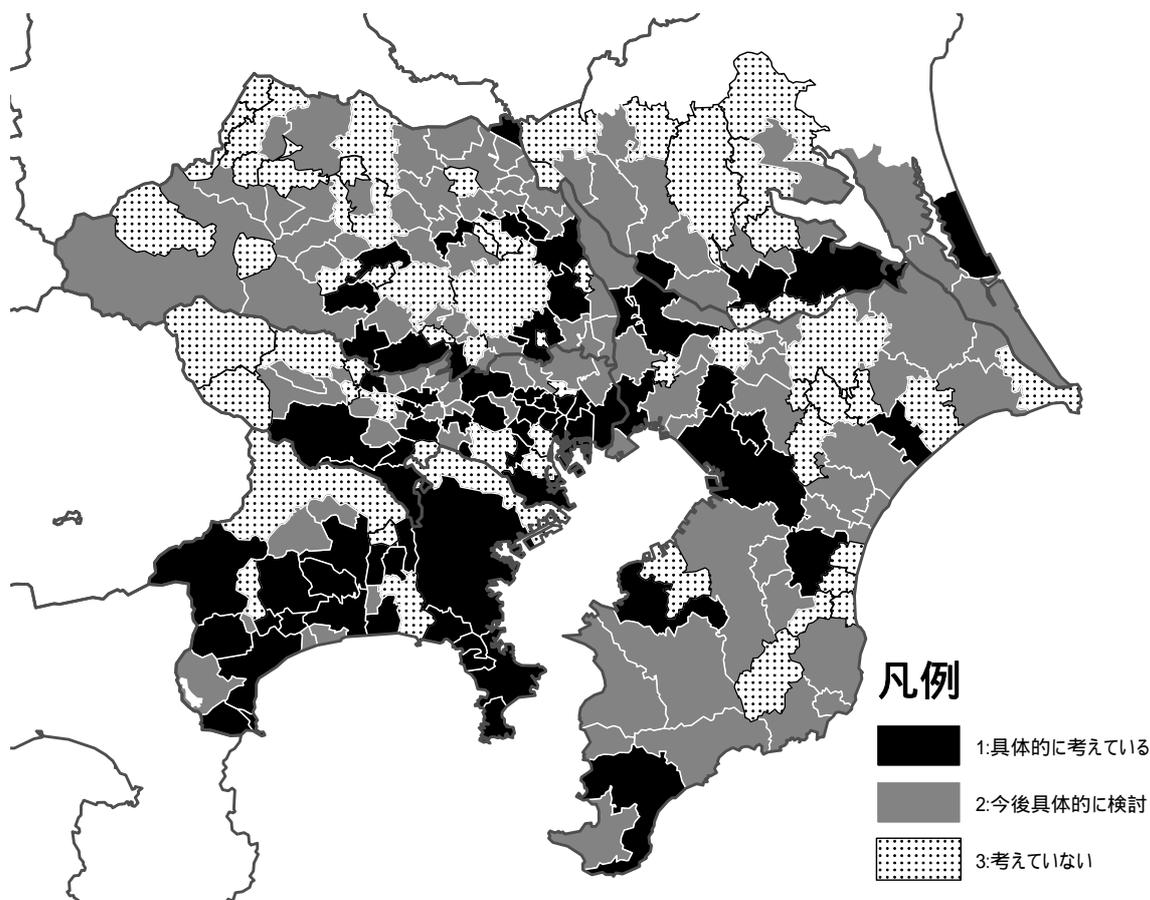
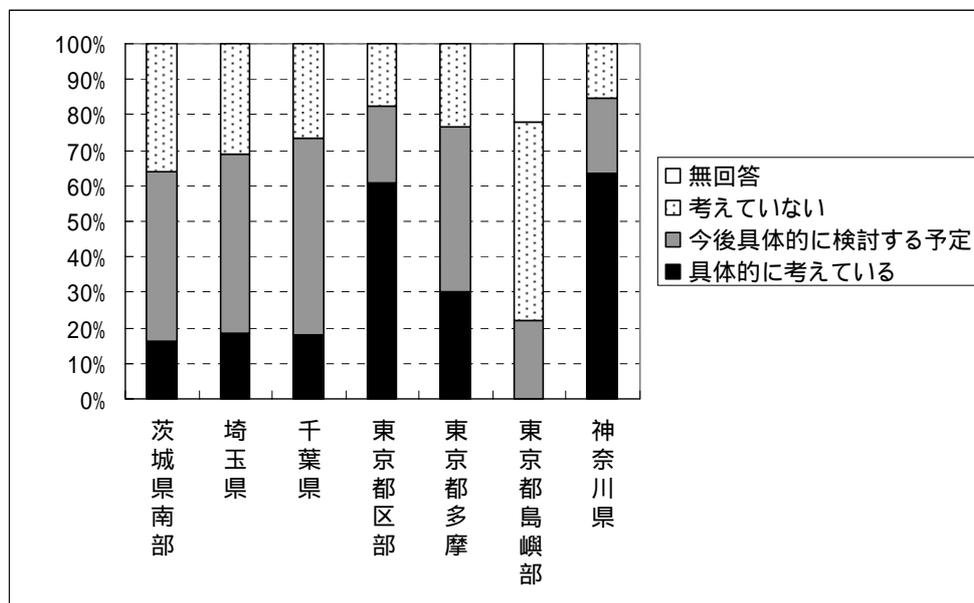


図 2-11 プール水の活用など、発災時の既設トイレ活用の検討状況

1.(1) 既設トイレ以外のトイレの整備

校舎等にある既設トイレ以外に非常用のものを備蓄あるいは調達を予定している場合は、その分量を教えてください。

バキュームカー等による汲み取り・回収が必要となる、し尿貯留型で屋外等に設置する仮設トイレ・組立てトイレ等	(市区町村合計値) (基)
室内に設置可能な小型で持ち運びのできるトイレで、し尿貯留型の簡易トイレ(介護等で使用されているポータブルトイレ含む)	(市区町村合計値) (基)
下水道を活用したマンホール対応型トイレ等	(市区町村合計値) (基)
既設トイレの便座等に便袋を設置し、し尿をパックするタイプの携帯トイレ	(市区町村合計値) (枚)
その他	(市区町村合計値) (基)

仮設トイレ・組立てトイレ等の備蓄・調達数

・バキュームカー等による汲み取り・回収が必要となる、し尿貯留型で屋外等に設置する仮設トイレ・組立てトイレ等の備蓄・調達数は、神奈川県で約 1 万 4,000 基、東京都区部で約 7,000 基、千葉県で約 3,200 基、埼玉県で約 2,200 基、東京都多摩で約 2,000 基である。

(参考) 全トイレ需要を仮設トイレで賄うと考え、また、断水していない地域の避難所の既設トイレが使用可能とし、仮設トイレ需要者数 = 避難所生活者数 × 断水率、100 人当たり 1 基の仮設トイレが必要と仮定すると、1 都 4 県における必要仮設トイレ数は発災 1 日後で最大の 1 万 1,000 基となる。なお、避難所生活者数は、中央防災会議による東京湾北部地震 (M7.3、冬 18 時発災、風速 15m/s のケース) の数値である。

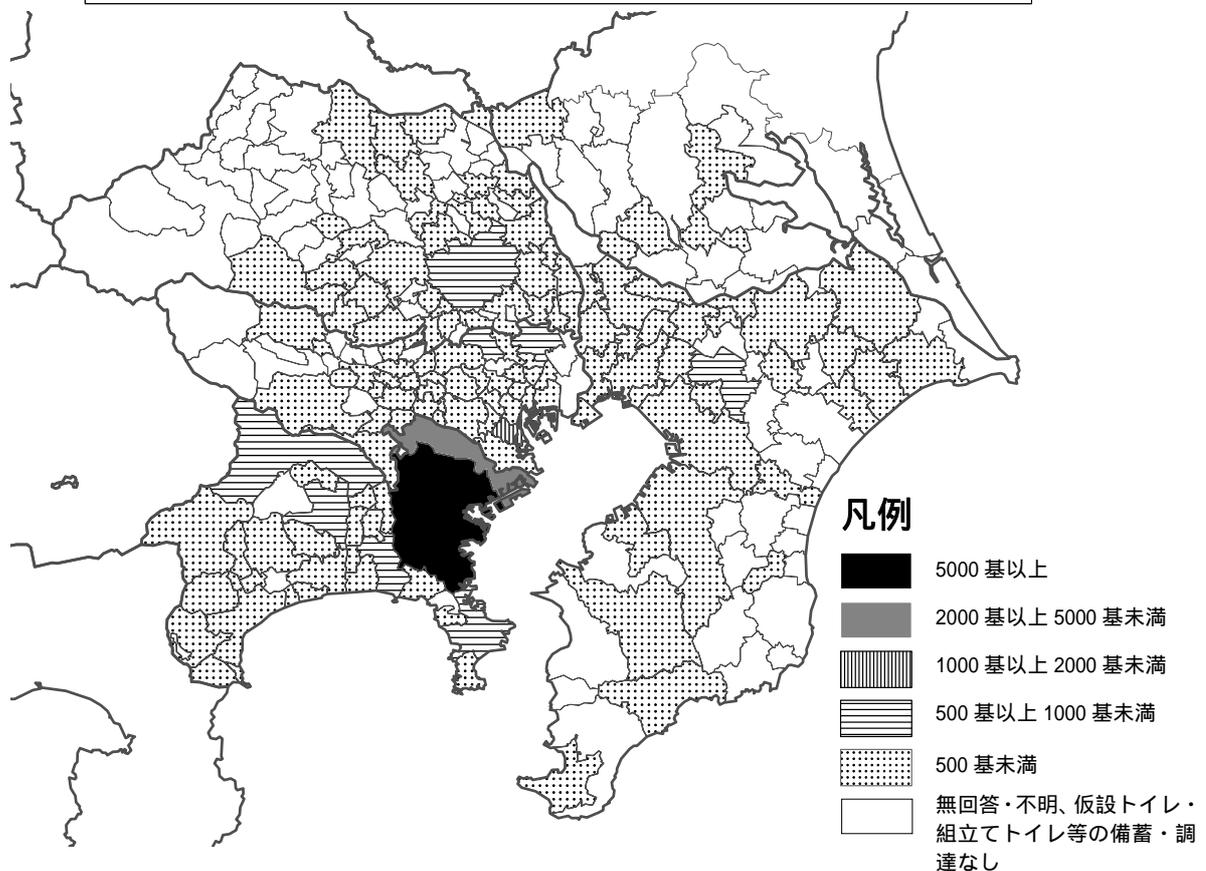
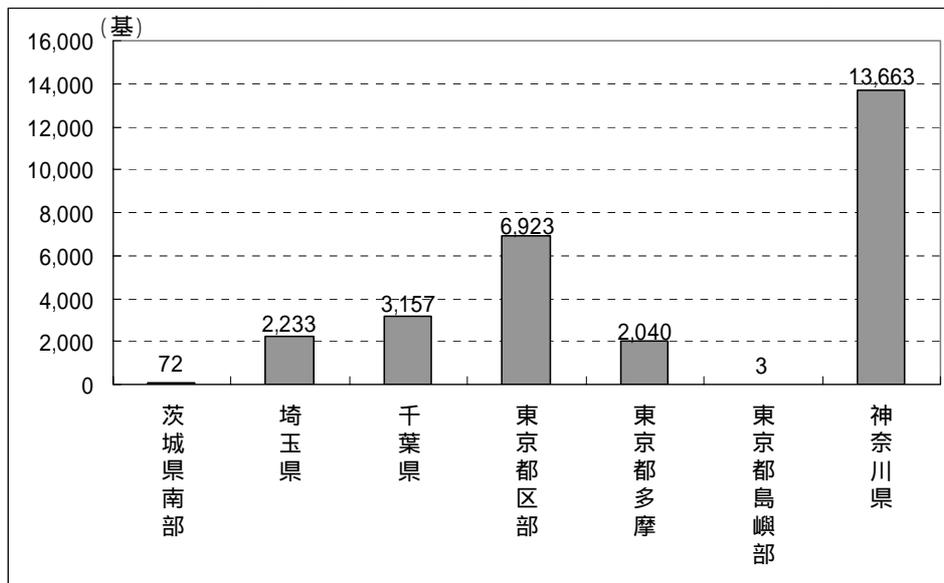


図 2-12 仮設トイレ・組立てトイレ等の備蓄・調達数

(参考) 都県別の仮設トイレ需要量

[前ページに記載の考え方に沿って算出]

表 2-9 都県別の仮設トイレ需要量(1)

(断水していない地域の避難所における既設トイレが使用可能であり、断水地域の避難所生活者に対して、仮設トイレが100人に1基の割合で必要と仮定した場合)

	仮設トイレ需要数(基)							仮設トイレ・組立てトイレ 備蓄数(基)
	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	
茨城県南部	4	26	17	9	8	7	7	72
埼玉県	765	1,310	875	473	438	418	398	2,233
千葉県	1,625	2,586	1,734	947	876	835	796	3,157
東京都	4,031	4,612	2,780	1,116	1,025	989	953	8,966
神奈川県	1,234	2,703	1,781	938	862	819	777	13,663
合計	7,660	11,236	7,187	3,483	3,209	3,068	2,930	28,091

表 2-10 都県別の仮設トイレ需要量(2)

(避難所の既設トイレは使用できないと考え、避難所生活者に対して、仮設トイレが100人に1基の割合で必要と仮定した場合)

	仮設トイレ需要数(基)							仮設トイレ・組立てトイレ 備蓄数(基)
	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	
茨城県南部	47	370	347	323	300	292	284	72
埼玉県	3,000	6,600	6,333	6,067	5,800	5,712	5,623	2,233
千葉県	4,100	8,700	8,333	7,967	7,600	7,488	7,377	3,157
東京都	13,000	20,000	19,000	18,000	17,000	16,885	16,769	8,966
神奈川県	3,500	9,900	9,433	8,967	8,500	8,338	8,177	13,663
合計	23,647	45,570	43,447	41,323	39,200	38,715	38,230	28,091

注1) 仮設トイレの必要数として、ここでは避難者100人1基の割合としたが、その根拠は次のとおりである。

「仮設トイレを大量に提供していただいたお陰で設置目標を順次高め、避難者150人に1基、その次は100人に1基を目標にした。100人に1基行き渡った段階で設置についての苦情はかなり減ってきた。75人に1基達成できた段階では苦情が殆どなくなった。従って、100人に1基程度が設置の一つの指標になるものと思われる。」(震災時のトイレ対策のあり方に関する調査研究委員会『震災時のトイレ対策 - あり方とマニュアル -』((財)日本消防設備安全センター(1997年3月))

注2) 「衛生器具の適正個数算定法」(空気調和・衛生工学会)に基づく、通常時における一般のオフィスのトイレ数(待ち時間として許容できる最低限レベル)は、男性利用人員300人に対して男子大便器5基、男子小便器3基、女性利用人員300人に対して女子便器6基である。

(参考資料: http://iinavi.inax.co.jp/cataloglib/pdf/SESM12_5/SESM12_5_P087.pdf)

この場合、男女比を1:1とすると、約40人に1基の割合〔=(300+300)/(5+3+6)〕でトイレが必要となる。

(参考) 仮設トイレ等について

一般的には次の2つを総称して仮設トイレと呼んでいる場合が多い。

ユニット式トイレ

工事現場で利用されている貯留・汲み取りするタイプから、トイレにし尿処理装置を備えた一体型のものまで様々な種類がある。

組立て式トイレ

災害発生時に組み立てて使用するタイプで、日常時はパーツまたは折り畳んだ状態でコンパクトに保管できる。

(「第2回緊急時水循環機能障害リスク検討会」資料(国土交通省・厚生労働省)より作成)

簡易トイレの備蓄・調達数

・室内に設置可能な小型で持ち運びのできるトイレで、し尿貯留型の簡易トイレ（介護等で使用されているポータブルトイレ含む）の備蓄・調達数は、埼玉県で約2万6,000基、神奈川県、東京都区部でそれぞれ約2万1,000基、東京都多摩、千葉県でそれぞれ約5,500基である。

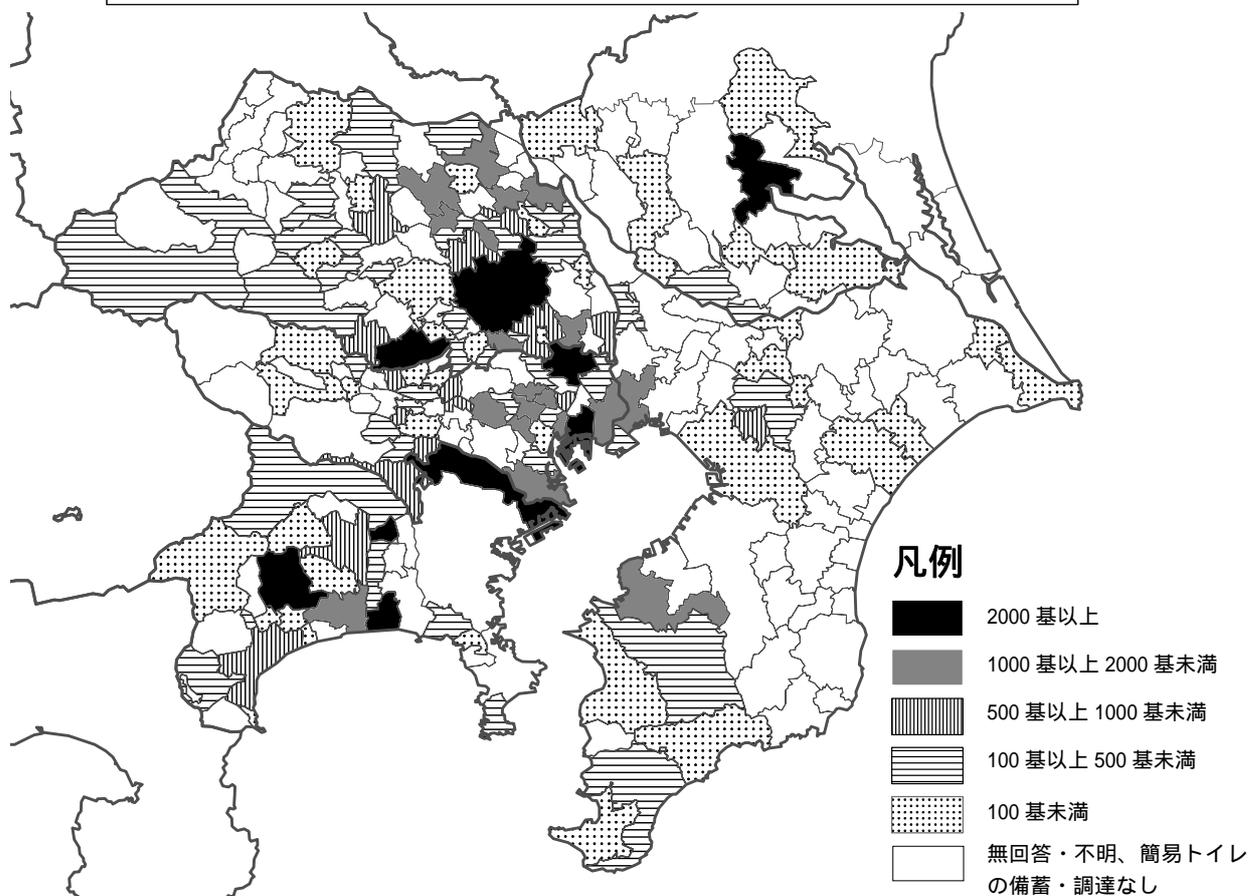
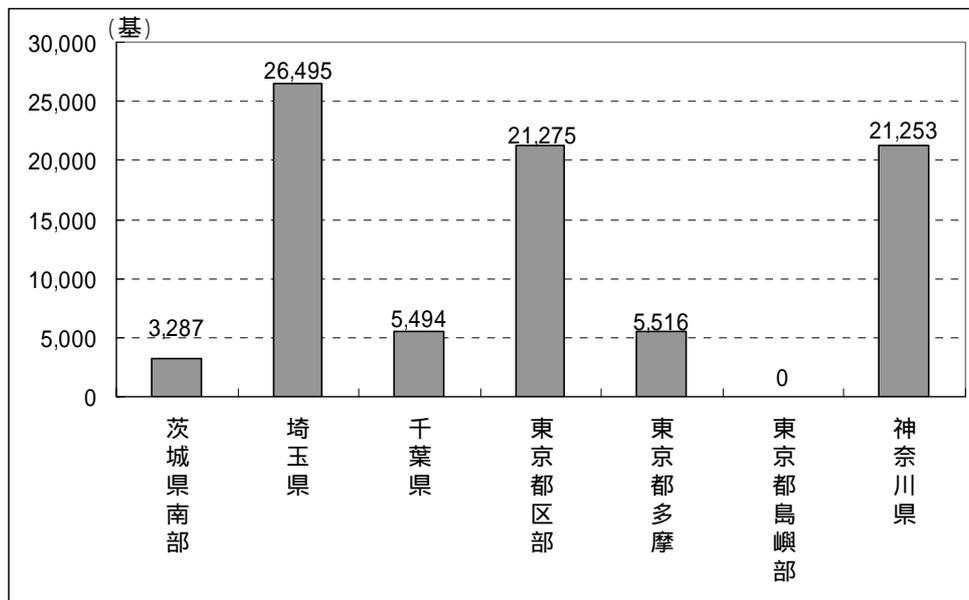


図 2-13 簡易トイレの備蓄・調達数

マンホール対応型トイレ等の備蓄・調達数

・下水道を活用したマンホール対応型トイレ等の備蓄・調達数は、東京都区部で約3,500基、神奈川県で約2,100基、その他は400基未満である。

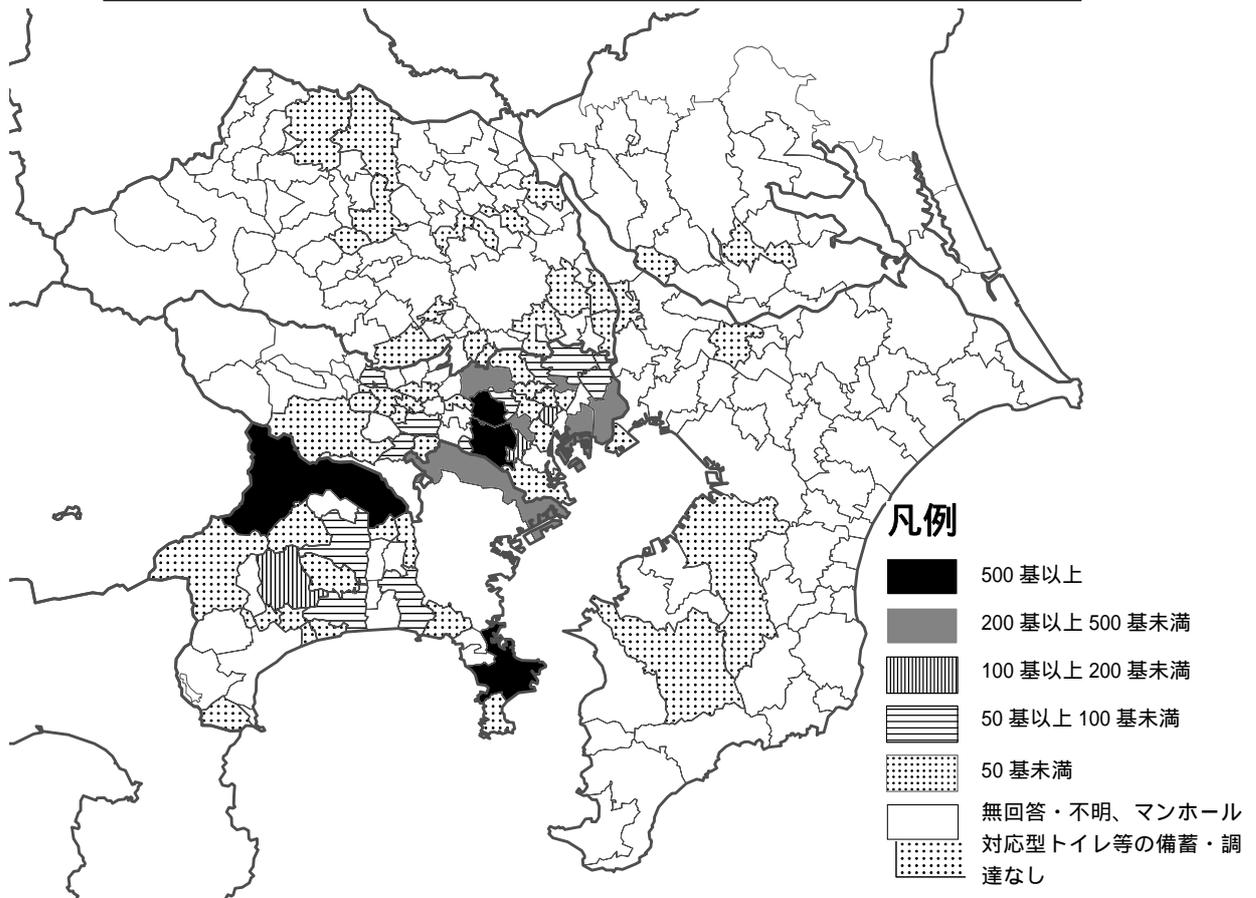
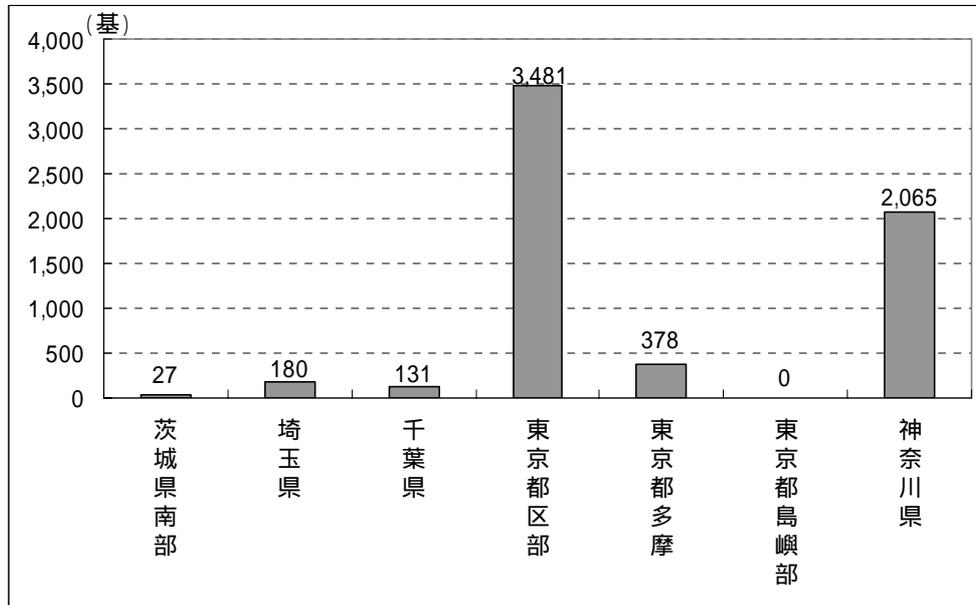


図 2-14 マンホール対応型トイレ等の備蓄・調達数

携帯トイレの備蓄・調達数

・既設トイレの便座等に便袋を設置し、し尿をパックするタイプの携帯トイレの備蓄・調達数は、東京都区部で約 98 万 2,000 枚、神奈川県で約 37 万 1,000 枚、埼玉県で約 22 万 2,000 枚、東京都多摩で約 11 万 9,000 枚、千葉県で約 6 万 7,000 枚である。

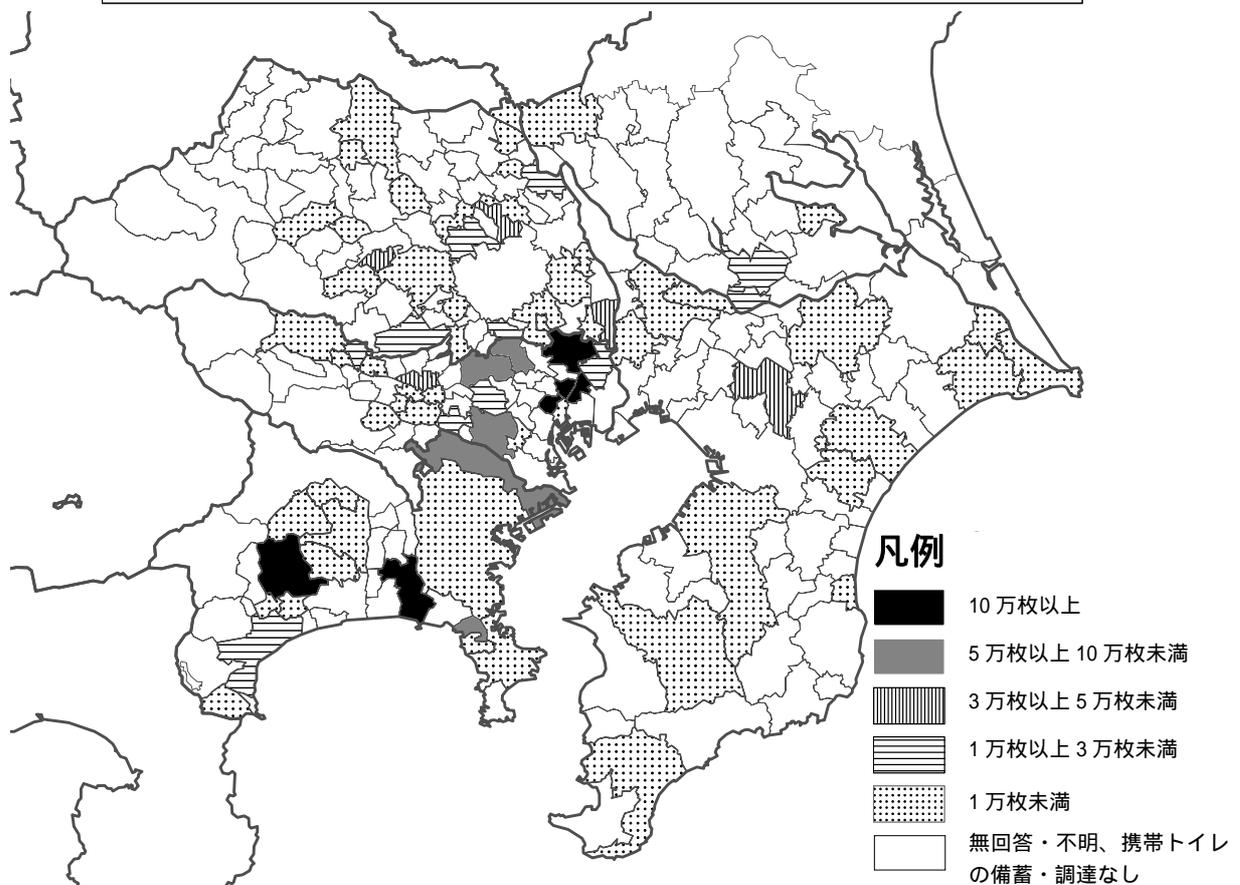
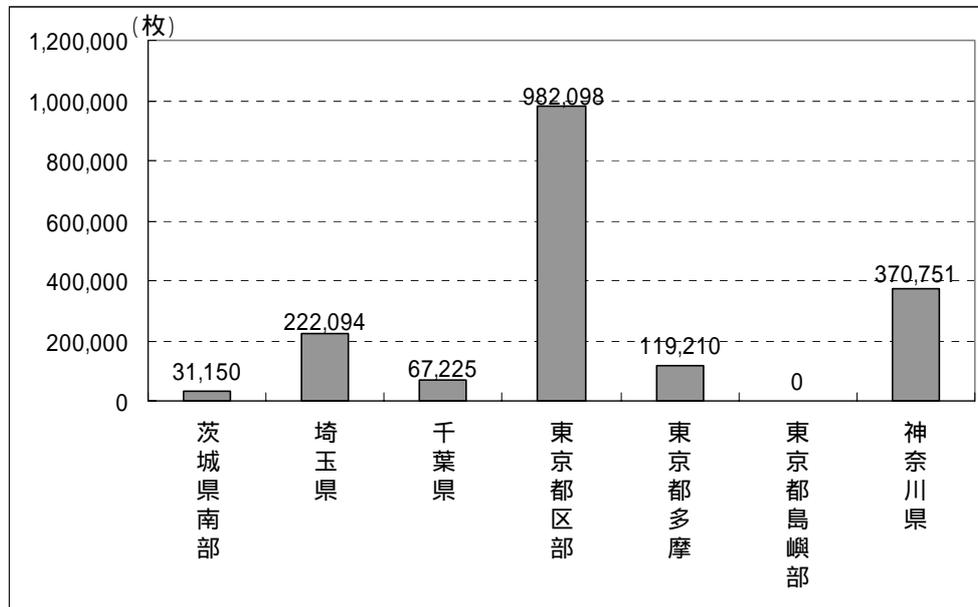


図 2-15 携帯トイレの備蓄・調達数

その他トイレの備蓄・調達数

・その他トイレの備蓄・調達数は、神奈川県で約1,100基、埼玉県、東京都区部でそれぞれ約600基である。

その他トイレとしては、車椅子用トイレ、固液分離式トイレ等がある。

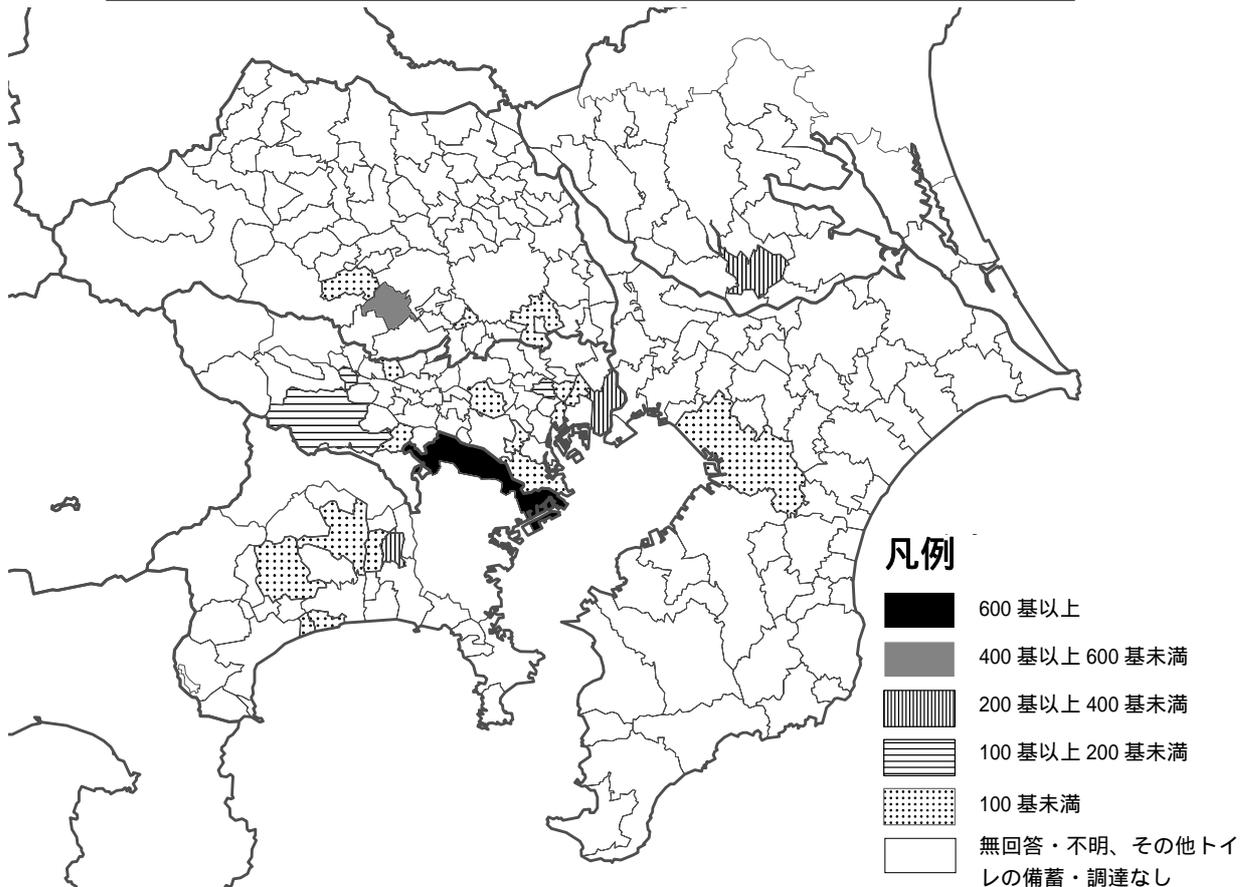
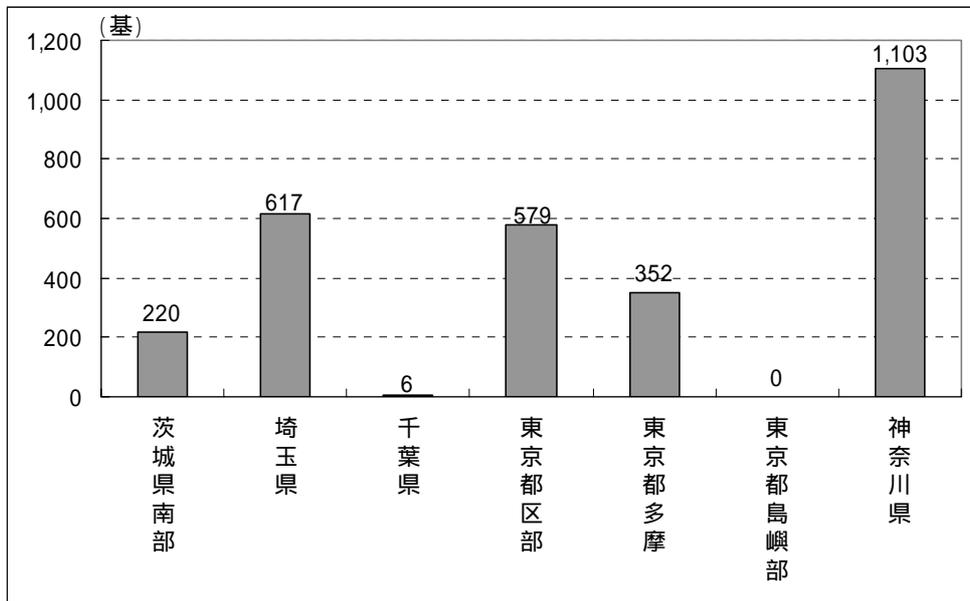


図 2-16 その他トイレの備蓄・調達数

1.(1) 大規模地震時に想定される避難所開設期間

大規模な直下地震により貴市区町村の周辺地域で震度6強以上の揺れが発生した場合、相当の避難者が発生すると予想されますが、貴市区町村における避難所の開設期間は、最大で何日間程度と想定されると思いますか。

最大約()日間

大規模地震時に想定される避難所開設期間

・大規模な直下地震により市区町村の周辺地域で震度6強以上の揺れが発生した場合に想定される避難所開設期間の平均値(回答のあった市区町村の平均)は、千葉県で72日、埼玉県で62日、神奈川県で61日、茨城県南部で44日、東京都区部で35日、東京都島嶼部で24日、東京都多摩で19日である。

(参考) 阪神・淡路大震災の神戸市においては、平成7年8月10日に応急仮設住宅がすべて完成したことに伴い、8月20日をもって災害救助法の規定に基づく避難所を廃止したが、仮設住宅に入居できない多数の避難者(6,672人)がいたため、避難所に代わる施設として、10箇所(その後12箇所)の待機所を設置。(「阪神・淡路大震災 - 兵庫県1年の記録」(兵庫県、1996)より)

神戸市は、平成9年3月には待機所の位置づけを廃止し、公園の旧避難所とあわせて「旧避難所等」が残った。(発災後約4年経過の)平成10年12月17日に旧下山手小学校の旧待機所が解消されたが、その後も公園に旧避難所が残った。(「阪神・淡路大震災 - 神戸の生活再建・5年の記録 - 」(神戸市生活再建本部、2000年3月)より)

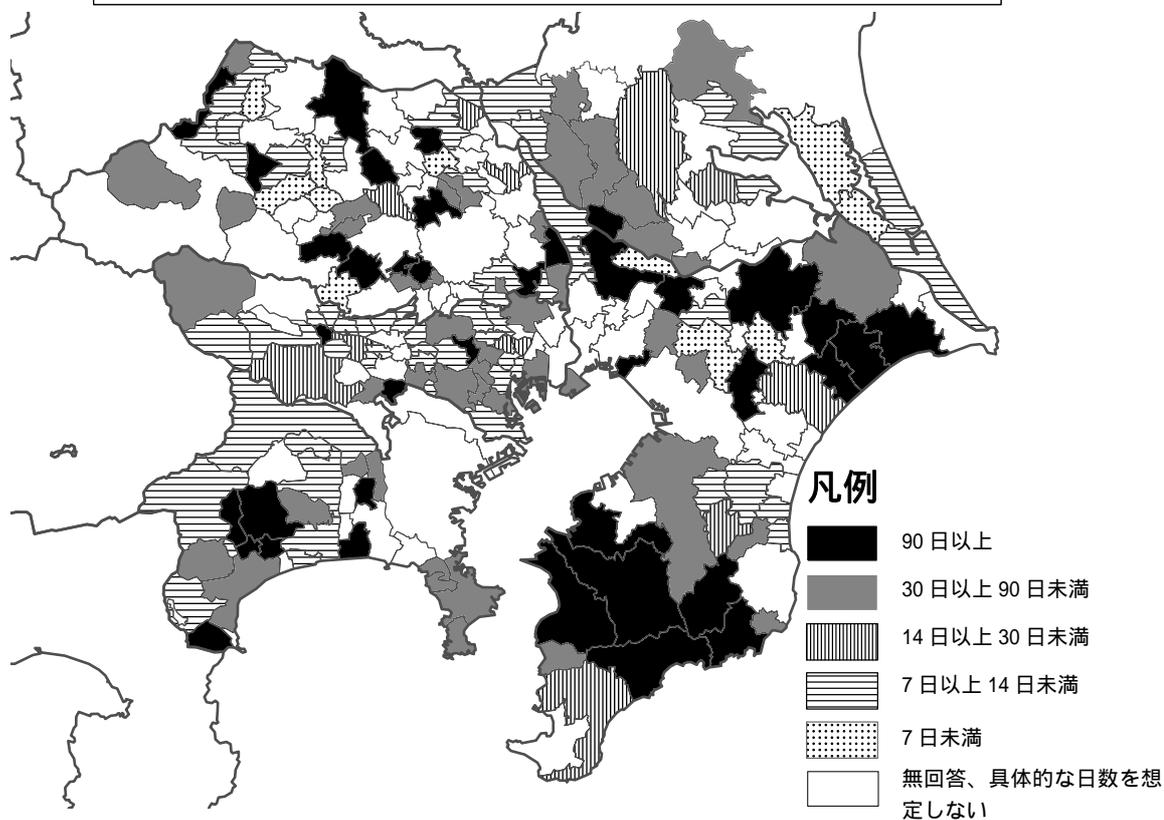
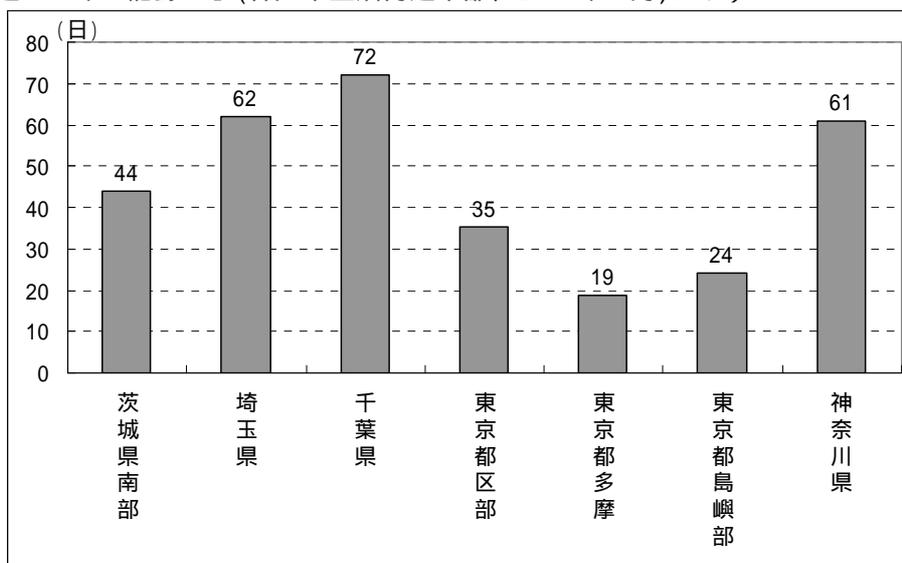


図 2 - 1 7 大規模地震時に想定される避難所開設期間

(2) 避難者収容の可能性

実際の震災時において、全体として、避難を希望する人々を避難所収容計画どおりに収容することが可能だと思いますか。該当するものを1つ選び、回答欄に番号をご記入下さい。なお、ここでは、避難所収容の対象者を「当該市区町村の住民のみ」とした場合とします。

回答欄

1. 計画した人数を超えなければ避難所に収容できると思う（超えると収容できない）。
2. 計画した人数を多少超えても避難所に収容できると思う。
3. 計画した人数であっても、実際には計画どおりに収容できない可能性がある。

→ (「3. 計画した人数であっても、実際には計画どおりに収容できない可能性がある。」と回答された場合、その具体的なケースや理由等について記述して下さい。)

(例) 避難者収容可能面積に対して3.3㎡当たり2人で避難者収容可能人数を算出しているものの、避難者が持ち込む家財なども考えられ、当初見込んでいた施設面積の全てを避難スペースとして活用できるとは限らないため。

避難者収容の可能性

・計画した人数であっても、実際には計画どおりに収容できない可能性があると考えている市区町村の割合は、神奈川県・千葉県・東京都多摩・埼玉県で3～4割、東京都区部で26%である。

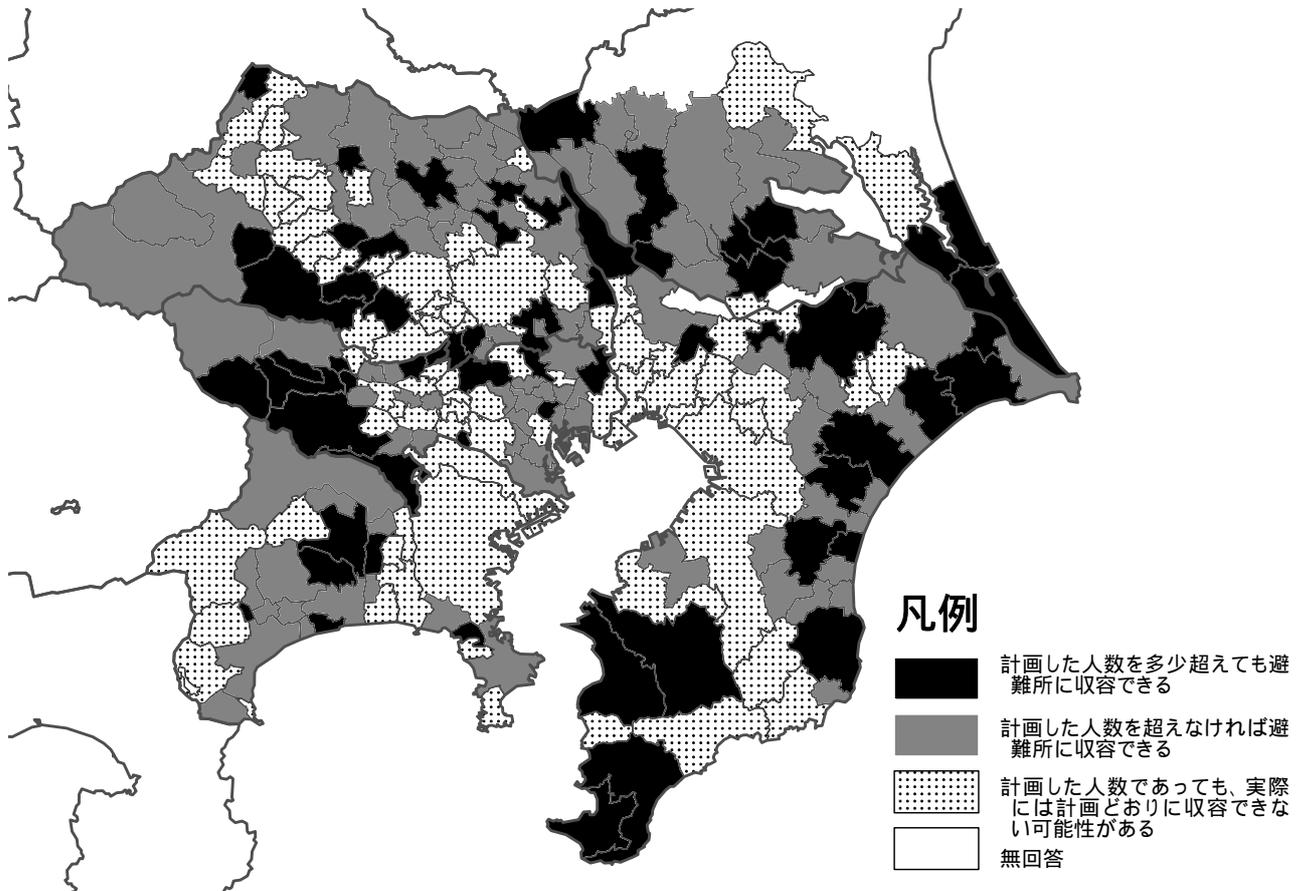
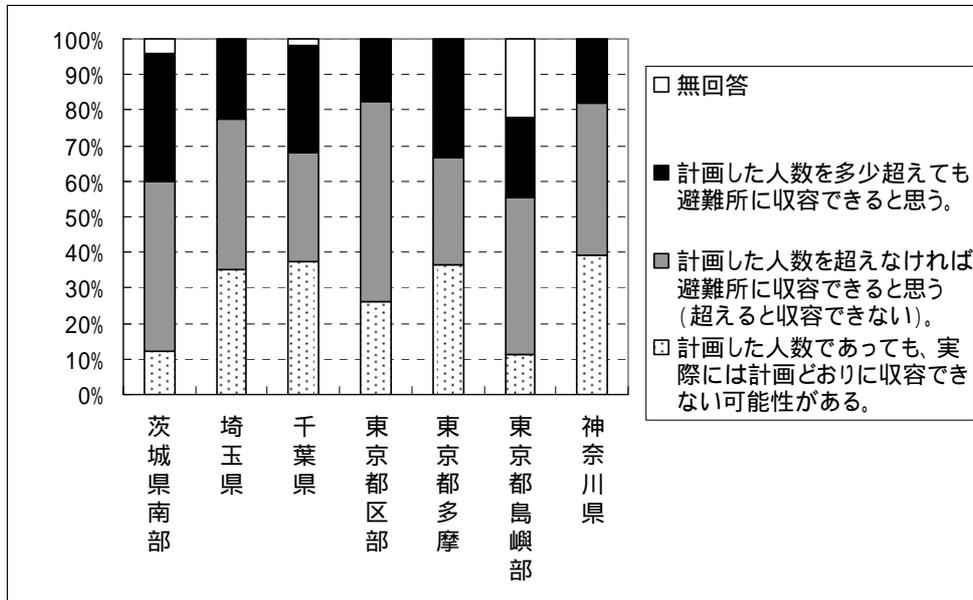


図 2 - 1 8 避難者収容の可能性

表 2-11 計画した人数であっても計画どおりに収容できない理由等

(「計画した人数であっても、実際には計画どおりに収容できない可能性がある。」と回答した市区町村の具体的な理由等)

(帰宅困難者・観光客の避難)

- ・当初は、帰宅困難者も入所すること。
- ・避難者収容数も県の被害想定を活用しており、あくまでも市内居住者を対象としており、帰宅困難者等により避難者数は大幅に増加すると考えられる。
- ・観光客などの被災者の人数により、避難所が受け入れできない場合も考えられる。
- ・発災の時間帯（夏期観光シーズン等）によっては収容できない可能性あり。

(家財持ち込み等による避難スペースの減少)

- ・避難者の持ち物により、スペースが制限されるなどの可能性があるため。
- ・避難者収容可能面積に対して 3.3 m²当たり 1 人で避難者収容可能人数を算出しているものの、避難者が持ち込む家財なども考えられ、当初見込んでいた施設面積の全てを避難スペースとして活用できるとは限らないため。
- ・施設全体を収容スペースとして活用できるとは限らない。
- ・単純に部屋の面積割で計算されているが、部屋に置いてある事務用品等のスペースがあり、すべての面積を活用できるとは限らないため。
- ・当初見込んでいる施設面積を全て避難者収容のために当てられるとは限らないため。（状況によっては、避難所建物内に現地対策本部を置くことなども考えられる。）
- ・避難所建物延床面積 3.3 m²当たり 2 人で収容可能人数を算定しているため、収容可能面積等の算定根拠を見直し、検討する必要がある。
- ・避難者のプライバシー確保のため、ダンボール製の簡易衝立等設置した場合など全てを避難スペースとして活用できるとは限らないため。
- ・入所時期が遅くなるにつれ無駄（半端）なスペースが生まれ確保しづらくなると考える。
- ・地元町会・自治会など既存組織が広めにスペースを確保することが考えられる。

(避難所自体の被災)

- ・建物被害のため計画の避難スペース全てを活用できない。
- ・耐震化により、確実に避難場所が被災しないとはいえないため。
- ・施設によってガラスが割れたり、施設が損傷したりすることが予想され、計画している面積が全て使用できる保障がないため。
- ・現在指定されている避難所は、地すべり地域等に指定された中に設置されているものもあり、一部の避難所が機能しない可能性があるため

(想定避難者の増大等)

- ・その時点では、実際に家が倒壊しなくても、余震での倒壊を恐れ少しでも安全な場所へ避難を行おうとする心理が働き、計画以上の人が避難することが予想されるため。
- ・平成 18 年 5 月の東京都の被害想定（多摩直下 M7.3）での避難者数が現在の地域防災計画より多いため。
- ・南関東地震による被害想定を基準にすると、予想避難者全員が避難した場合は、指定避難場所では収容不可能な状況である
- ・橋の落橋の有無により区内の避難所に集まる避難者の想定が変わる
- ・一部の避難所に避難者が集中する恐れがある（発災時間で変わる）

(避難者収容可能人数自体の未算定)

- ・現在の地域防災計画では、避難者収容可能面積に対して収容可能人数を算出していないため。現在、改定中。
- ・被害や避難者の状況等により、避難スペースの画一的基準を設けていないため。

(1人当たり占有面積の増加の必要性)

- ・当市で計算している一人あたりの収容スペースは約2㎡であり、実際には4㎡近くは必要であると考えます。

(教室等を避難スペースとして想定)

- ・全ての教室に収容することを想定しているが、実際には避難スペースとして利用できない教室等があると考えられるため。(今後学校側と協議し整理する予定)多くの帰宅困難者が避難所を利用した場合は、収容不可の場合も考えられる。
- ・学校施設等、授業再開に伴い空けなければならない施設がある。

(食料の調達不足)

- ・地域により避難者数が大きく異なるため、市内一律で学校に保管している備蓄物資では対応が困難な可能性がある。

(避難所の割り振り困難)

- ・避難者収容可能人数を算出していたとしても、実際の現場では、それぞれの地区によって被災者の数にも差が出ると考えられ、避難所に収容する人数についても大きな差がでると考えられる。そのような場合、自分自身の地区の避難所だけでは収容できず、それ以外の避難所に移送しなければならない場合もでてくると考えられるが、そのような場合の各避難所への振り分けについては、それぞれの被災者の事情等を考慮すると、計画どおりにはいかないと考えられる。

(災害時要援護者への対応)

- ・知的障害者など集団生活になじめない避難者など
- ・要援護者(身体障害者)に対するスペースを考慮すると、確保できなくなる場合がある。
- ・災害時要援護者の避難に際し、各避難所の受け入れ設備が未整備であるため、対応が出来ないケースが、想定される。また、車椅子利用者や特定疾患のある避難者の対応はできない。

(被災者ニーズへの対応)

- ・本人の希望により、個人的に他施設(他避難所)を希望するケースが多々出ると予想されるため。

(避難所における混乱)

- ・怪我や住民の混乱等の想定外の事態が生じることが予想されるため。
- ・避難所派遣職員に対して、区画割りを行うよう指導等を行っているところではあるが、災害時の混乱の中で、どれだけ予定どおりに区画割りができるか不透明であるため。

(3) プライバシーの確保

体育館等に収容した避難者について、プライバシー確保のために何らかの対策を考えていますか。該当するものを1つ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

回答欄	
-----	--

1. 具体的な対策を予定している。
2. 現在検討中である。
3. 現時点では特に考えていない。

→ (「1.具体的な対策を予定している。」と回答された場合、その具体的な内容について記述して下さい。)

(例) 段ボール製の簡易ついたてを備蓄している。

プライバシーの確保

・避難所におけるプライバシーの確保について具体的な対策を予定している市区町村の割合は、神奈川県で61%、東京都区部で22%、東京都多摩で20%、埼玉県で14%、その他は10%未満である。

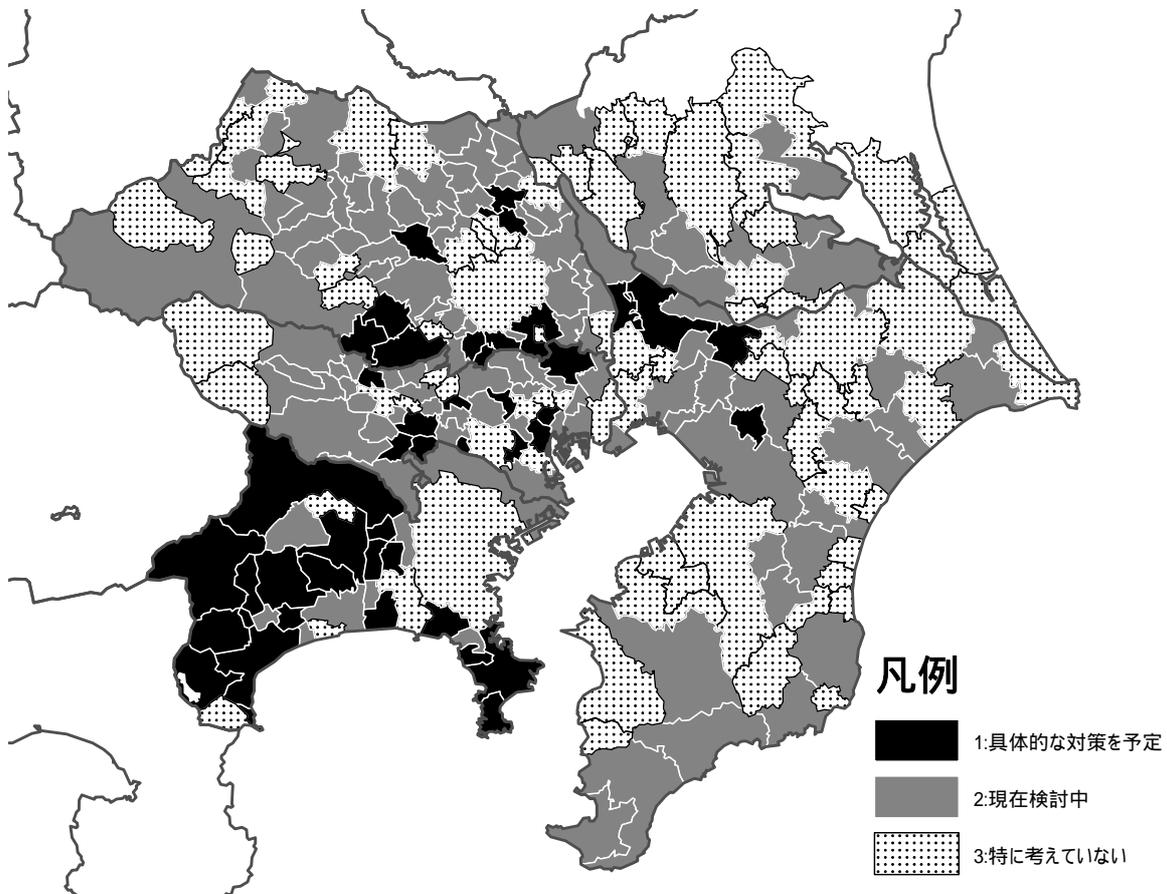
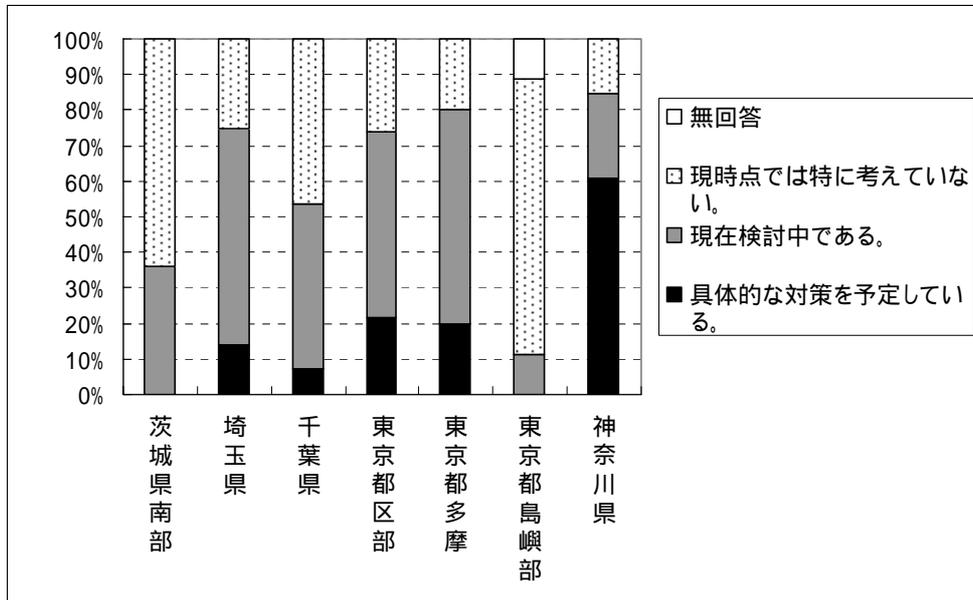


図 2-19 プライバシーの確保

表 2-12 プライバシー確保の具体的な内容
(「具体的な対策を予定している」と回答した市区町村の具体的な内容)

(間仕切りによる居住空間の区画化)

- ・多目的簡易ボード(段ボール製のしきり)を備蓄し、避難生活の際は活用することを考えている。
- ・完全なものではないが、ダンボール製の間仕切りパネルを購入している。
- ・段ボール製の簡易ついたてを備蓄している。(ただし、長期避難者対策)
- ・展示用パネルを使用する(防災用備蓄品ではない)
- ・毛布を入れている段ボールをつい立として利用する。
- ・平成 19 年度にモニターの簡易間仕切りを購入し、平成 20 年度以降、段階的に整備する予定。
- ・ナイロン製間仕切りユニットを備蓄している。
- ・備蓄してある避難所用間仕切板を使用するとともに、「災害時応急用ダンボール生産に関する協定」により災害時には、ダンボール製の間仕切り等を生産してもらう。
- ・ワンタッチ式の簡易ついたてを備蓄している。
- ・樹脂中空構造板の簡易プライベートルームを備蓄している。
- ・布張りスクリーンを備蓄している。
- ・間仕切りを設置したり居住区画の配分の工夫

(男女別の更衣室の設置)

- ・男女の更衣室の設置

(個人情報管理)

- ・情報の管理を徹底し、避難者のプライバシーの保護に十分配慮

(4) 避難所の運営

避難所の運営方法について、どのように計画されていますか。該当するものを1つ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

回答欄	
-----	--

1. 開設、管理・運営は行政職員あるいは教職員等が主導して行う。(住民やボランティアは支援でしかない。)
2. 開設は行政職員あるいは教職員等が行うが、以降の管理・運営は地域住民が主体的に行うようになっている。
3. (鍵も地域に貸与してあり) 開設からすべて地域住民が主体的に行うことになっている。
4. その他
(具体的に)

避難所の運営方法

- ・避難所の開設、管理・運営を行政職員や教職員等が主導して行うとする市区町村の割合は、千葉県で46%、埼玉県で45%、茨城県南部で44%、東京都多摩で40%であるのに対し、神奈川県では15%、東京都区部では0%である。
- ・神奈川県や東京都区部では、避難所の開設は行政職員あるいは教職員等が行うが、以降の管理・運営は地域住民が主体的に行うとする市区町村が多い。また、東京都区部では、この他、開設からすべて地域住民が主体的に行うこととする区も多い。

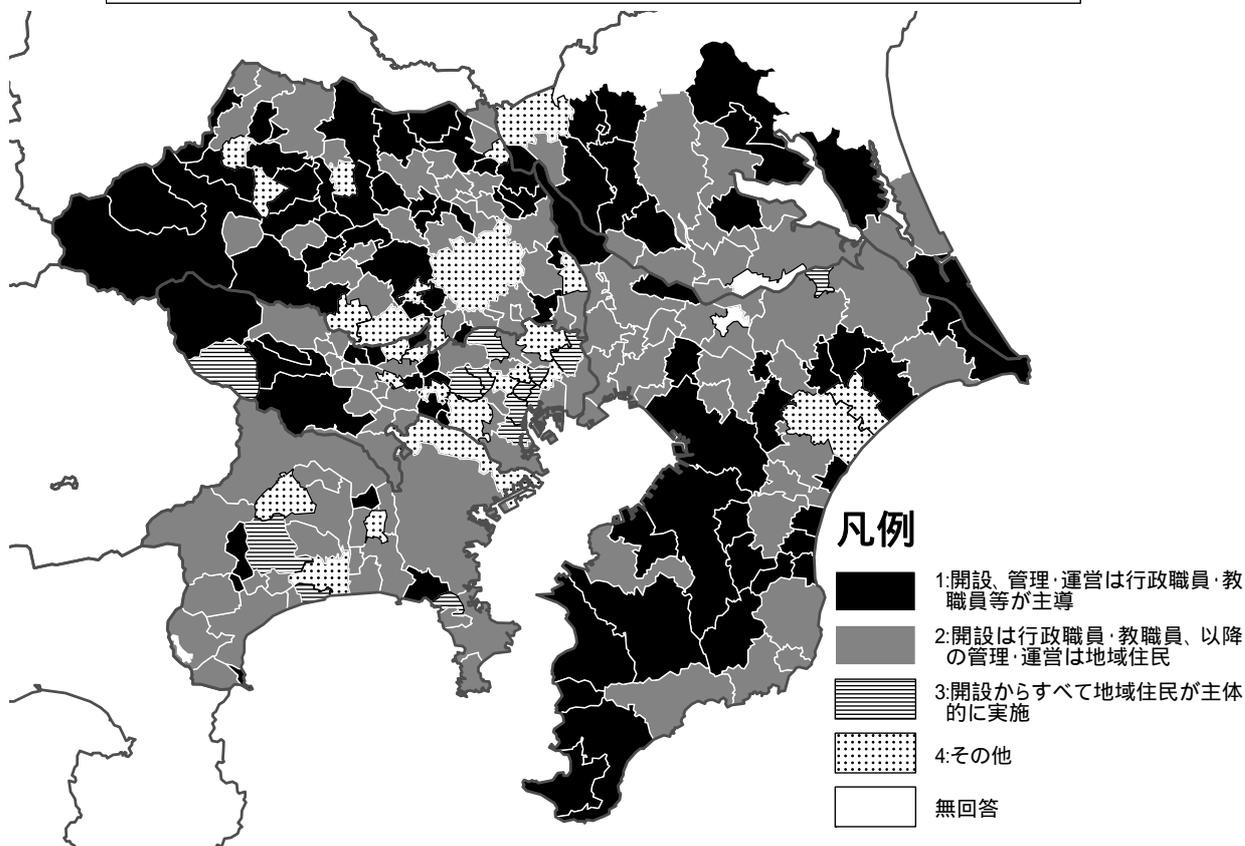
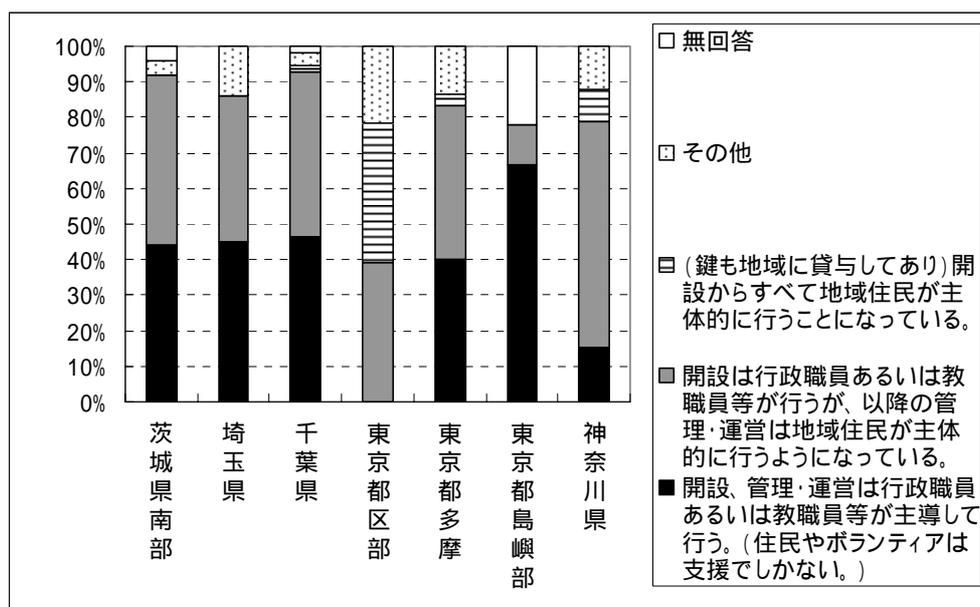


図 2-20 避難所の運営方法

表 2-13 避難所運営方法「その他」の内容

(地域住民主体の運営であるが、学校長・教職員も関与)

- ・基本的には地域住民主体の運営だが、施設の管理者である学校長にも運営に関わってくる
- ・地域住民に鍵を貸与していることから開設は地域住民に主体的に行ってもらうが、運営に関しては、地域住民と職員が協力して行なう。

(避難所運営組織が中心)

- ・現行計画では行政主導だが、避難所運営組織を中心に行うよう検討中である。
- ・地域住民、市職員、教員等で組織している避難所運営委員会が主体となり運営する。(鍵も地域に貸与してある)

(自主防災組織等の協力による開設・運営)

- ・地域の自主防災組織等の協力を得ながら避難所の開設・運営を検討
- ・開設は避難所に先についたもの(市職員、教職員、自主防災会、ボランティアのいずれか)が行い、運営は自主防災会とボランティアで行うことになっている。

(行政職員・教員・地域住民の連携による管理・運営)

- ・開設は行政職員が行うが、以降の管理・運営は行政職員・教員・地域住民が連携して行う。
- ・避難所は、原則的に、行政、施設管理者、避難者(住民)の三者が協力して開設運営するものとします。ただし、大規模かつ突発的な災害に際しては、避難者同志がお互いの助け合いや協働の精神に基づく自主的な避難所運営をめざすものとし、行政や施設の担当者は後方支援的に協力するものとします。

(避難所により運営方法は異なる)

- ・避難所の運営については、各避難所で決めている
- ・防災計画では臨機応変に採用することとしている

(5) 避難者名簿の作成

避難所に収容された避難者の名簿作成について、何らかの準備がされているでしょうか。
該当するものを1つ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

回答欄	
-----	--

1. 具体的な準備を行っている。
2. 現在検討中である。
3. 現時点では特に考えていない。

→ (「1.具体的な準備を行っている。」と回答された場合、その具体的な内容について記述して下さい。)

(例) 普段から名簿記入用紙(名前、年齢、平時の住所及び電話番号を記入)を用意するとともに、避難所運営マニュアルの中にも、これを記入の上で避難所内に入ってもらふ旨等記載している。

避難者名簿の作成

・避難者名簿の作成について具体的な準備を行っている市区町村の割合は、東京都区部で83%、神奈川県で76%、東京都多摩で53%、千葉県で38%、埼玉県で31%、その他は2割未満である。

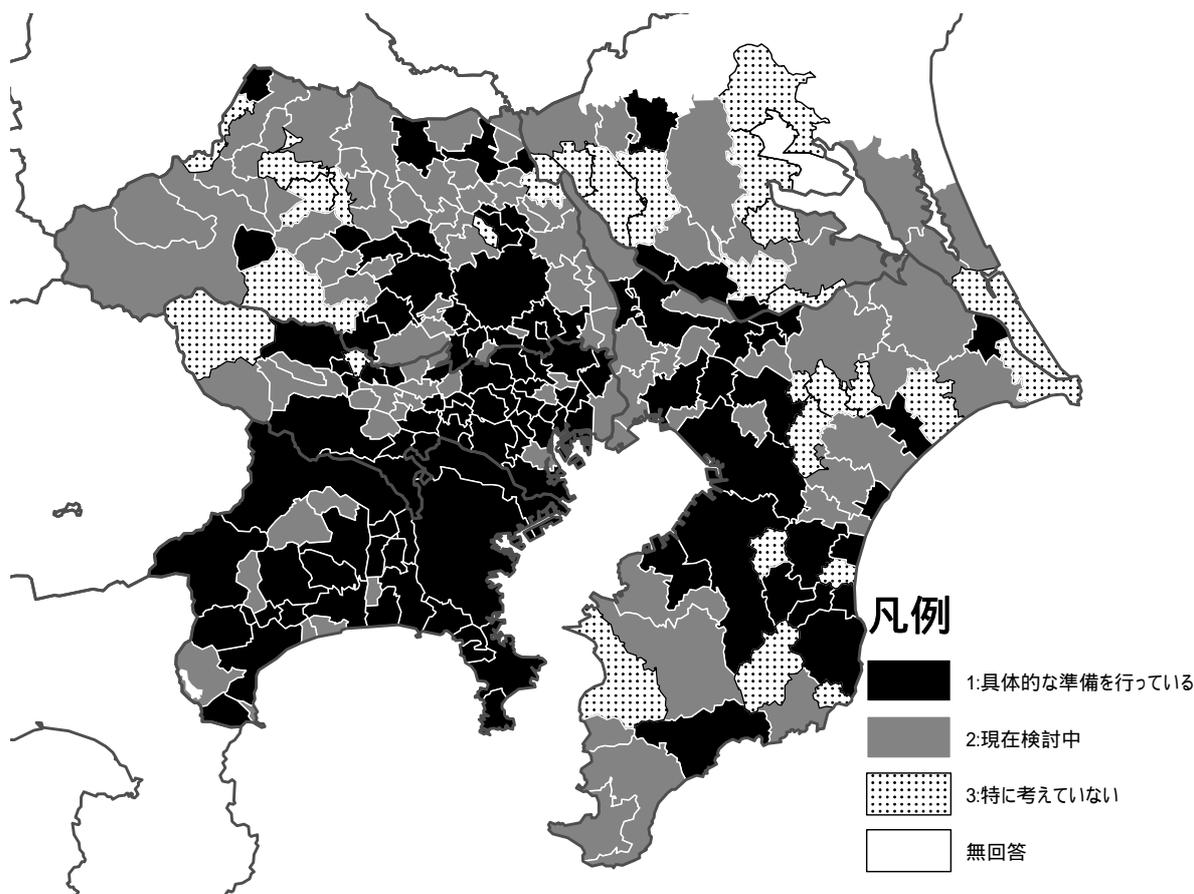
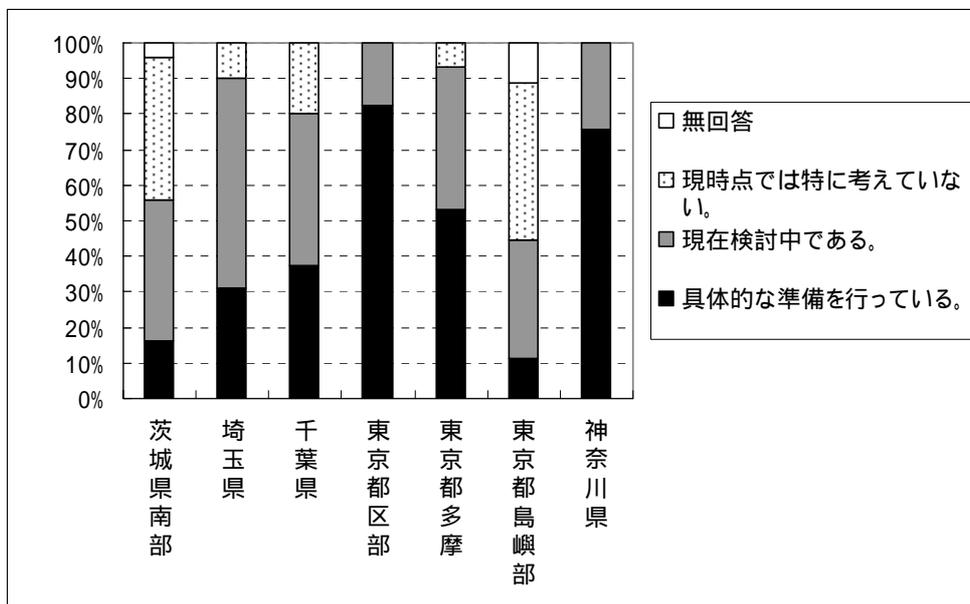


図 2 - 2 1 避難者名簿の作成

表 2-14 避難者名簿の作成の具体的な内容
 (「具体的な準備を行っている」と回答した市区町村の具体的な内容)

(避難者カードの準備と、マニュアル等への位置づけ・訓練での活用)

- ・氏名、年齢、性別、住所等を記載する世帯別の名簿記入用紙を備蓄倉庫に用意している。発災時には、地元町会を主体とする「避難所運営協議会委員」が、この名簿記入の際に主体的な役割を果たし、名簿を管理する。
- ・避難所に避難者名簿の様式を用意するとともに、防災拠点活動マニュアルで、記入上の注意点や保管・管理の方法など記載している。また、防災訓練では、この様式を使った名簿作成の訓練も実施している。
- ・地域防災計画に定めた様式がある。しかし、事前に印刷して用意はされていない。事前に用意することについては、個人情報の観点から名簿の集約をする地域の防災組織と学校が学校避難所運営マニュアルの策定をする中で地域防の様式を雛形として検討する方向。
- ・避難者カード(名前、年齢、平時の住所及び電話番号を記入)を用意し、避難所運営管理マニュアルの中に、これを記入してもらうよう記載している。
- ・住民防災組織用の避難所運営マニュアル、職員用の災害対策マニュアルに受け付け及び避難所状況報告を記載し、これに基づく避難所状況報告訓練を定期的に行っている。
- ・避難所出動職員の携帯用品として用意するとともに、避難所運営マニュアルの中に、作成方法等を記載している。

(情報システムでの管理)

- ・震災救援所運営マニュアルの中に、避難者名簿を記入の上で避難所内に入ってもらふ旨等記載し、訓練等も行っている。また、パソコンにより避難者名簿の登録・管理を行う。
- ・避難拠点(=避難所)ごとに進捗状況は異なるが、普段から名簿の用意や、町会別にわけのためのシールなどを用意している避難拠点もある。防災情報システム内に入力する。
- ・避難者登録票の用意完了。登録票を電子データ化し、自動集計、本部、避難所間のリアルタイムによる情報収集・配信が可能なシステムを整備済み。
- ・避難者が避難所に参集した際に避難者カードを作成し、これをデータ化して避難者名簿を作成し、避難者や負傷者等の状況把握を行うためのシステムの構築を行っている。

(5) 避難者の照会への対応

家族と離れ離れとなった人等から、避難所に収容された避難者等に関する問い合わせが多く発生すると考えられるが、こうした外部からの照会への対応体制について、何らかの準備がされているでしょうか。該当するものを1つ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

回答欄

1. 具体的な準備を行っている。
2. 現在検討中である。
3. 現時点では特に考えていない。

→ (「1.具体的な準備を行っている。」と回答された場合、その具体的な内容について記述して下さい。)

(例) 避難所で作成した避難者名簿の写しは市役所の 係に送られ、避難者の照会はこの係が一括して行うこととなっており、照会元が親族であるかどうか等を確認の上回答する旨などを避難所運営マニュアルに記載している。

避難者の照会への対応

・避難者の照会への対応について具体的な準備を行っている市区町村の割合は、神奈川県で48%、東京都区部で35%、その他は2割未満である。

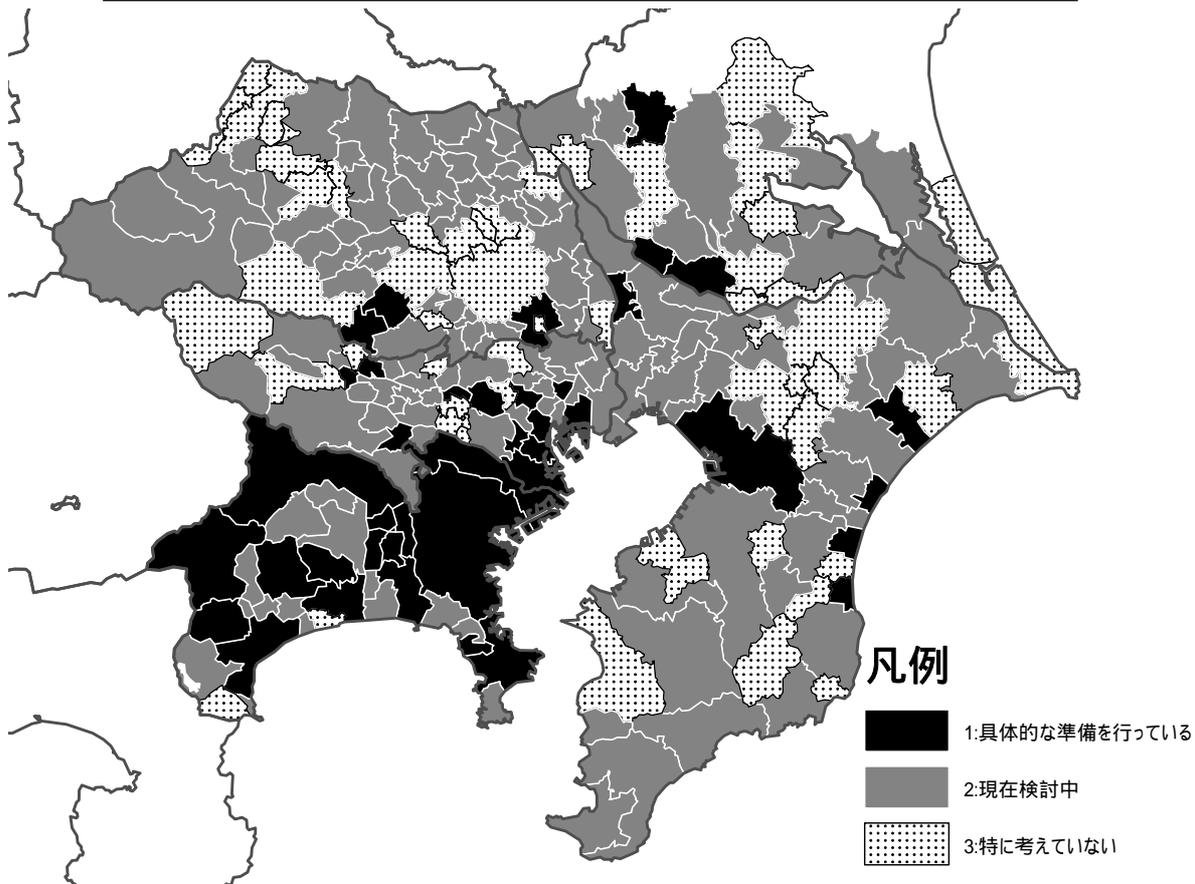
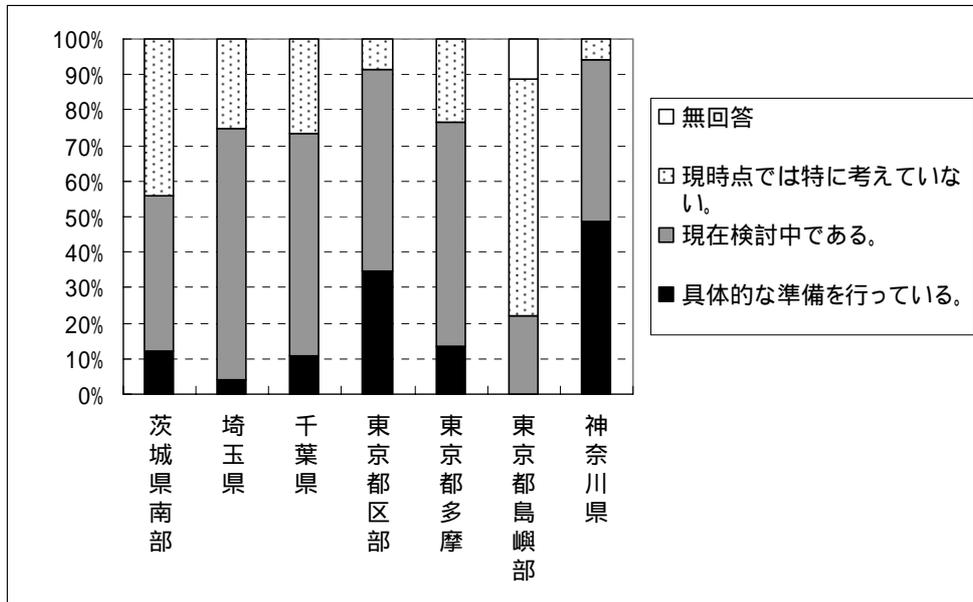


図 2-22 避難者の照会への対応

表 2-15 避難者の照会対応の具体的な内容
 (「具体的な準備を行っている」と回答した市区町村の具体的な内容)

(本部等による対応)

- ・地区本部と災対本部が照会(対応)基準を協議し個々の照会にあたる。報道機関へは、災対指令情報部渉外広報課が各地区のデータを統括して広報する。
- ・各避難所で作成された避難者名簿をもとに、災害対策区民部避難所運営課が照会元が親族であることを確認し、回答することとしている。
- ・避難者名簿等は総務部に報告され、避難者の照会対応は各避難所・総務部・子ども生活部が連携し行う。(情報掲示板などに名簿を掲示するなど)対応等については避難所運営マニュアルに記載している。
- ・本庁舎において避難者名簿及び避難者の移動等の情報を定期的集約し、外部からの安否確認に対してこれにより回答する旨、内部のマニュアルに記載している。
- ・各避難所から(安否情報用紙を備蓄)災害対策本部に集められた避難者の安否情報を安否情報部が集約し、照会に対応することになっている。
- ・外部からの照会への対応は一括して災害対策本部の安否情報班が行うことになっている。なお、安否情報班は照会を受けた場合、照会元の住所、名前を確認した上で安否情報を提供する。

(各避難所における運営管理協議会等による対応)

- ・避難所で作成した避難者カードを基に、各避難所において運営管理協議会等が中心となり照会に応じる。

(情報システムによる対応)

- ・避難所のインターネット接続パソコンを使い、避難者を入力することにより、インターネットの Web サイトにアクセスし、避難者の確認が出来るシステムを導入済。
- ・各震災救援所で避難者名簿をパソコン登録したものを、デジタル防災無線により本部へ送信する。また、救援所本隊・各震災救援所でもパソコンにより検索し、外部からの紹介に対応する。
- ・被災者の安否情報を求める要望に迅速・効率的に対応するため、地域防災拠点等で収集した市民の安否情報を、インターネットを利用して市内外から確認できる災害時安否情報システムを平成17年から平成19年の3ヵ年で整備する。
- ・学校等は災害時に応急避難所となるので、日常学校で使用しているパソコンを災害時には避難者の安否情報システムとして稼働させる。
- ・インターネットで防災 GIS での照会を実施。
- ・避難所運営組織の情報班が、避難者カードの内容を「防災情報システム」(インターネット経由で安否確認が可能なシステム)に入力し、外部からの対応に備えることとなっている。
- ・登録票を電子データ化し、自動集計、本部、避難所間のリアルタイムによる情報収集・配信が可能なシステムを整備済み。(避難者の同意を得て公開可能)

(避難所や市区町村窓口での閲覧)

- ・避難所毎に避難者名簿を作成し、避難所や区の窓口で閲覧できるようにする。
- ・一覧表の貼り出し

(掲示板掲出による対応)

- ・各避難所で作成された避難者名簿は総務対策部に送付され台帳登録されるが、当面は電話での照会には対応できないと考えます。自主防災会の訓練でも自主防災会毎に安否情報掲示板を掲出し、その場に来て名前を探す訓練を行っております。また電話での照会は災害伝言ダイヤル 171 の利用を奨励しています。

(ホームページ等での公開)

- ・区のホームページ等で公開する。

(6) 一次避難所における障害者への配慮

一次避難所に一時的に避難する視覚障害者、聴覚障害者、身体障害者等障害者に対する対応体制の整備など、何らかの対策を考えていますか。視覚障害者、聴覚障害者、身体障害者のそれぞれについて該当するものを1つずつ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

(視覚障害者について)

回答欄	
-----	--

1. 具体的な対策を予定している。
2. 現在検討中である。
3. 現時点では特に考えていない。

→ (「1.具体的な対策を予定している。」と回答された場合、その具体的な内容について記述して下さい。)

(例) 避難所に点字による案内板を設置している。

一次避難所における視覚障害者への配慮

・一次避難所における視覚障害者への配慮について具体的な対策を予定している市区町村の割合は、東京都区部で 39%、神奈川県で 21%、その他は 2 割未満である。

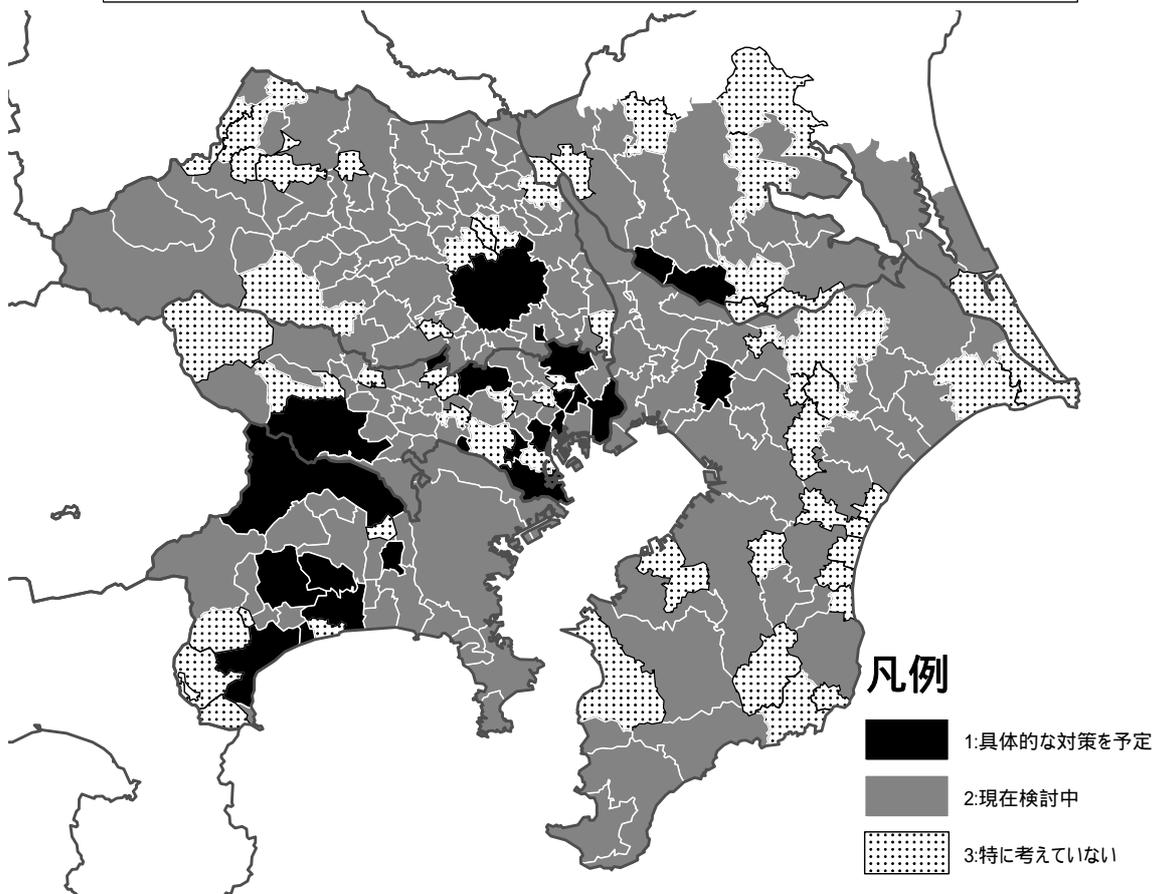
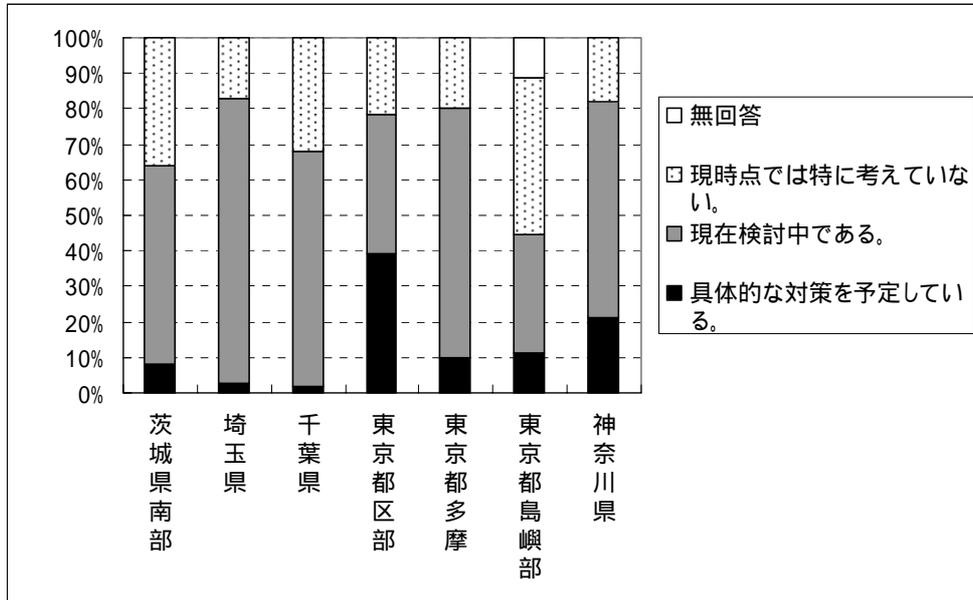


図 2 - 2 3 一次避難所における視覚障害者への配慮

表 2-16 一次避難所における視覚障害者への配慮に関する具体的内容
 (「具体的な対策を予定している」と回答した市区町村の具体的な内容)

(点字・音声等による情報伝達・施設案内)

- ・点字や点字ブロック、音声を使った各種の情報伝達や施設の案内を行う。
- ・避難所では、音声による情報伝達を実施する。

(白杖の備蓄)

- ・各避難所に白杖を備蓄

(居住空間の区画化)

- ・通常の避難者とは別に災害時要援護者用の居室が決まっており、災害時要援護者の避難生活を支援する人(避難所の運営を行う区民)も決まっている。
- ・援護者スペースを確保しているところもある。
- ・一般の避難者と同一場所での生活が困難と判断される場合、別の部屋を提供できるようにしてある。
- ・障害の特質に応じた居住空間の確保に考慮している。

(要援護者支援班等による対応)

- ・災害時要援護者支援班を編成して対応する。
- ・災害弱者支援班は、避難所収容者のうち高齢者、障害者等に対し避難生活の情報提供が行えるよう、市社会福祉協議会等と協力して、避難所に音声受信設備の設置や手話・筆記通訳者の派遣等、情報手段の確保を行う。災害弱者のための環境条件の良い場所の確保など、災害弱者のニーズを把握し、支援を行う。

(ボランティア・ヘルパーとの連携)

- ・社会福祉協議会との災害時のボランティアに関する協定を締結しておりその枠内での対応を予定している。
- ・各避難所で、相談窓口及びボランティア受入窓口を設置予定。
- ・生活上の各種相談に応じるとともに、ボランティアやガイドヘルパー等による支援活動を実施する。

(日頃からの要援護者の把握)

- ・障害者福祉施設利用者の実態を把握できるように、各施設に台帳を作成。
- ・地域住民による助け合いマップを作成中

(訓練の実施)

- ・ハード面の対策はまだだが、視覚障害者を含めた訓練を過去実施。視覚障害者の模擬体験ができる訓練なども実施した。

(第三次避難所の指定)

- ・障害児・者とその家族と一緒に避難所生活を営むため福祉避難所としての性格を有する「第三次避難所」を指定した。

(6) 一次避難所における障害者への配慮

一次避難所に一時的に避難する視覚障害者、聴覚障害者、身体障害者等障害者に対する対応体制の整備など、何らかの対策を考えていますか。視覚障害者、聴覚障害者、身体障害者のそれぞれについて該当するものを1つずつ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

(聴覚障害者について)

回答欄	
-----	--

1. 具体的な対策を予定している。
2. 現在検討中である。
3. 現時点では特に考えていない。

→ (「1.具体的な対策を予定している。」と回答された場合、その具体的な内容について記述して下さい。)

(例) 手話ボランティアを派遣する体制を整備している。

一次避難所における聴覚障害者への配慮

・一次避難所における聴覚障害者への配慮について具体的な対策を予定している市区町村の割合は、東京都区部で 52%、神奈川県で 21%、その他は 2 割未満である。

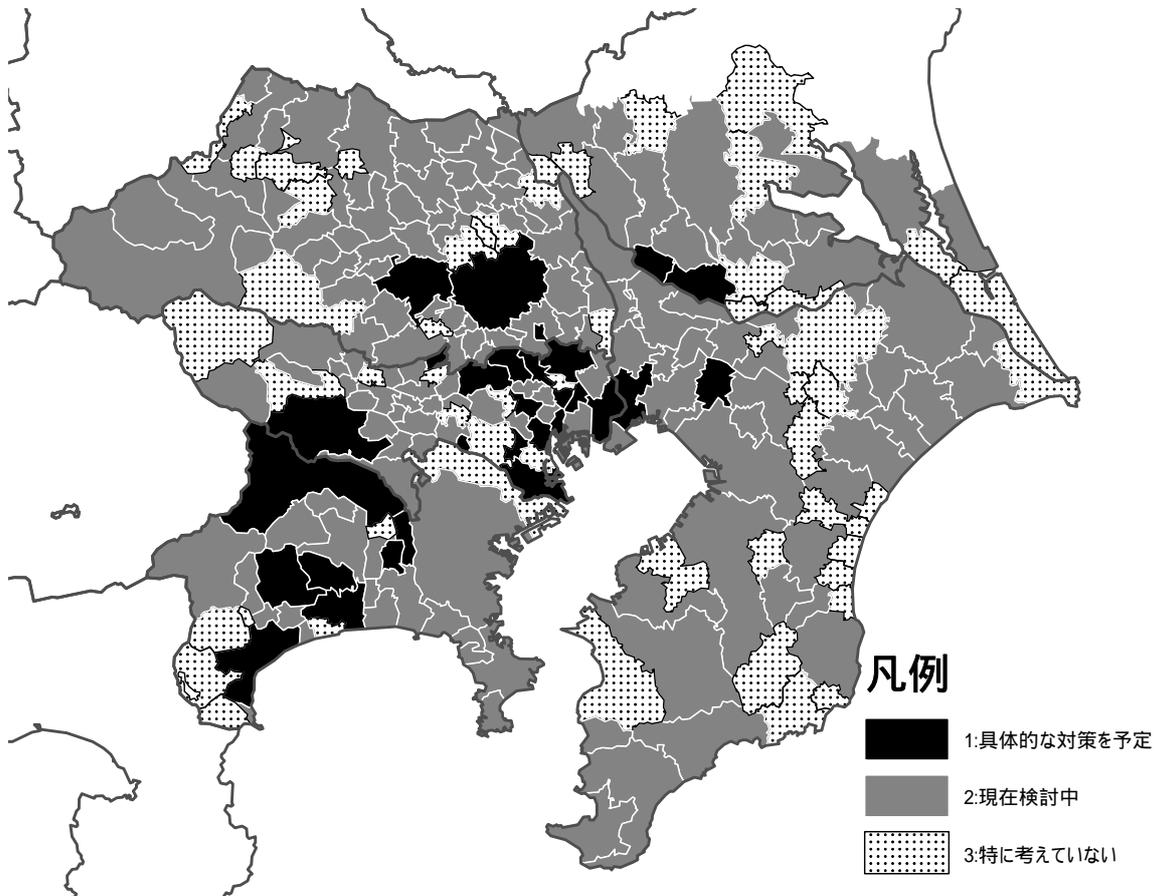
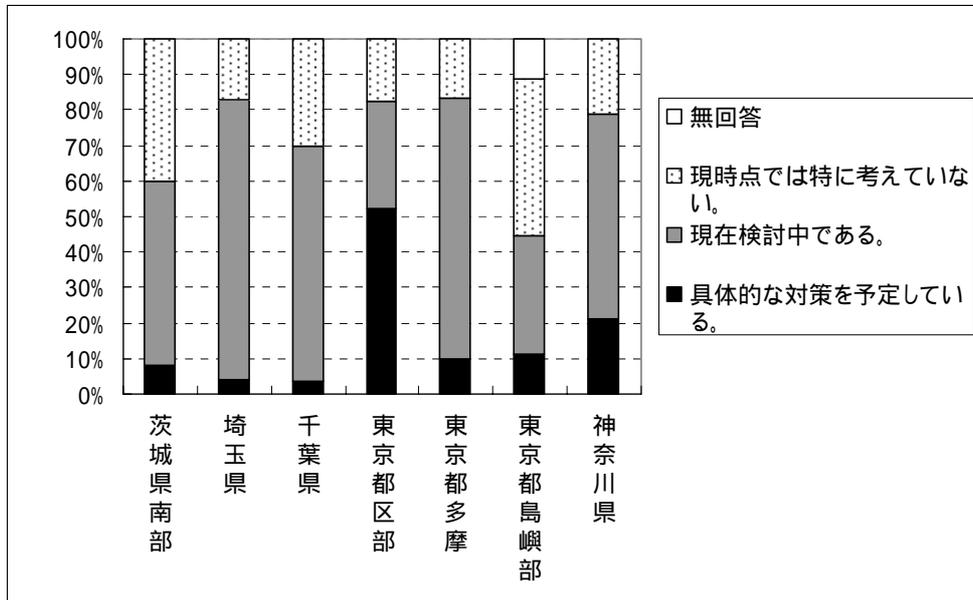


図 2-24 一次避難所における聴覚障害者への配慮

表 2-17 一次避難所における聴覚障害者への配慮に関する具体的内容
(「具体的な対策を予定している」と回答した市区町村の具体的な内容)

(文字による情報伝達・施設案内)

- ・手話通訳の確保や文字による情報伝達を行う。
- ・避難所では、貼り紙による情報伝達を実施する。
- ・避難所への仮設 FAX 設置や聴覚障害者窓口の明確化等
- ・災害情報入手のため、ファクシミリの導入

(居住空間の区画化)

- ・通常の避難者とは別に災害時要援護者用の居室が決まっており、災害時要援護者の避難生活を支援する人(避難所の運営を行う区民)も決まっている。
- ・一部の指定避難施設においては、体育館内に高齢者等の災害時要援護者スペースを確保しているところもある。
- ・災害弱者のための環境条件の良い場所の確保など、災害弱者のニーズを把握し、支援を行う。

(要援護者支援班等による対応)

- ・災害時要援護者支援班を編成して対応する。

(ボランティア・ヘルパーとの連携)

- ・手話通訳ボランティアを派遣する体制を整備している。
- ・社会福祉協議会との災害時のボランティアに関する協定を締結しておりその枠内での対応を予定している。

(日頃からの要援護者の把握)

- ・障害者福祉施設利用者の実態を把握できるように、各施設に台帳を作成。
- ・地域住民による助け合いマップを作成中

(訓練の実施)

- ・ハード面の対策はまだだが、聴覚障害者を対象にした訓練を過去実施。

(第三次避難所の指定)

- ・障害児・者とその家族と一緒に避難所生活を営むため福祉避難所としての性格を有する「第三次避難所」を指定した。

(6) 一次避難所における障害者への配慮

一次避難所に一時的に避難する視覚障害者、聴覚障害者、身体障害者等障害者に対する対応体制の整備など、何らかの対策を考えていますか。視覚障害者、聴覚障害者、身体障害者のそれぞれについて該当するものを1つずつ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

(身体障害者について)

回答欄	
-----	--

1. 具体的な対策を予定している。
2. 現在検討中である。
3. 現時点では特に考えていない。

→ (「1.具体的な対策を予定している。」と回答された場合、その具体的な内容について記述して下さい。)

(例) バリアフリー工事を実施済みである。

一次避難所における身体障害者への配慮

・一次避難所における身体障害者への配慮について具体的な対策を予定している市区町村の割合は、東京都区部で52%、神奈川県で33%、東京都多摩で20%、その他は2割未満である。

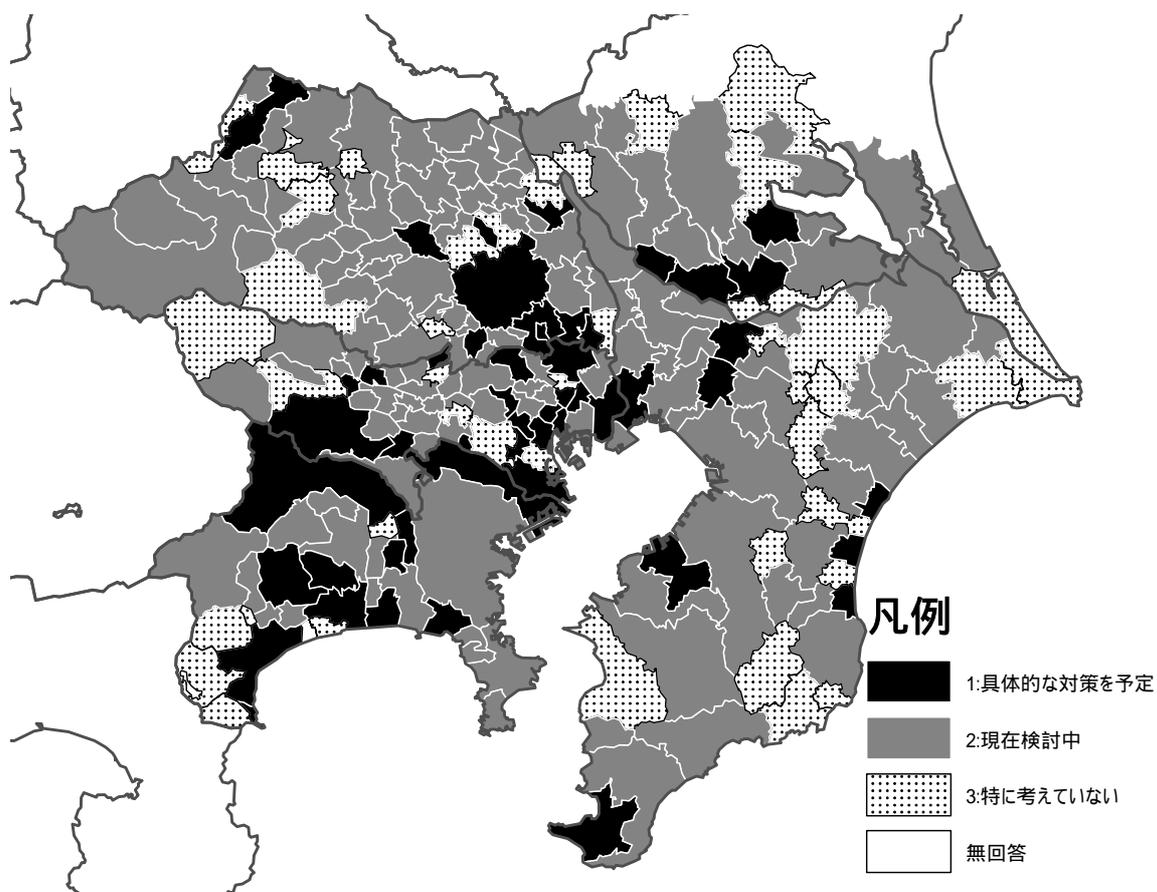
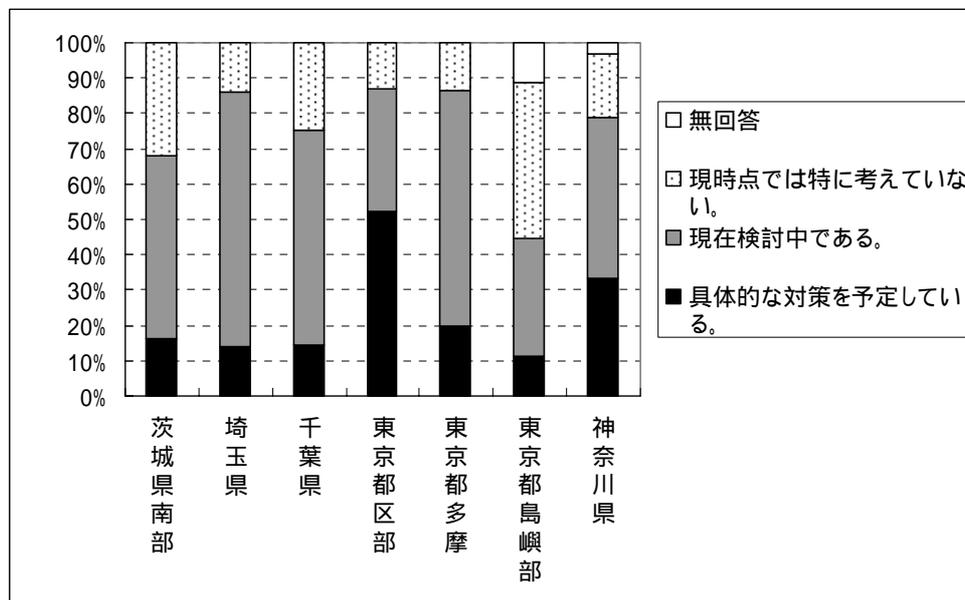


図 2 - 2 5 一次避難所における身体障害者への配慮

表 2-18 一次避難所における身体障害者への配慮に関する具体的内容
 (「具体的な対策を予定している」と回答した市区町村の具体的な内容)

(車椅子、杖、障害者対応トイレ等の備蓄)

- ・各避難所に車いすを備蓄
- ・車イス、杖等の支援用品備蓄
- ・障害者対応の洋式の仮設トイレを、全小中学校避難所に備蓄
- ・災害要援護者対応型仮設トイレの備蓄
- ・各小学校に車椅子を配備している。

(居住空間の区画化)

- ・避難所施設内に「要援護者生活場所」として、一般とは別に生活場所を想定している。
- ・通常の避難者とは別に災害時要援護者用の居室が決まっており、災害時要援護者の避難生活を支援する人(避難所の運営を行う区民)も決まっている。
- ・優先的に環境のよい場所(1階、トイレに近い)などを割り当てるように、避難所運営マニュアルで定めている。
- ・災害時要援護者用避難スペースを設定している。

(要援護者支援班等による対応)

- ・災害時用援護者支援班を編成して対応する。

(ボランティア・ヘルパーとの連携)

- ・社会福祉協議会との災害時のボランティアに関する協定を締結しておりその枠内での対応を予定している。
- ・社会福祉士、介護福祉士、看護・介護ボランティアなどの福祉関連スタッフを派遣する計画

(日頃からの要援護者の把握)

- ・障害者福祉施設利用者の実態を把握できるように、各施設に台帳を作成。
- ・地域住民による助け合いマップを作成中

(バリアフリー化)

- ・施設を新設・改修・改築する場合バリアフリーに配慮している。
- ・区画の位置、トイレ、浴室、階段廊下について、車いすの利用者に配慮する。
- ・ほとんどの避難所がバリアフリー対応になっている。
- ・一部施設において昇降口のスロープ、身障者用トイレ、エレベーターなど設置済みである。

(訓練の実施)

- ・ハード面の対策はまだだが、身体障害者を含めた訓練を過去実施。身体障害者の模擬体験ができる訓練なども実施した。

(第三次避難所の指定)

- ・障害児・者とその家族と一緒に避難所生活を営むため福祉避難所としての性格を有する「第三次避難所」を指定した。

(7) 一次避難所における高齢者等への配慮

一次避難所に一時的に避難する高齢者、妊婦・乳幼児、外国人等に対する対応体制の整備など、何らかの配慮を考えていますか。高齢者、妊婦・乳幼児、外国人のそれぞれについて該当するものを1つずつ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

(高齢者について)

回答欄

1. 具体的な対策を予定している。
2. 現在検討中である。
3. 現時点では特に考えていない。

→ (「1.具体的な対策を予定している。」と回答された場合、その具体的な内容について記述して下さい。)

(例) 特に要介護者に対しては介護ケアの体制を整備している。

(妊婦・乳幼児について)

回答欄

1. 具体的な対策を予定している。
2. 現在検討中である。
3. 現時点では特に考えていない。

→ (「1.具体的な対策を予定している。」と回答された場合、その具体的な内容について記述して下さい。)

(例) 乳幼児対策として粉ミルクや紙おむつの備蓄をしている。

(外国人について)

回答欄

1. 具体的な対策を予定している。
2. 現在検討中である。
3. 現時点では特に考えていない。

→ (「1.具体的な対策を予定している。」と回答された場合、その具体的な内容について記述して下さい。)

(例) 通訳ボランティアを派遣する体制を整備している。

一次避難所における高齢者への配慮

・一次避難所における高齢者への配慮について具体的な対策を予定している市区町村の割合は、東京都区部で65%、神奈川県で36%、東京都多摩で30%、その他は2割未満である。

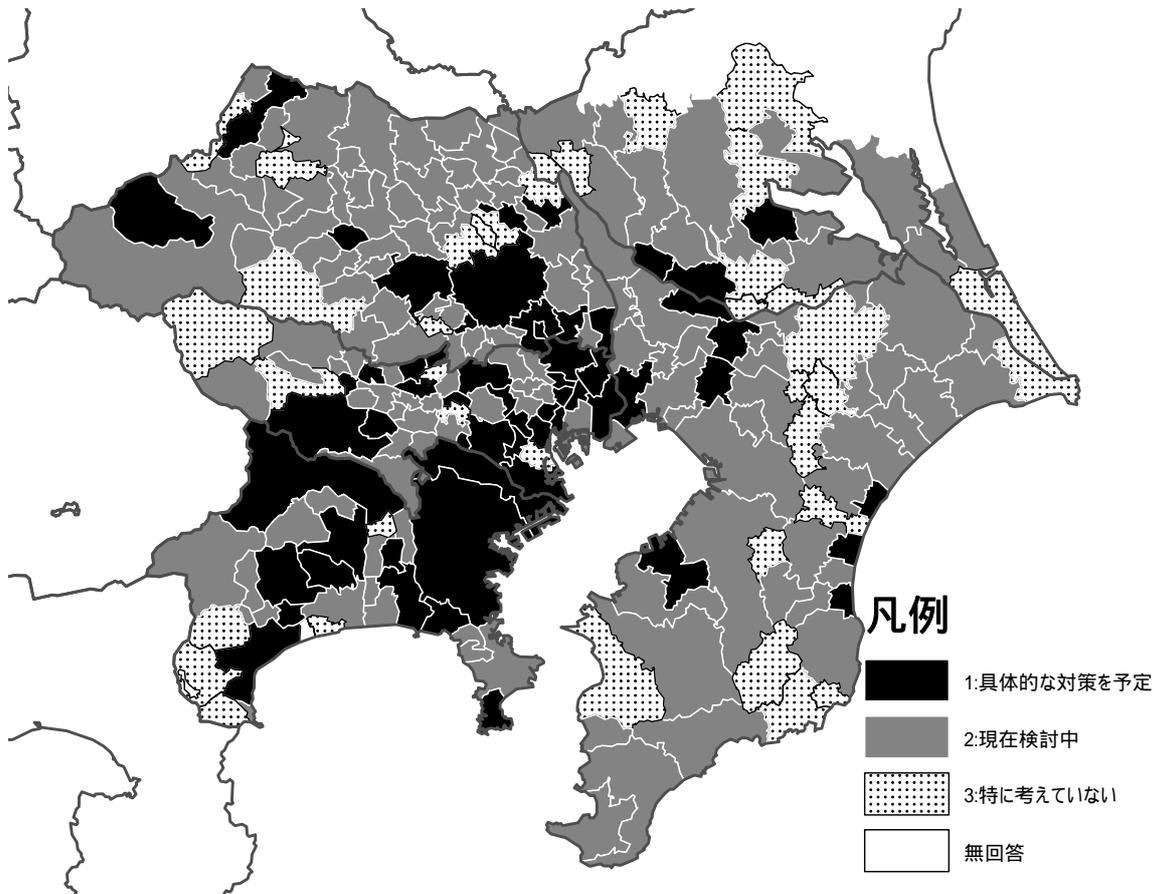
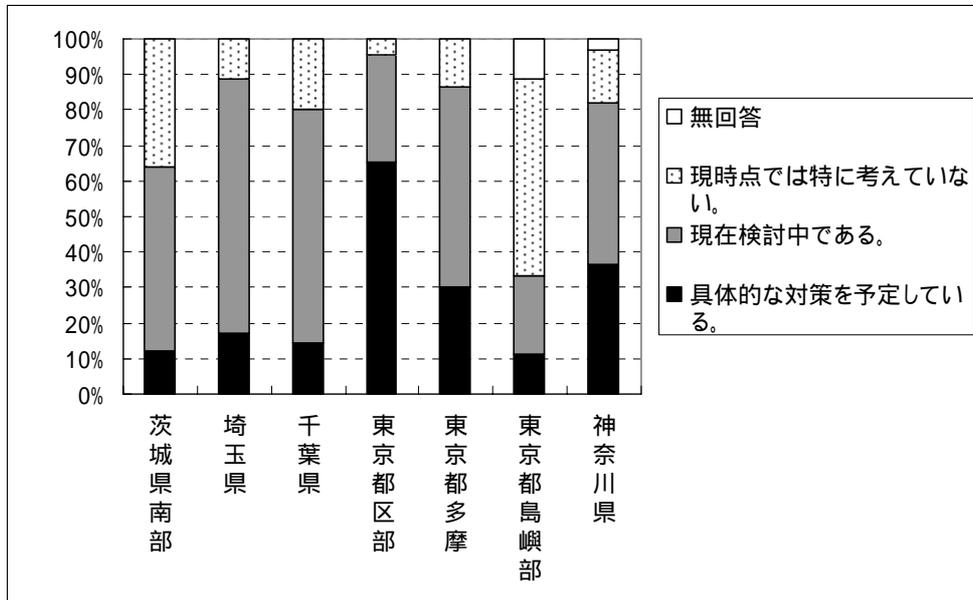


図 2-26 一次避難所における高齢者への配慮

表 2-19 一次避難所における高齢者への配慮に関する具体的内容
 (「具体的な対策を予定している」と回答した市区町村の具体的な内容)

(車椅子、紙おむつ、杖、高齢者用食料、障害者対応トイレ等の備蓄)

- ・各避難所に車イスを備蓄。各避難所におむつを備蓄。
- ・高齢者に対しては、紙おむつ等を備蓄している。
- ・紙おむつ、車イス、杖等の支援用品備蓄
- ・高齢者対策として、雑炊及び大人用紙おむつを備蓄している。
- ・高齢者対応の洋式の仮設トイレを、全小中学校避難所に備蓄。
- ・高齢者対策として、おかゆ、大人用紙おむつを備蓄している。
- ・高齢者に配慮した食糧を供給するため、備蓄食糧の3分の1をアルファ米にしている。
- ・そしゃく機能が衰えた要介護者用に、主食としておかゆ(缶詰)を備蓄している。
- ・高齢者限定ではないが、防寒対策としてオールウェザーブランケットを備蓄している。
- ・高齢者対策として、クッキー、おかゆ及び紙おむつ等の備蓄をしている。
- ・高齢者等対策として、組立ベッドを備蓄している。
- ・高齢者用紙おむつ、おかゆ、毛布、断熱シート等を備蓄している。
- ・ロールマット等(敷物)の優先配布
- ・要介護者用として大人用紙おむつ等の備蓄を実施

(居住空間の区画化)

- ・避難所施設内に「要援護者生活場所」として一般とは別の生活場所を想定している。
- ・通常の避難者とは別に、災害時要援護者用の居室を事前に指定しており、避難所の運営を行う区民の中から避難生活を支援する人を指定している。
- ・優先的に環境のよい場所(1階、トイレに近い)などを割り当てるように、避難所運営マニュアルで定めている。
- ・災害時要援護者用避難スペースを設定している。
- ・避難拠点(=避難所)ごとに進捗状況は異なるが、避難場所内で1階やカーペット敷または畳の部屋などを優先的に使用するように考慮している。
- ・一部の指定避難施設においては、体育館内に高齢者等の災害時要援護者スペースを確保しているところもある。
- ・避難所施設内(保健室等)の優先的割り当て

(要援護者支援班等による対応)

- ・災害時用援護者支援班を編成して対応する。
- ・避難所運営組織の中に災害時要援護者の対応班を設けている。福祉施設の介護が必要な場合は家族単位の避難を行う。
- ・避難所運営委員会の救護班が生活の支援をすることになっている。

(ボランティア・ヘルパーとの連携)

- ・社会や生活全般の需要をきめ細かく把握し、ボランティア、NPO等と連携し、サービスの提供及びサービス拠点の設置等を行う。
- ・受付時に介護を得意とするボランティアを受け入れる工夫(避難所受け入れ名簿の中に特技として記入する欄を設けるなど)をしている避難拠点もある。
- ・福祉ボランティアの協力を得た対応が計画化されているが、具体的な体制整備は、今後の課題である。
- ・社会福祉士、介護福祉士、看護・介護ボランティアなどの福祉関連スタッフを派遣する計画

(日頃からの要援護者の把握)

- ・要介護認定者・高齢者地域見守りネットワーク・友愛訪問について台帳作成。
- ・地域住民による助け合いマップを作成中

(バリアフリー化)

- ・バリアフリー工事を実施済みである。
- ・車椅子用トイレの設置や施設内の段差解消等バリアフリー対策に努めている。

(訓練の実施)

- ・自治会に対し高齢者を交えた防災訓練を行い、地区在住の高齢者を普段から把握してもらうよう呼びかけている。

(医師、保健師等によるケア)

- ・高齢者に限ったことではないが、精神的負担を軽減するため、医師や保健師、専門相談員によるケアを実施する。
- ・心理的な訴えにも的確に対応できるようメンタルケアの実施に努める予定である。

(7) 一次避難所における高齢者等への配慮

一次避難所に一時的に避難する高齢者、妊婦・乳幼児、外国人等に対する対応体制の整備など、何らかの配慮を考えていますか。高齢者、妊婦・乳幼児、外国人のそれぞれについて該当するものを1つずつ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

(高齢者について)

回答欄	
-----	--

- 1. 具体的な対策を予定している。
- 2. 現在検討中である。
- 3. 現時点では特に考えていない。

→ (「1.具体的な対策を予定している。」と回答された場合、その具体的な内容について記述して下さい。)

(例) 特に要介護者に対しては介護ケアの体制を整備している。

(妊婦・乳幼児について)

回答欄	
-----	--

- 1. 具体的な対策を予定している。
- 2. 現在検討中である。
- 3. 現時点では特に考えていない。

→ (「1.具体的な対策を予定している。」と回答された場合、その具体的な内容について記述して下さい。)

(例) 乳幼児対策として粉ミルクや紙おむつの備蓄をしている。

(外国人について)

回答欄	
-----	--

- 1. 具体的な対策を予定している。
- 2. 現在検討中である。
- 3. 現時点では特に考えていない。

→ (「1.具体的な対策を予定している。」と回答された場合、その具体的な内容について記述して下さい。)

(例) 通訳ボランティアを派遣する体制を整備している。

一次避難所における妊婦・乳幼児への配慮

・一次避難所における妊婦・乳幼児への配慮について具体的な対策を予定している市区町村の割合は、東京都区部で 100%、神奈川県で 73%、東京都多摩で 57%、その他は 4 割未満である。

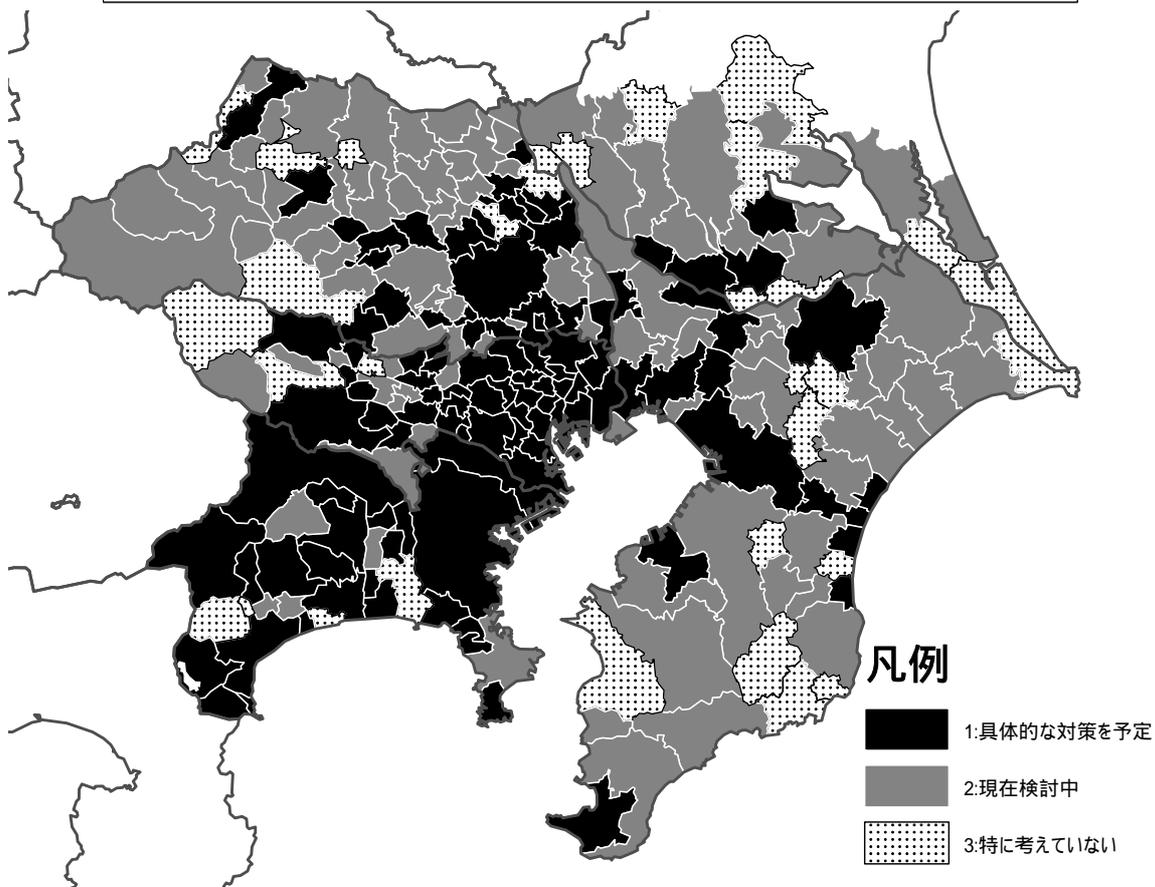
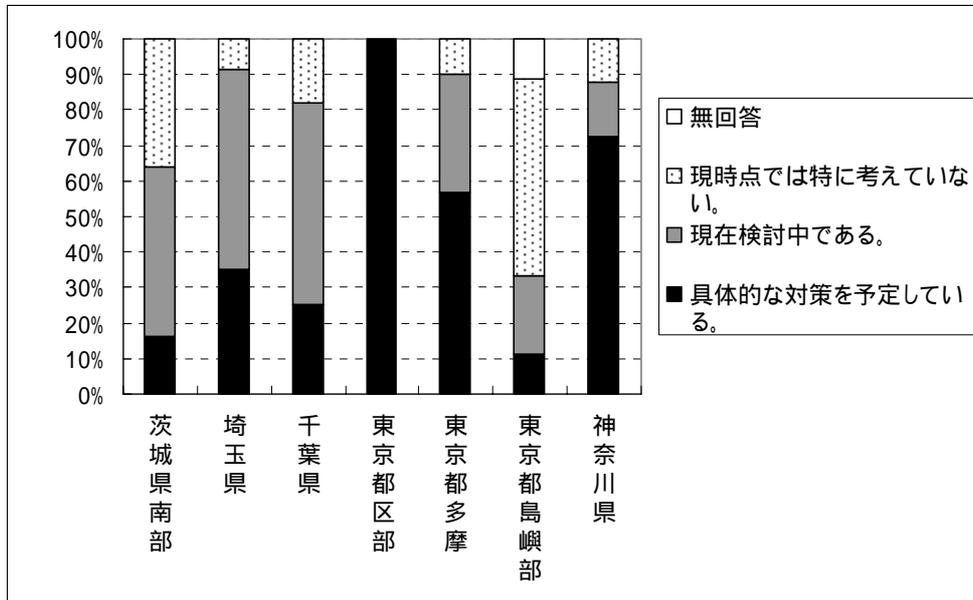


図 2-27 一次避難所における妊婦・乳幼児への配慮

表 2-20 一次避難所における妊婦・乳幼児への配慮に関する具体的内容
 (「具体的な対策を予定している」と回答した市区町村の具体的な内容)

(粉ミルク、紙おむつ、哺乳瓶等の備蓄)

- ・備蓄倉庫に粉ミルクや紙おむつの備蓄をしている。
- ・乳幼児に対しては、紙おむつ、哺乳瓶等を備蓄している。
- ・粉ミルク、調乳用水、哺乳瓶、紙おむつの備蓄
- ・乳児用の粉ミルク、ミネラルウォーター、哺乳瓶、紙おむつ、肌着、を全小中学校避難所に備蓄している。
- ・火をおこせない場合でも温かいミルクを提供できる備蓄物資を常備している。
- ・乳幼児用の粉ミルク(アレルギー疾患用を含む)や紙おむつを備蓄している。
- ・災害時における食料品および日用品等の調達に関する協定により、ドラッグストアから粉ミルクや紙おむつの優先供給を受ける体制を整備している。

(居住空間の区画化)

- ・通常の避難者とは別に、災害時要援護者用の居室を事前に指定しており、避難所の運営を行う区民の中から避難生活を支援する人を指定している。
- ・優先的に環境のよい場所(1階、トイレに近い、)などを割り当てるように、避難所運営マニュアルで定めている。
- ・避難所運営マニュアルに間仕切りや専用スペースの確保など、プライバシーの確保を定めている。
- ・女性の更衣室や授乳等のためのスペースや配置を考慮する。

(要援護者支援班等による対応)

- ・災害時用要援護者支援班を編成して対応する。

(ボランティアとの連携)

- ・医療関係者、ボランティア等と協力し、相談体制や支援体制を整備し、医療の提供や必要な物品の支給などの支援を行う。

(日頃からの要援護者の把握)

- ・地域住民による助け合いマップを作成中

(医師、保健師等によるケア)

- ・助産師の派遣

(7) 一次避難所における高齢者等への配慮

一次避難所に一時的に避難する高齢者、妊婦・乳幼児、外国人等に対する対応体制の整備など、何らかの配慮を考えていますか。高齢者、妊婦・乳幼児、外国人のそれぞれについて該当するものを1つずつ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

(高齢者について)

回答欄	
-----	--

- 1. 具体的な対策を予定している。
- 2. 現在検討中である。
- 3. 現時点では特に考えていない。

→ (「1.具体的な対策を予定している。」と回答された場合、その具体的な内容について記述して下さい。)

(例) 特に要介護者に対しては介護ケアの体制を整備している。

(妊婦・乳幼児について)

回答欄	
-----	--

- 1. 具体的な対策を予定している。
- 2. 現在検討中である。
- 3. 現時点では特に考えていない。

→ (「1.具体的な対策を予定している。」と回答された場合、その具体的な内容について記述して下さい。)

(例) 乳幼児対策として粉ミルクや紙おむつの備蓄をしている。

(外国人について)

回答欄	
-----	--

- 1. 具体的な対策を予定している。
- 2. 現在検討中である。
- 3. 現時点では特に考えていない。

→ (「1.具体的な対策を予定している。」と回答された場合、その具体的な内容について記述して下さい。)

(例) 通訳ボランティアを派遣する体制を整備している。

一次避難所における外国人への配慮

・一次避難所における外国人への配慮について具体的な対策を予定している市区町村の割合は、東京都区部で48%、神奈川県で24%、東京都多摩で20%、その他は1割未満である。

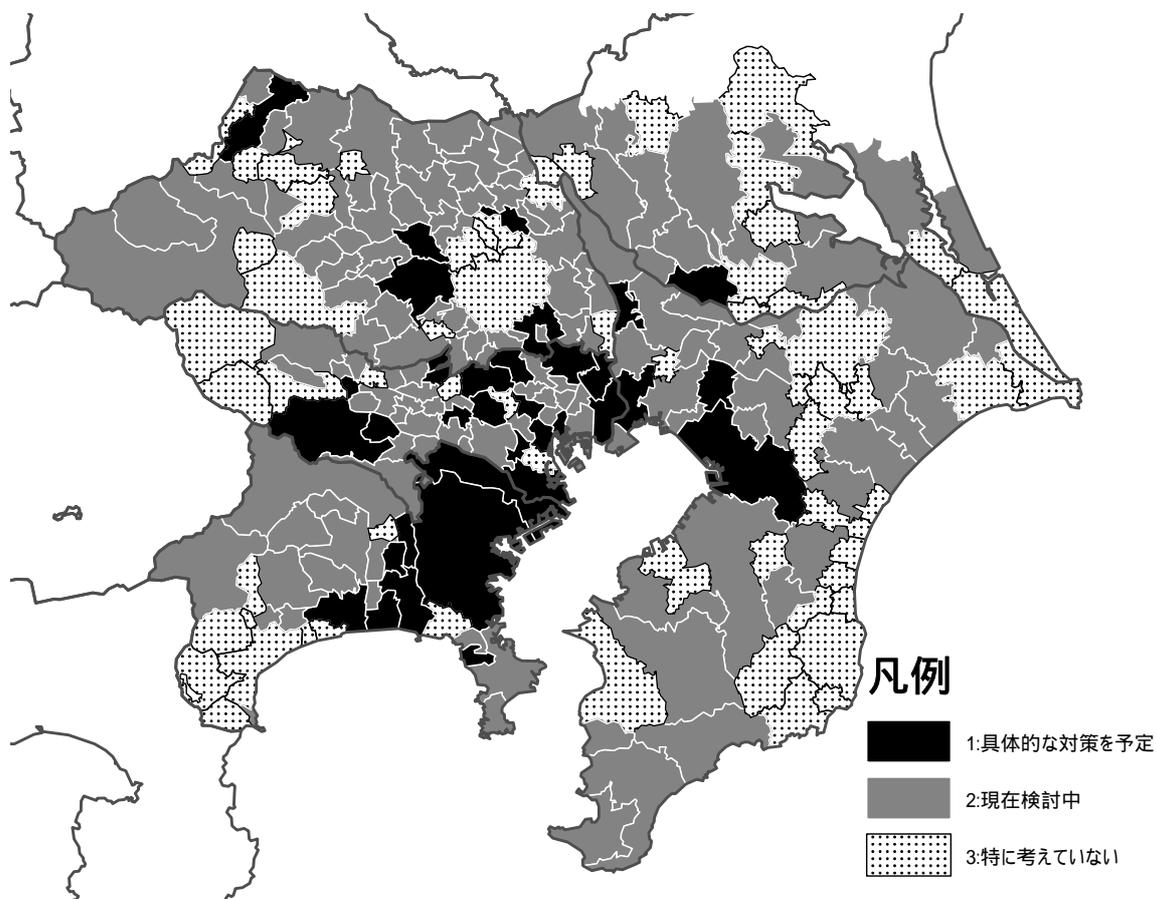
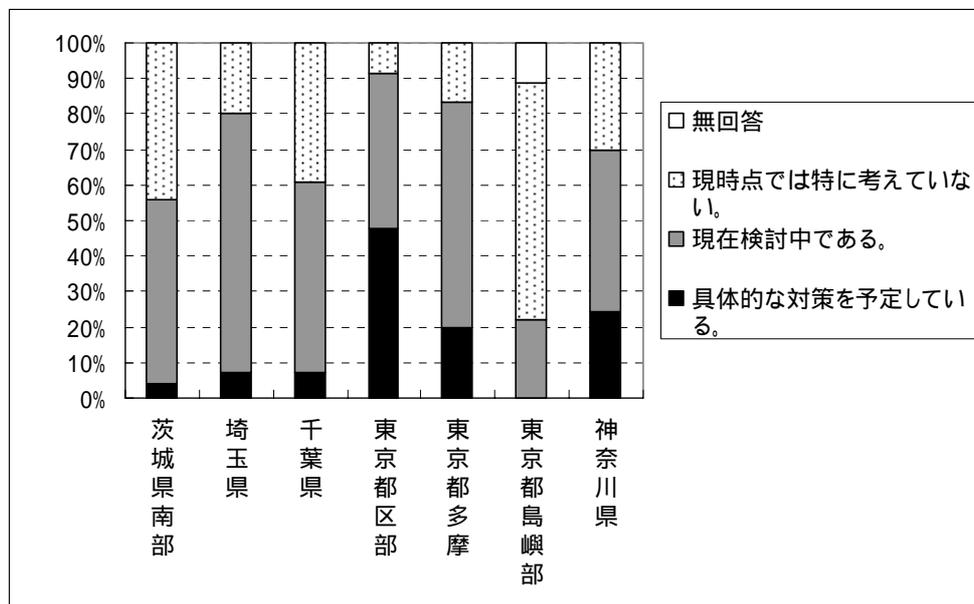


図 2-28 一次避難所における外国人への配慮

表 2-21 一次避難所における外国人への配慮に関する具体的内容
(「具体的な対策を予定している」と回答した市区町村の具体的な内容)

(外国語による情報伝達、表示)

- ・外国人対策として、各避難所に「災害時9ヶ国語表示シート」を配備している。
- ・外国語表記の案内の掲示
- ・外国人のために小中学校の入口に5カ国語の避難所案内板を設置している。
- ・英語文による防災情報伝達文を定めている。
- ・避難場所標識の英語標記等
- ・使用する言語や生活習慣などに配慮し、外国語による放送や案内表示、相談窓口への通訳の配置等整備している。
- ・多言語、ひらがな表示による避難標識を整備している。
- ・(財)自治体国際化協会の災害時多言語情報作成ツールの活用を検討している。
- ・避難場所標識の英語標記等(英語ほか3ヶ国語)

(外国人用の避難場所の指定)

- ・市内の外国人学校を避難場所に指定している。

(居住空間の区画化)

- ・通常の避難者とは別に、災害時要援護者用の居室を事前に指定しており、避難所の運営を行う区民の中から避難生活を支援する人を指定している。

(ボランティアとの連携)

- ・通訳ボランティアを派遣する。
- ・外国人に対しては、国際交流協会と通訳ボランティア派遣の協定を締結している。
- ・ボランティアや在日外国人ネットワークと協力し、通訳の手配、情報提供、相談等の支援を行う。
- ・外国人の支援対策として、通訳ボランティアの協力を得るとともに、災害対策本部に外国語が堪能な職員を配置し、外国人に対する応急活動の体制を整備する。
- ・国際交流協会と防災パートナーシップ協定を締結。災害時に同協会が災害時外国人支援センターを設置し、通訳ボランティアをはじめとするボランティア活動に協力を求める体制を整備している。

(日頃からの要援護者の把握)

- ・外国人の人数の把握に努める。

(訓練の実施)

- ・年に1度外国人向けの防災訓練を実施している。

(日頃からの日本語教育、防災知識普及)

- ・在住の外国人を対象とした、日本語教室を開催している。
- ・外国人に対する防災知識の普及に努めている。

3. 避難所及び応急住宅の供給について（市区町村への照会結果）

3.1 避難所生活者数の早期低減

3.1.1 応急危険度判定による従前住宅の利用促進

（1）これまでの専門調査会で提示された課題

判定士の早期大量確保の限界

- ・ 余震等による二次災害が心配であり、応急危険度判定が迅速に実施されなければ、従前住宅への継続的な居住や、早期復帰が難しくなる。
- ・ 多くの判定士が全国から駆けつけられる場合においても、宿泊場所、判定場所への交通手段などのロジスティクスが大きな問題となり、判定士の円滑な活動が確保できない可能性が高い。

（2）市区町村照会結果から把握・確認した事項

別資料「避難者に係る市区町村等の対策現況（アンケート結果）と課題について〔量的な課題に関する事項〕」を参照のこと。

3.1.2 帰省・疎開の奨励・あっせん

（1）これまでの専門調査会で提示された課題

馴染みのない場所へは疎開しにくい。

- ・ 土地勘のある近くの避難所ではなく、馴染みのない場所への長期の疎開は被災者に受け入れられにくい。
- ・ 家財の盗難等が心配で帰省・疎開しにくい。
- ・ 発災後の混乱期に自宅を長期間留守にする場合には、盗難等に対する治安上の心配が発生する。
- ・ 発災後一定期間は交通手段の確保が困難
- ・ 被災地及びその周辺の交通ネットワークが機能していない場合には、被災地外に身寄りのある被災者でも帰省・疎開を行うことが困難となる。
- ・ 帰省・疎開先では被災地の情報入手が困難
- ・ 阪神・淡路大震災では震災に伴う市外・県外避難者は少なくとも数万人規模とされているが、従前住宅周辺の復旧状況や各種支援制度等に関する情報不足等の問題が発生した。従前地を離れることにより復興支援等に関する情報が受けにくくなる等の不利益が発生するのであれば、疎開等の促進を妨げる要因となる可能性がある。
- ・ 職場・学校への復帰等を考えると、長期の帰省・疎開は難しい。
- ・ 職場や学校が再開した時点で被災地内に生活場所を確保できるとは限らず、長期にわたる帰省・疎開は被災前の生活への復帰を遅らせる可能性があり難しい。

（2）市区町村照会結果から把握・確認した事項

別資料「避難者に係る市区町村等の対策現況（アンケート結果）と課題について〔量的な課題に関する事項〕」を参照のこと。

3.2 避難所以外の既存施設の活用による供給拡大

3.2.1 公的施設・民間施設の活用

(1) これまでの専門調査会で提示された課題

公的施設、民間施設の受入施設が限定的

- ・当該市区町村内における市区町村立の小中学校を中心とした避難所だけでは避難者を収容しきれない可能性がある。避難所自体の被災等により、避難者の収容力がさらに減少する可能性もある。
- ・指定避難所数を増やす場合には、対応する職員が不足する可能性がある。
- ・災害時要援護者については、二次避難所（福祉避難所）として指定した社会福祉施設等を利用することになっているが、必ずしも十分な量が確保されていない可能性がある。

3.2.2 ホテル・旅館、公的宿泊施設の活用

(1) これまでの専門調査会で提示された課題

提供に向けての協定締結が進まない。

- ・既往災害では、高齢者や障害者等に対して県が借り上げ、応急仮設住宅が確保されるまでホテル・旅館等が無料提供された例がある。しかし、現状では、ホテル・旅館との一般被災者に対する避難所利用に関する協定等の締結は進んでおらず、首都直下地震時には膨大な数の避難者が予想される中、ホテル・旅館自体も被災する可能性も考えると、災害時要援護者や一般被災者に対して十分かつ円滑な提供ができるかどうかはわからない。

(2) 市区町村照会結果から把握・確認した事項

3. 計画の有無

ホテル・旅館等を避難所等として活用することを計画していますか。各施設について該当するものを1つずつ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

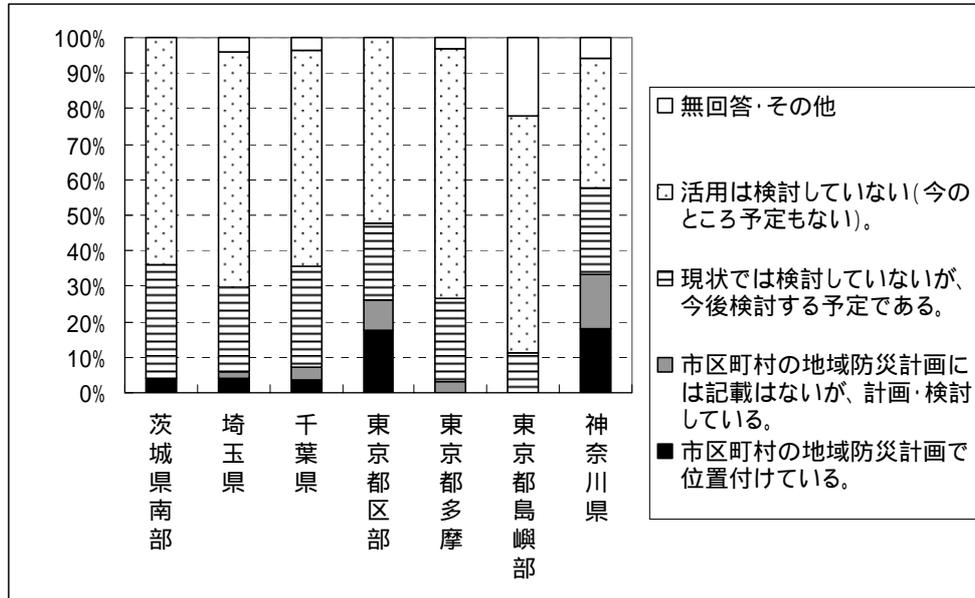
	回答欄
ホテル・旅館	
公的宿泊施設	
民間の研修所・保養所	
その他（ゴルフ場等）	

1. 市区町村の地域防災計画で位置付けている。
2. 市区町村の地域防災計画には記載はないが、計画・検討している。
3. 現状では検討していないが、今後検討する予定である。
4. 活用は検討していない（今のところ予定もない）。

ホテル・旅館の活用の地域防災計画への位置付け

・ホテル・旅館の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体は、神奈川県で33%、東京都区部で26%、その他では1割未満である。

(ホテル・旅館)



「その他」として、「検討したが、難しいとの回答だった。」とのコメントあり

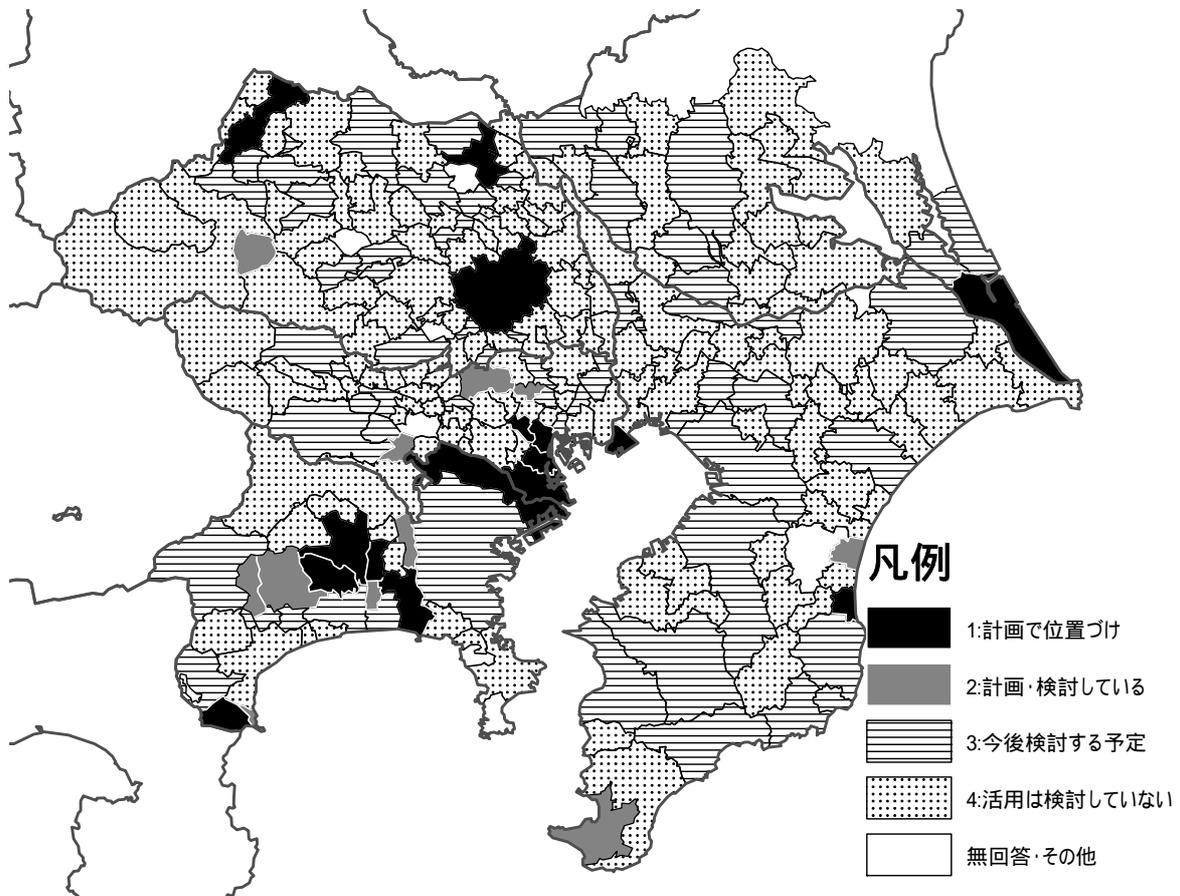


図 3 - 1 ホテル・旅館の活用の地域防災計画への位置付け

「その他」として、「検討したが、難しいとの回答だった。」とのコメントあり

3. ホテル・旅館等の利用対象者

ホテル・旅館等を避難所等に活用する場合の避難対象者は誰ですか。各施設について該当するものを**全て**選び、回答欄に を付けて下さい(で3.あるいは4 と回答した施設については「 - 」とご記入下さい)。

《ホテル・旅館について》

	回答欄
1. 高齢者	
2. 障害者	
3. 外国人	
4. 乳幼児及び保護者	
5. その他要援護者(具体的に：)	
6. 一般の被災者(上記の要援護者を除く)	
7. 災害対策活動への従事者(応援者含む)	
8. その他(具体的に：)	

3. ホテル・旅館等の宿泊以外のサービス提供

宿泊以外に入浴などのサービス提供について協定を結んだり、調整したりしていますか。各施設について該当するものを**1つずつ**選び、回答欄に を付けて下さい(で3.あるいは4 と回答した施設については「 - 」とご記入下さい)。また、具体のサービス内容もご記入下さい。

	回答欄	(1.あるいは2.と回答の場合) 具体のサービス内容
ホテル・旅館		
公的宿泊施設		
民間の研修所・保養所		
その他(ゴルフ場等)		

1. 協定を締結している。
2. 相談・調整を行っている。
3. 今後話し合う予定
4. 検討の予定はない。

ホテル・旅館への避難の対象者

・ホテル・旅館の避難所としての活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している1都4県の27市区町村において、対象者を高齢者、障害者としているのはそれぞれ16市区町村、乳幼児及び保護者としているのは15市区町村、外国人、災害対策活動への従事者としているのはそれぞれ11市区町村である。

表 3-1 ホテル・旅館への避難の対象者

	高齢者	障害者	外国人	乳幼児及び保護者	その他要援護者	一般の被災者(要援護者除く)	災害対策活動への従事者(応援者含む)	その他	回答対象市区町村数
茨城県南部	1	1	1	1	1	1	1	0	1
埼玉県	3	3	2	2	1	2	4	1	4
千葉県	4	4	3	4	1	2	1	1	4
東京都区部	3	3	1	3	1	1	1	2	6
東京都多摩	1	1	1	1	0	0	0	0	1
東京都島嶼部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	4	4	3	4	4	4	4	3	11
1都4県の合計	16	16	11	15	8	10	11	7	27

ホテル・旅館の避難所としての活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している市区町村が回答対象

表 3-2 ホテル・旅館の利用対象者「その他」の内容

- ・対象については限定してはいない
- ・“被災者及び応援職員”とある他特に定めは無い。
- ・帰宅困難者
- ・警戒宣言発令時の帰宅困難者
- ・負傷者

ホテル・旅館における宿泊以外のサービス提供

・ホテル・旅館の避難所としての活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している1都4県の27市区町村のうち、宿泊以外のサービス提供について協定を締結しているのは、東京都区部で4区、埼玉県で1市である。

表 3-3 ホテル・旅館における宿泊以外のサービス提供

	協定を締結している。	相談・調整を行っている。	今後話し合う予定	検討の予定はない。	無回答	回答対象市区町村数
茨城県南部	0	0	1	0	0	1
埼玉県	1	0	1	2	0	4
千葉県	0	0	1	3	0	4
東京都区部	4	0	0	2	0	6
東京都多摩	0	0	0	1	0	1
東京都島嶼部	0	0	0	0	0	0
神奈川県	0	1	5	4	1	11
1都4県の合計	5	1	8	12	1	27

ホテル・旅館の避難所としての活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している市区町村が回答対象

表 3-4 ホテル・旅館における宿泊以外のサービス提供内容

- ・給食、給水(2)
- ・入浴(2)

()内は回答市町村数

3. 計画の有無

ホテル・旅館等を避難所等として活用することを計画していますか。各施設について該当するものを1つずつ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

	回答欄
ホテル・旅館	
公的宿泊施設	
民間の研修所・保養所	
その他（ゴルフ場等）	

1. 市区町村の地域防災計画で位置付けている。
2. 市区町村の地域防災計画には記載はないが、計画・検討している。
3. 現状では検討していないが、今後検討する予定である。
4. 活用は検討していない（今のところ予定もない）。

公的宿泊施設の活用の地域防災計画への位置付け

・公的宿泊施設の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体は、神奈川県で18%、東京都多摩で10%、その他では数%程度である。

(公的宿泊施設)

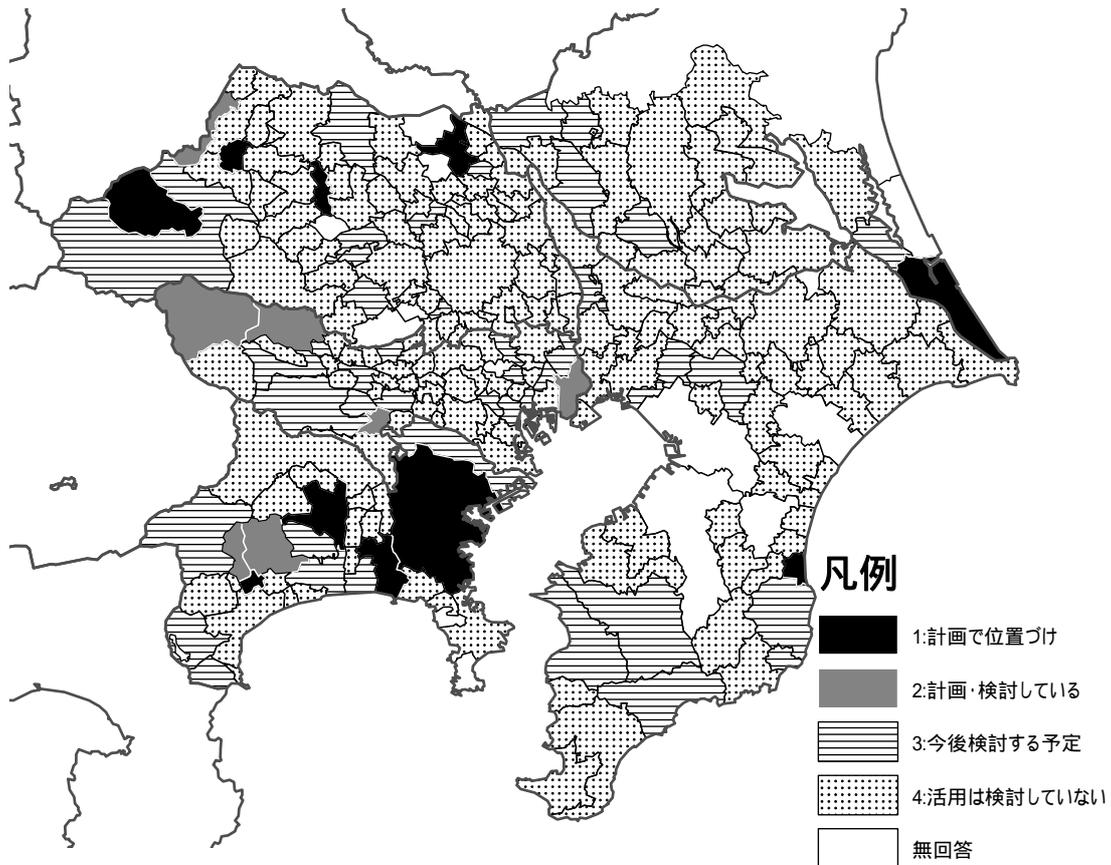
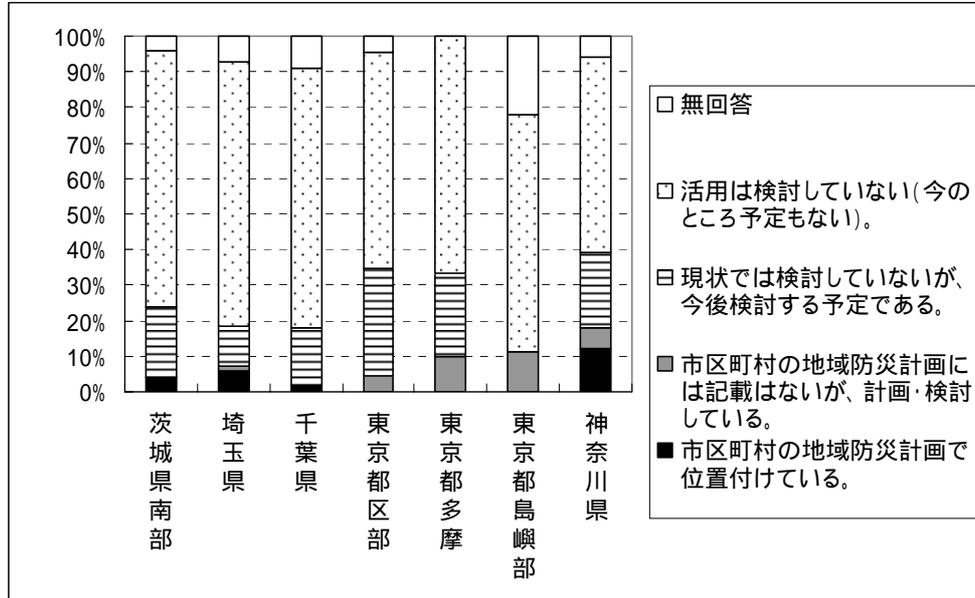


図 3 - 2 公的宿泊施設の活用の地域防災計画への位置付け

3. ホテル・旅館等の利用対象者

ホテル・旅館等を避難所等に活用する場合の避難対象者は誰ですか。各施設について該当するものを全て選び、回答欄に を付けて下さい(で3.あるいは4 と回答した施設については「 - 」とご記入下さい)。

《公的宿泊施設について》

	回答欄
1. 高齢者	
2. 障害者	
3. 外国人	
4. 乳幼児及び保護者	
5. その他要援護者(具体的に：)	
6. 一般の被災者(上記の要援護者を除く)	
7. 災害対策活動への従事者(応援者含む)	
8. その他(具体的に：)	

3. ホテル・旅館等の宿泊以外のサービス提供

宿泊以外に入浴などのサービス提供について協定を結んだり、調整したりしていますか。各施設について該当するものを1つずつ選び、回答欄に を付けて下さい(で3.あるいは4 と回答した施設については「 - 」とご記入下さい)。また、具体のサービス内容もご記入下さい。

	回答欄	(1.あるいは2.と回答の場合) 具体のサービス内容
ホテル・旅館		
公的宿泊施設		
民間の研修所・保養所		
その他(ゴルフ場等)		

1. 協定を締結している。
2. 相談・調整を行っている。
3. 今後話し合う予定
4. 検討の予定はない。

公的宿泊施設への避難の対象者

・公的宿泊施設の避難所としての活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している1都4県の18市区町村において、対象者を高齢者、障害者としているのはそれぞれ10市区町村、乳幼児及び保護者、一般の被災者としているのはそれぞれ9市区町村、外国人としているのは8市区町村である。

表 3-5 公的宿泊施設への避難の対象者

	高齢者	障害者	外国人	乳幼児及び保護者	その他要援護者	一般の被災者(要援護者除く)	災害対策活動への従事者(応援者含む)	その他	回答対象市区町村数
茨城県南部	1	1	1	1	1	1	1	0	1
埼玉県	3	3	1	2	1	2	1	0	5
千葉県	1	1	1	1	0	1	0	0	1
東京都区部	1	1	1	1	0	1	0	0	1
東京都多摩	2	2	2	2	1	1	0	0	3
東京都島嶼部	0	0	0	0	0	0	0	1	1
神奈川県	2	2	2	2	2	3	4	0	6
1都4県の合計	10	10	8	9	5	9	6	1	18

公的宿泊施設の避難所としての活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している市区町村が回答対象

表 3-6 公的宿泊施設の利用対象者「その他」の内容

・縁故者がなく、避難者であることが優先

公的宿泊施設における宿泊以外のサービス提供

・公的宿泊施設の避難所としての活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している1都4県の18市区町村のうち、宿泊以外のサービス提供について協定を締結しているのは、東京都多摩の2市町である。

表 3-7 公的宿泊施設における宿泊以外のサービス提供

	協定を締結している。	相談・調整を行っている。	今後話し合う予定	検討の予定はない。	無回答	回答対象市区町村数
茨城県南部	0	0	1	0	0	1
埼玉県	0	1	1	3	0	5
千葉県	0	0	0	1	0	1
東京都区部	0	0	0	1	0	1
東京都多摩	2	0	0	1	0	3
東京都島嶼部	0	1	0	0	0	1
神奈川県	0	1	0	4	1	6
1都4県の合計	2	3	2	10	1	18

公的宿泊施設の避難所としての活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している市区町村が回答対象

表 3-8 公的宿泊施設における宿泊以外のサービス提供内容

・非常食、入浴場所の提供(1)
 ・温泉施設、福祉施設の風呂の提供(1)

()内は回答市町村数

3. 計画の有無

ホテル・旅館等を避難所等として活用することを計画していますか。各施設について該当するものを1つずつ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

	回答欄
ホテル・旅館	
公的宿泊施設	
民間の研修所・保養所	
その他（ゴルフ場等）	

1. 市区町村の地域防災計画で位置付けている。
2. 市区町村の地域防災計画には記載はないが、計画・検討している。
3. 現状では検討していないが、今後検討する予定である。
4. 活用は検討していない（今のところ予定もない）。

民間の研修所・保養所の活用の地域防災計画への位置付け

・民間の研修所・保養所の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体は、神奈川県で27%、その他では数%程度である。

(民間の研修所・保養所)

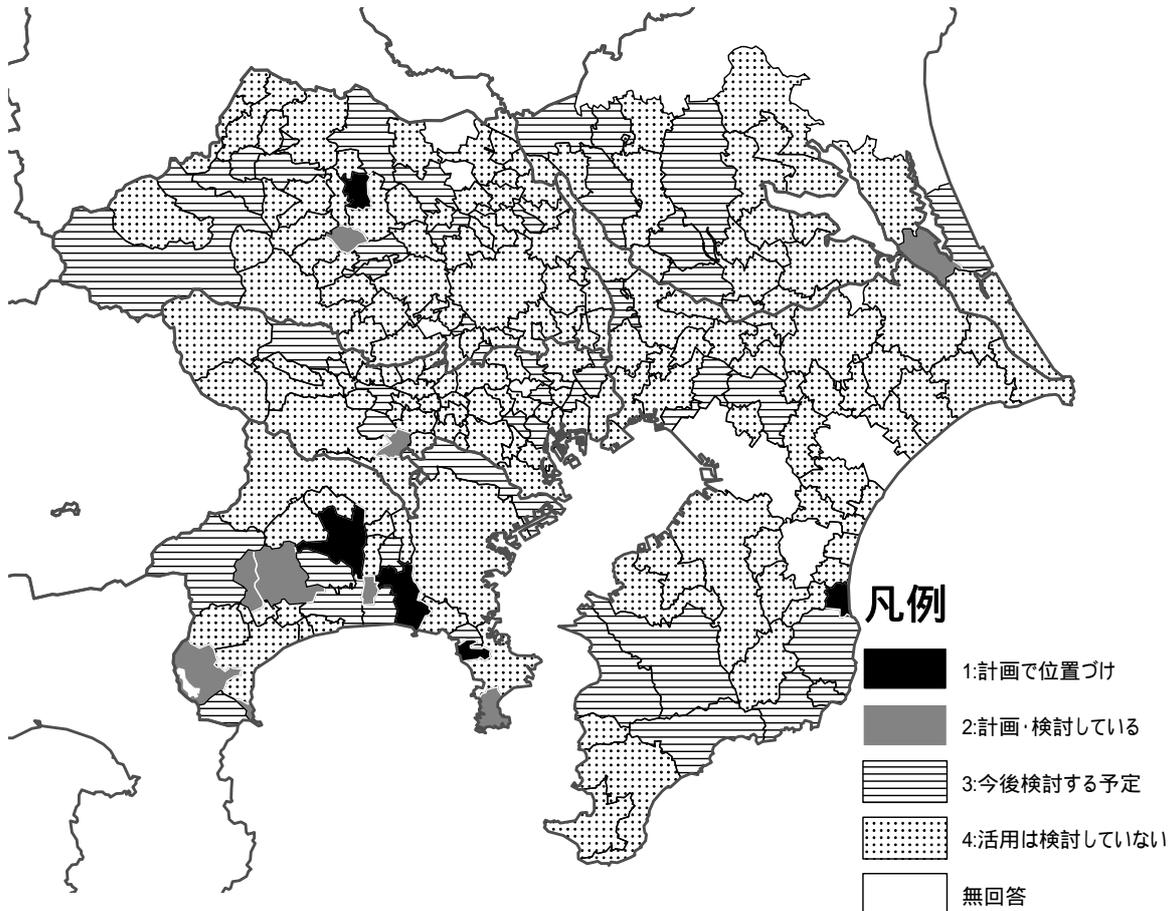
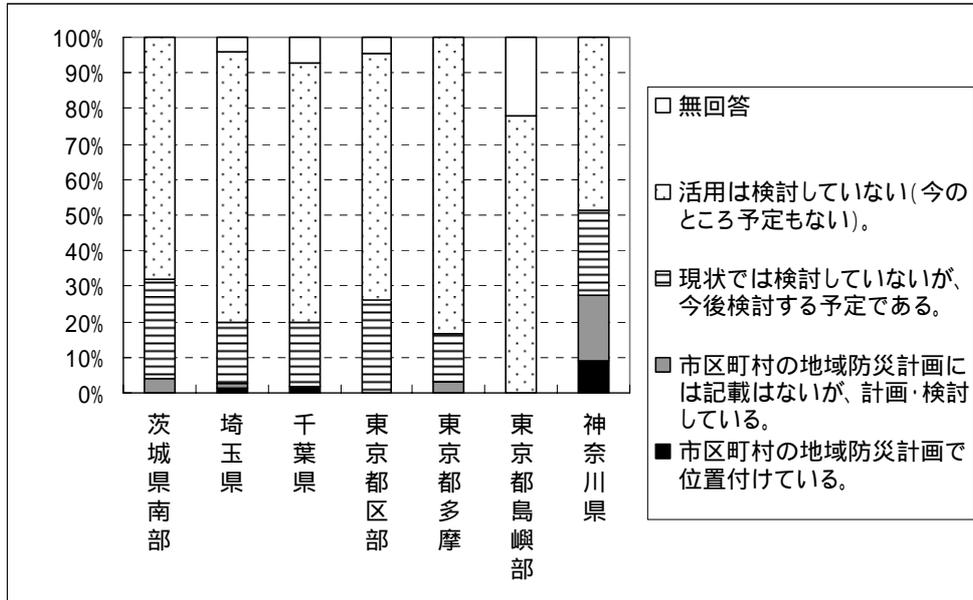


図 3-3 民間の研修所・保養所の活用の地域防災計画への位置付け

3. ホテル・旅館等の利用対象者

ホテル・旅館等を避難所等に活用する場合の避難対象者は誰ですか。各施設について該当するものを全て選び、回答欄に を付けて下さい(で3.あるいは4 と回答した施設については「 - 」とご記入下さい)。

《民間の研修所・保養所について》

	回答欄
1. 高齢者	
2. 障害者	
3. 外国人	
4. 乳幼児及び保護者	
5. その他要援護者(具体的に：)	
6. 一般の被災者(上記の要援護者を除く)	
7. 災害対策活動への従事者(応援者含む)	
8. その他(具体的に：)	

3. ホテル・旅館等の宿泊以外のサービス提供

宿泊以外に入浴などのサービス提供について協定を結んだり、調整したりしていますか。各施設について該当するものを1つずつ選び、回答欄に を付けて下さい(で3.あるいは4 と回答した施設については「 - 」とご記入下さい)。また、具体のサービス内容もご記入下さい。

	回答欄	(1.あるいは2.と回答の場合) 具体のサービス内容
ホテル・旅館		
公的宿泊施設		
民間の研修所・保養所		
その他(ゴルフ場等)		

1. 協定を締結している。
2. 相談・調整を行っている。
3. 今後話し合う予定
4. 検討の予定はない。

民間の研修所・保養所への避難の対象者

・民間の研修所・保養所の避難所としての活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している1都4県の14市区町村において、対象者を高齢者としているのは6市町村、障害者、外国人、乳幼児及び保護者、一般の被災者としているのはそれぞれ5市町村である。

表 3-9 民間の研修所・保養所への避難の対象者

	高齢者	障害者	外国人	乳幼児及び保護者	その他要援護者	一般の被災者(要援護者除く)	災害対策活動への従事者(応援者含む)	その他	回答対象市区町村数
茨城県南部	0	0	0	0	0	0	0	0	1
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0	1	2
千葉県	1	1	1	1	0	1	0	0	1
東京都区部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京都多摩	1	1	1	1	0	0	0	0	1
東京都島嶼部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	4	3	3	3	3	4	4	1	9
1都4県の合計	6	5	5	5	3	5	4	2	14

民間の研修所・保養所の避難所としての活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している市区町村が回答対象

表 3-10 民間の研修所・保養所の利用対象者「その他」の内容

・帰宅困難者

民間の研修所・保養所における宿泊以外のサービス提供

・民間の研修所・保養所の避難所としての活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している14市区町村のうち、宿泊以外のサービス提供について協定を締結している市区町村はない。

表 3-11 民間の研修所・保養所における宿泊以外のサービス提供

	協定を締結している。	相談・調整を行っている。	今後話し合う予定	検討の予定はない。	無回答	回答対象市区町村数
茨城県南部	0	0	0	0	1	1
埼玉県	0	0	2	0	0	2
千葉県	0	0	0	1	0	1
東京都区部	0	0	0	0	0	0
東京都多摩	0	0	0	1	0	1
東京都島嶼部	0	0	0	0	0	0
神奈川県	0	1	4	3	1	9
1都4県の合計	0	1	6	5	2	14

民間の研修所・保養所の避難所としての活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している市区町村が回答対象

3. 計画の有無

ホテル・旅館等を避難所等として活用することを計画していますか。各施設について該当するものを1つずつ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

	回答欄
ホテル・旅館	
公的宿泊施設	
民間の研修所・保養所	
その他（ゴルフ場等）	

1. 市区町村の地域防災計画で位置付けている。
2. 市区町村の地域防災計画には記載はないが、計画・検討している。
3. 現状では検討していないが、今後検討する予定である。
4. 活用は検討していない（今のところ予定もない）。

その他施設の活用の地域防災計画への位置付け

・その他施設の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体は、茨城県南部で24%、神奈川県で18%、その他で1割以下である。

(その他施設)

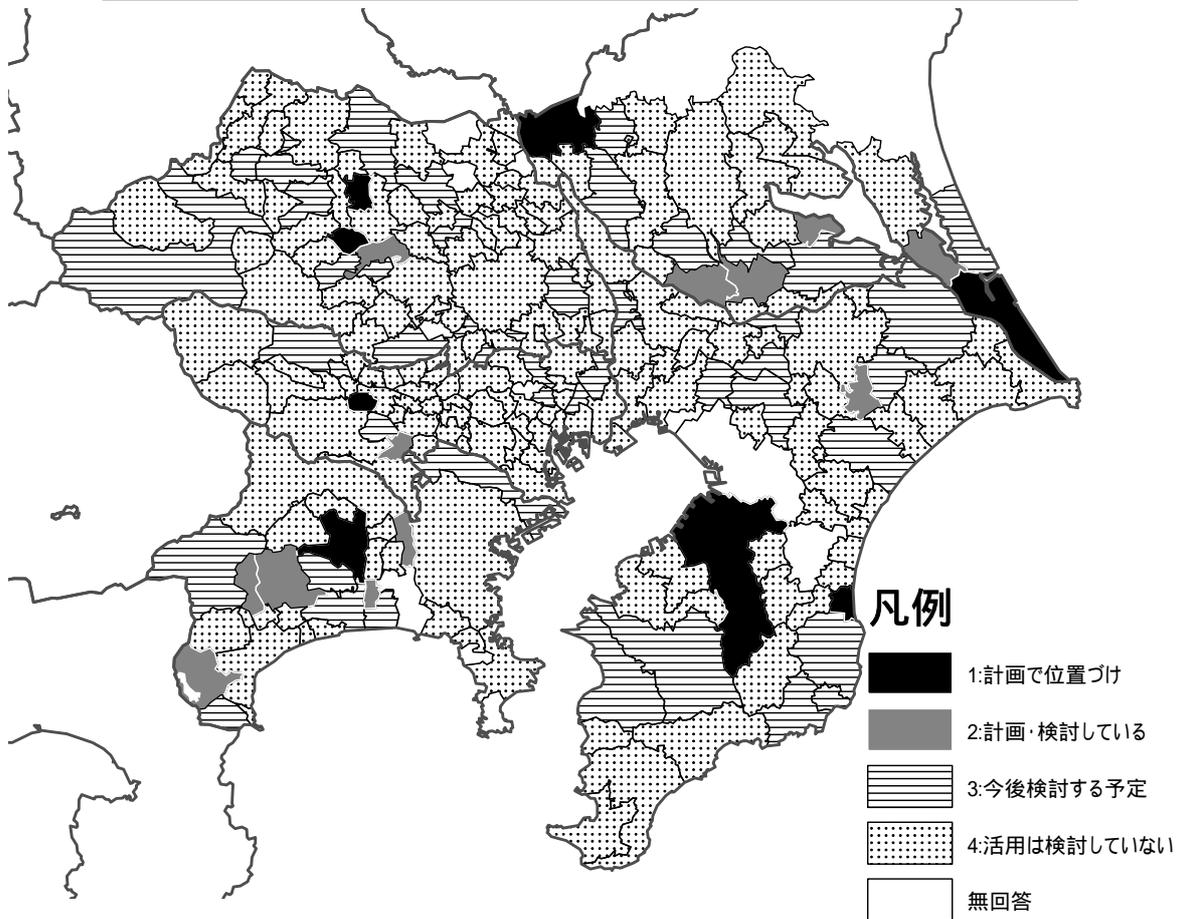
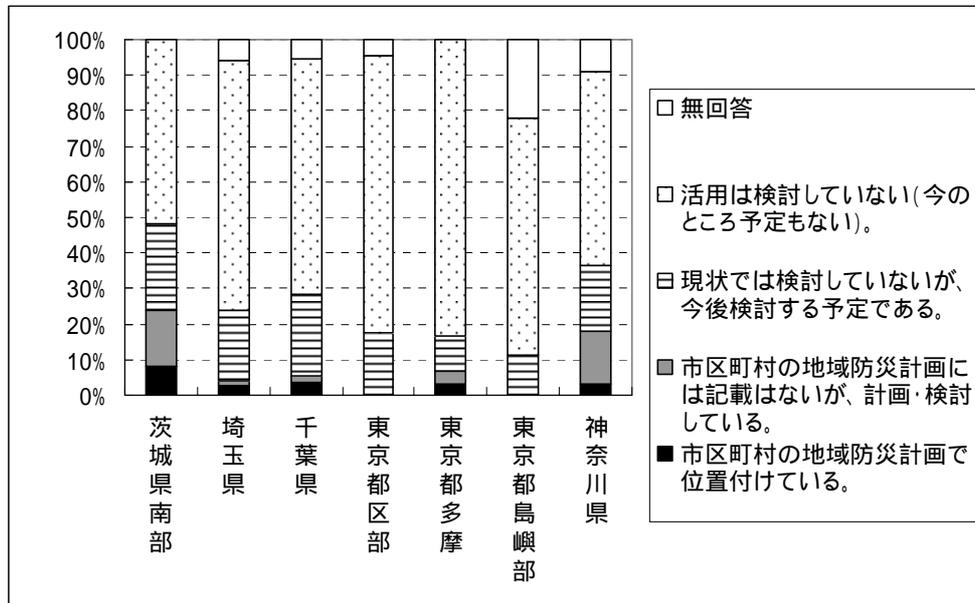


図 3 - 4 その他施設の活用の地域防災計画への位置付け

3. ホテル・旅館等の利用対象者

ホテル・旅館等を避難所等に活用する場合の避難対象者は誰ですか。各施設について該当するものを全て選び、回答欄に を付けて下さい(で3.あるいは4 と回答した施設については「-」とご記入下さい)。

《その他(ゴルフ場等)について》

	回答欄
1. 高齢者	
2. 障害者	
3. 外国人	
4. 乳幼児及び保護者	
5. その他要援護者(具体的に: _____)	
6. 一般の被災者(上記の要援護者を除く)	
7. 災害対策活動への従事者(応援者含む)	
8. その他(具体的に: _____)	

3. ホテル・旅館等の宿泊以外のサービス提供

宿泊以外に入浴などのサービス提供について協定を結んだり、調整したりしていますか。各施設について該当するものを1つずつ選び、回答欄に を付けて下さい(で3.あるいは4 と回答した施設については「-」とご記入下さい)。また、具体のサービス内容もご記入下さい。

	回答欄	(1.あるいは2.と回答の場合) 具体のサービス内容
ホテル・旅館		
公的宿泊施設		
民間の研修所・保養所		
その他(ゴルフ場等)		

1. 協定を締結している。
2. 相談・調整を行っている。
3. 今後話し合う予定
4. 検討の予定はない。

その他施設への避難の対象者

・その他施設の避難所としての活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している1都4県の20市区町村において、対象者を一般の被災者としているのは9市町村、災害対策活動への従事者としているのは8市町村である。

表 3-12 その他施設への避難の対象者

	高齢者	障害者	外国人	乳幼児及び保護者	その他要援護者	一般の被災者(要援護者除く)	災害対策活動への従事者(応援者含む)	その他	回答対象市区町村数
茨城県南部	0	0	0	0	0	2	2	1	6
埼玉県	1	1	1	1	0	1	0	1	3
千葉県	2	2	2	2	1	2	2	0	3
東京都区部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京都多摩	1	1	1	1	0	0	0	1	2
東京都島嶼部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	3	3	3	3	2	4	4	1	6
1都4県の合計	7	7	7	7	3	9	8	4	20

その他施設の避難所としての活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している市区町村が回答対象

表 3-13 その他施設の利用対象者「その他」の内容

- ・警戒宣言発令時の帰宅困難者
- ・災害時に入浴を必要とする人
- ・避難所の状況によって

その他施設における宿泊以外のサービス提供

・その他施設の避難所としての活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している1都4県の20市区町村のうち、宿泊以外のサービス提供について協定を締結しているのは、神奈川県で2市、茨城県南部と千葉県でそれぞれ1市である。

表 3-14 その他施設における宿泊以外のサービス提供

	協定を締結している。	相談・調整を行っている。	今後話し合う予定	検討の予定はない。	無回答	回答対象市区町村数
茨城県南部	1	1	1	1	2	6
埼玉県	0	1	2	0	0	3
千葉県	1	0	0	2	0	3
東京都区部	0	0	0	0	0	0
東京都多摩	0	0	0	2	0	2
東京都島嶼部	0	0	0	0	0	0
神奈川県	2	1	2	1	0	6
1都4県の合計	4	3	5	6	2	20

その他施設の避難所としての活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している市区町村が回答対象

表 3-15 その他施設における宿泊以外のサービス提供内容

- ・防災情報提供(1)
- ・トイレの使用(1)
- ・入浴、シャワーの使用等(5)
- ・食事・水の提供(1)

()内は回答市町村数

3.3 屋外避難への支援

3.3.1 屋外でのテント等の活用

(1) これまでの専門調査会で提示された課題

テントの調達方法、設置場所が限定的である。

- ・新潟県中越地震では、余震への恐怖や避難所生活の不便さ等の理由により、テント等屋外での生活や車中泊を選択する被災者が多かった。首都直下地震時においてもこのような状況が大規模に発生することが考えられる。一部自治体ではテント等の調達に関する協定を結んでいるところもあるが、テントや自衛隊の天幕等が屋外避難者数に見合う分量だけ調達できない可能性がある。また、テント等の設置可能場所も不足する可能性がある。

(2) 市区町村照会結果から把握・確認した事項

4. 計画の有無

野外に設置する天幕・テント等の活用を市区町村として計画していますか。該当するものを1つ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

回答欄	
-----	--

1. 市区町村の地域防災計画で位置付けている。
2. 地域防災計画には記載はないが、計画・検討している。
3. 現状では検討していないが、今後検討する予定である。
4. 野外の受入れ施設の活用は検討していない(今のところ予定もない)

天幕・テント等の活用の地域防災計画への位置付け

・天幕・テント等の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体は、東京都区部で39%、東京都多摩で30%、埼玉県で29%、神奈川県で24%、その他は2割以下である。

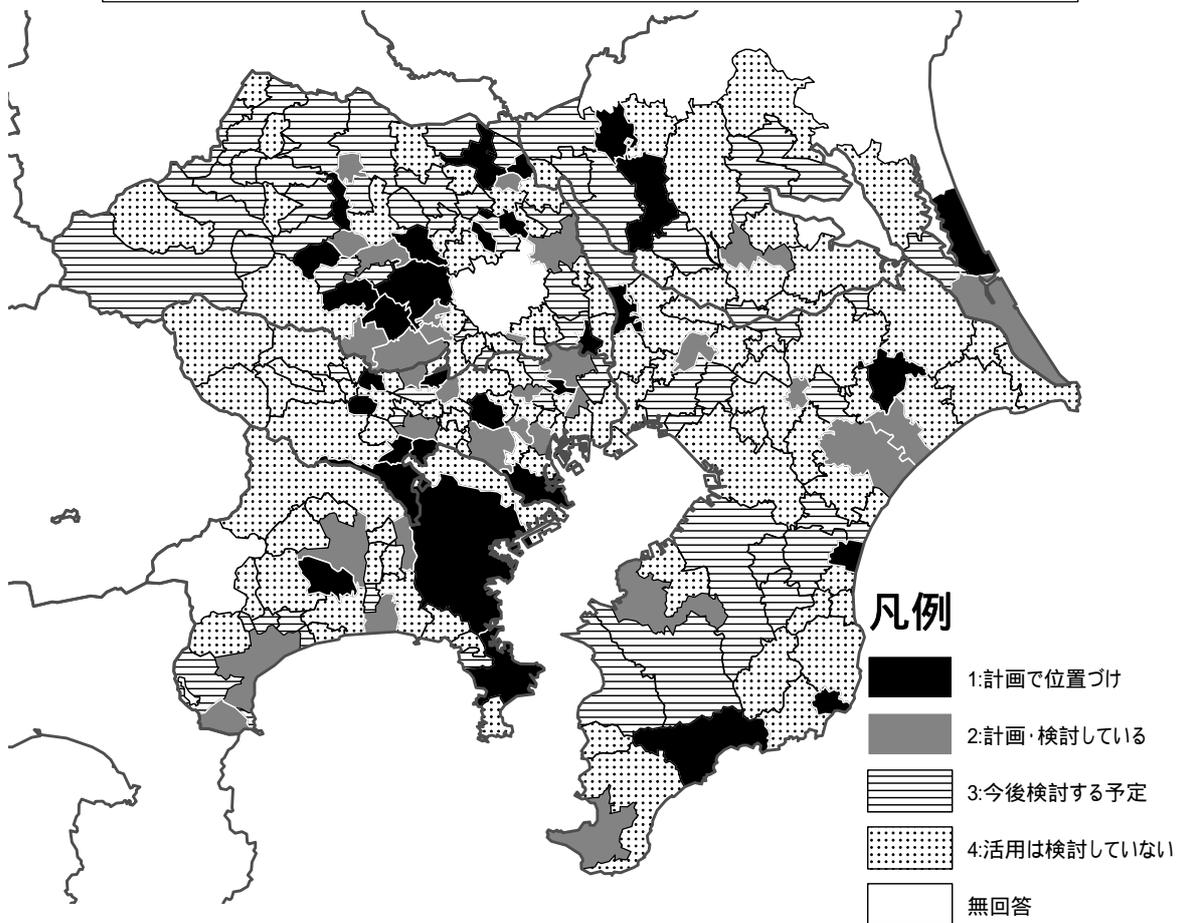
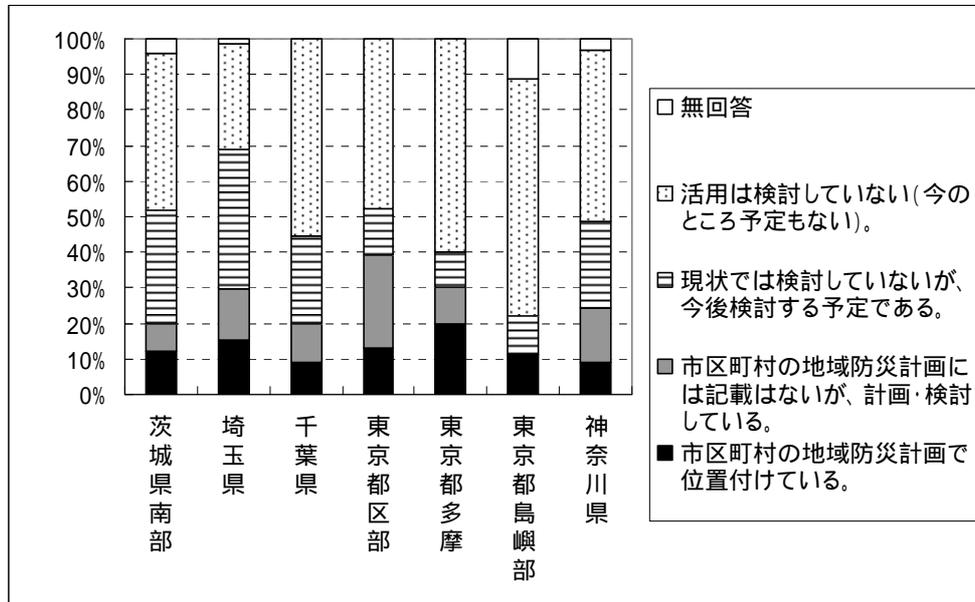


図 3 - 5 天幕・テント等の活用の地域防災計画への位置付け

4. 天幕等の活用計画

どのような天幕・テント等の活用を計画していますか。該当するものを全て選び、回答欄に を付けて下さい。

	回答欄
1. 市区町村所有の天幕・テント等	
2. 地域の小中学校などが所有している天幕・テント等	
3. 町内会など地域組織が保有している天幕・テント等	
4. 民間企業が保有している天幕・テント等	
5. 災害支援としてボランティアが持ち込むもの	
6. 災害支援として他市区町村から借り受けるもの	
7. 天幕・テント等を取り扱う事業者から調達	
8. その他 ()	

屋外避難用に活用する天幕・テント等

・天幕・テント等の活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している1都4県の64市区町村において、活用するものとして多いものは、市区町村所有の天幕・テント等が47市区町村、地域の小中学校などが所有している天幕・テント等が29市区町村、天幕・テント等を取り扱う事業者からの調達が23市区町村、町内会など地域組織が保有している天幕・テント等が22市区町村となっている。

表 3-16 屋外避難用に活用する天幕・テント等

	市区町村所有の天幕・テント等	地域の小中学校などが所有している天幕・テント等	町内会など地域組織が保有している天幕・テント等	民間企業が保有している天幕・テント等	災害支援としてボランティアが持ち込むもの	災害支援として他市区町村から借り受けるもの	天幕・テント等を取り扱う事業者から調達	その他	回答対象市区町村数
茨城県南部	4	4	4	1	3	1	2	0	5
埼玉県	14	9	8	4	5	6	11	3	21
千葉県	9	6	4	3	2	2	4	1	11
東京都区部	7	3	2	2	0	2	2	2	9
東京都多摩	5	4	2	1	1	1	2	4	9
東京都島嶼部	0	0	0	0	0	0	0	0	1
神奈川県	8	3	2	1	0	1	2	1	8
1都4県の合計	47	29	22	12	11	13	23	11	64

天幕・テント等の活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している市区町村が回答対象

4. 天幕・テント等の確保に関する協定

天幕・テント等の確保のために、協定を結んでいますか。該当するものを全て選び、回答欄に を付けて下さい。また、協定を結んでいる場合には、代表的な協定の内容及びその具体的な仕組み（被災後における避難者収容までの手順等）が分かる資料のコピーを添付して下さい。

	回答欄
1. 市区町村で関連事業者（団体）と協定を結んでいる。	
2. 都県で関連事業者（団体）と協定を結んでいる。	
3. 協定は結んでいないが、関連事業者（団体）と話している。	
4. 協定による調達とは別に、市区町村で天幕・テント等を備蓄している。	

天幕・テント等の確保に関する協定

・天幕・テント等の活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している1都4県の64市区町村のうち、市区町村で関連事業者（団体）と協定を結んでいると回答した市区町村は、埼玉県で9市町、神奈川県で4市、東京都区部で3区、千葉県、東京都多摩でそれぞれ2市である。

表 3-17 天幕・テント等の確保に関する協定締結状況

	市区町村で関連事業者(団体)と協定を結んでいる。	都県で関連事業者(団体)と協定を結んでいる。	協定は結んでいないが、関連事業者(団体)と話している。	協定による調達とは別に、市区町村で天幕・テント等を備蓄している。	無回答	回答対象市区町村数
茨城県南部	0	0	0	1	4	5
埼玉県	9	1	3	8	0	21
千葉県	2	0	0	2	7	11
東京都区部	3	1	1	2	2	9
東京都多摩	2	0	0	3	4	9
東京都島嶼部	0	0	0	0	1	1
神奈川県	4	0	0	4	0	8
1都4県の合計	20	2	4	20	18	64

天幕・テント等の活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している市区町村が回答対象

3.4 避難所不足地域から他地域への避難者の移動

3.4.1 近隣地域の避難所の利用

(1) これまでの専門調査会で提示された課題

- 避難後の家財の盗難等が心配で移動しにくい。
- ・ 家財の盗難、放火等が心配で、自宅の様子が知りたい等の理由から自宅近くの避難先を選択するケースが多いと考えられ、自宅から離れた避難所には避難しない可能性がある。
 - ・ 避難先の受け入れ体制が具体化されていない。
 - ・ 被災市区町村内の避難所で被災者を受入れることが困難な場合、被災者の他地区（近隣の被害が小さな地域）への移送が計画されているケースがあるが、具体的な調整方法や移送手段の確保などの検討が十分とは言い切れない。
 - ・ 被災していない自治体では、他地区の住民を受け入れるという体制・意識が整っていない可能性もある。

(2) 市区町村照会結果から把握・確認した事項

5. 計画の有無

実際の災害発生時に貴市区町村の避難所が不足する場合に備えて、被害の少ない近隣市区町村への移送を計画していますか。該当するものを1つ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

回答欄	
-----	--

1. 市区町村の地域防災計画で位置付けている。
2. 地域防災計画には記載していないが、検討している。
3. 現状では検討していないが、検討する予定である。
4. 他市区町村への移送は検討していない（今のところ予定もない）。

近隣他地域の避難所利用の地域防災計画への位置付け

- ・ 近隣他地域の避難所利用を地域防災計画で位置付けている、または検討している自治体は、東京都区部で 57%、東京都多摩で 47%、埼玉県で 35%、神奈川県で 24%、その他で 2 割以下である。
- ・ 例えば、東京都では、近隣他地域の避難所利用を都が地域防災計画で位置付けているが、区部の約半数が地域防災計画で位置付けていない。

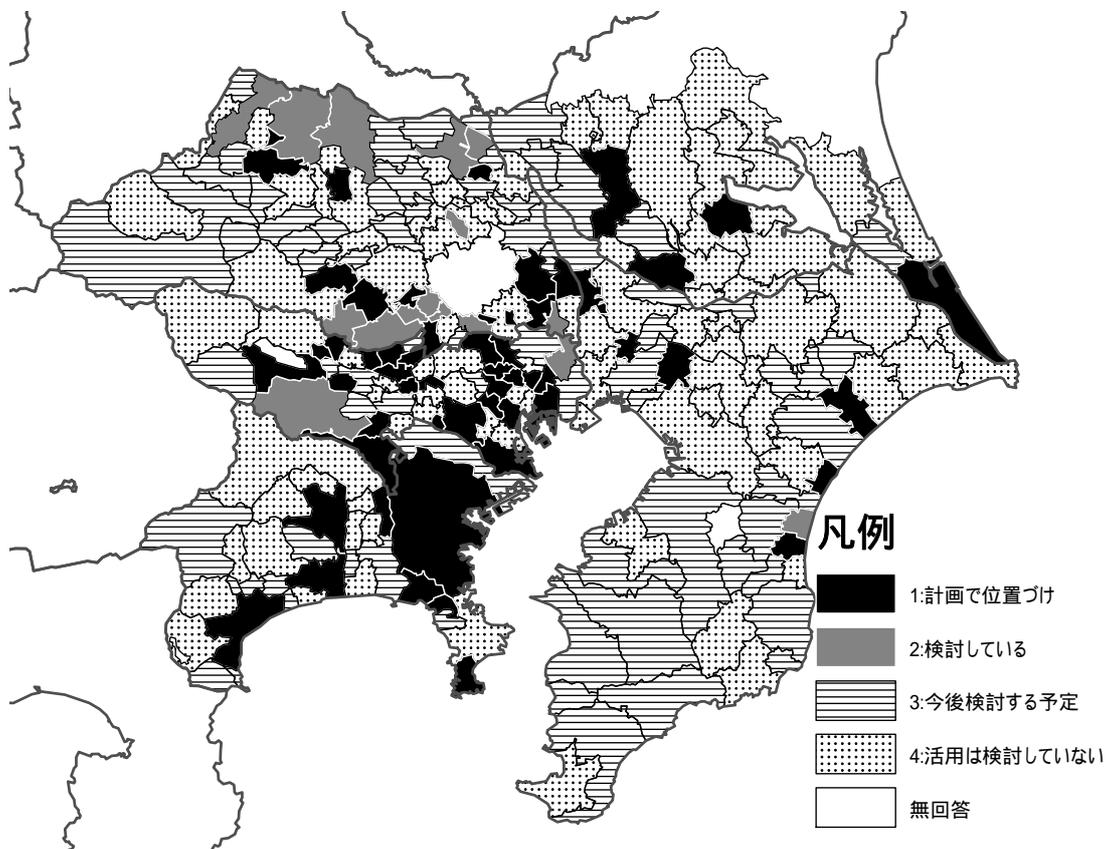
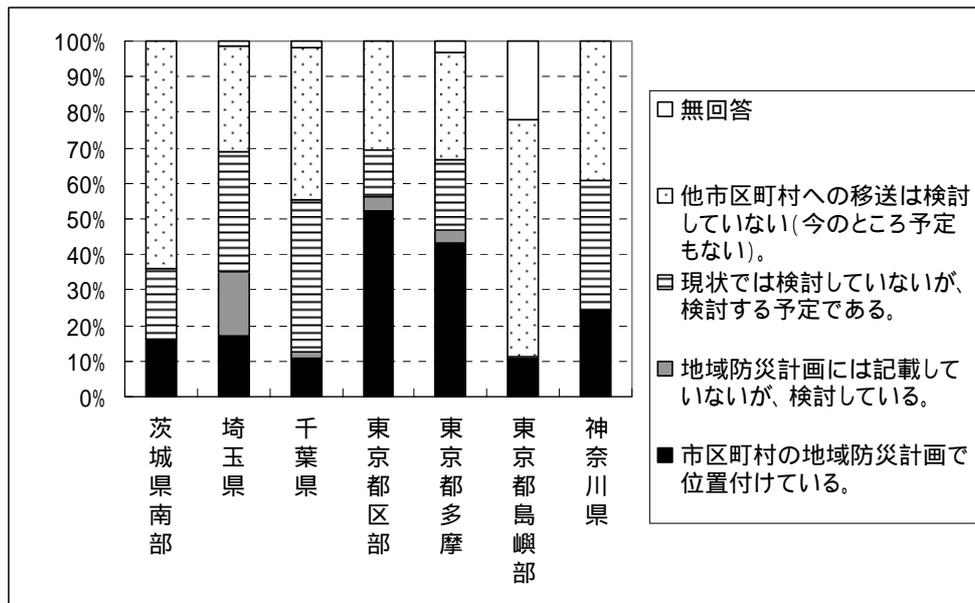


図 3 - 6 近隣他地域の避難所利用の地域防災計画への位置付け

5. 移送の対象者

移送の対象者は誰ですか。該当するものを全て選び、回答欄に を付けて下さい。

	回答欄
1. 高齢者	
2. 障害者	
3. その他要援護者（具体的に： ）	
4. 一般の避難者（上記の要援護者を除く）	
5. その他（具体的に： ）	

移送の対象者

・近隣他地域の避難所利用を地域防災計画で位置付けている、または検討している1都4県の72市区町村において、対象者を障害者としているのは46市区町村、高齢者としているのは45市区町村、一般の避難者としているのは44市区町村、その他要援護者としているのは37市区町村である。

表 3-18 移送の対象者

	高齢者	障害者	その他 要援護者	一般の避難者 (要援護者除く)	その他	回答対象 市区町村数
茨城県南部	3	3	2	3	0	4
埼玉県	14	15	13	14	6	25
千葉県	4	4	4	3	2	7
東京都区部	7	7	5	8	3	13
東京都多摩	10	10	8	12	5	14
東京都島嶼部	1	1	1	1	0	1
神奈川県	6	6	4	3	2	8
1都4県の合計	45	46	37	44	18	72

近隣地域の避難所の利用を地域防災計画で位置付けている、あるいは検討している市区町村が回答対象

表 3-19 移送の対象者「その他」の具体例

避難所に受入困難な者(2)
傷病者及び被災者(1)
隣接住民(1)
避難者全般を対象(1)

()内は回答市区町村数

避難者移送に関する工夫

5. 避難者移送に関する工夫

何か他の市区町村の参考となる工夫がございましたら、併せてご記入下さい。

【工夫の内容】

表 3-20 避難者移送に関する工夫

- ・近隣各市と相互応援協定を締結している。この協定は、特に市境における応急対策、市境の居住者に対する避難対策等を想定したものとなっている。

3.5 応急住宅需要の低減

3.5.1 応急修理等による従前住宅への復帰

(1) これまでの専門調査会で提示された課題

経済的負担が大きいことによる応急修理の遅れ

- ・ 応急修理を実施しようとするとう経済的負担が伴うため、自らの資力では応急修理ができない者が発生する。

業者確保が困難で、修理着手までに時間がかかる可能性がある。

- ・ 応急修理は、事前に自治体によって指定された業者が実施するため、需要が大きい場合には応急修理の業者確保が間に合わずに、応急修理が遅れる可能性がある。
- ・ 業者の確保においては不良・不適格業者が混入するおそれもある。公費解体が先行すれば、応急修理による従前住宅への復帰が進まない可能性がある。

- ・ 阪神・淡路大震災では、公費解体が先行したため、応急修理制度はあまり活用されなかった。震災時には、応急修理による個々の住宅復興及び応急仮設住宅需要の低減と、解体とのバランスが問題となるが、公費解体が先行すれば応急修理による従前住宅への復帰が進まない可能性がある。

室内環境の悪化による従前住宅での継続居住困難

- ・ 新潟県中越地震では、自宅はそれほど壊れてはいないが、屋内収容物の散乱、ガラスの飛散等を理由に避難所に避難した人も多かった。室内環境が地震により悪化すれば、特に高齢者世帯を中心に従前住宅での居住継続が難しくなる可能性がある。

(2) 市区町村照会結果から把握・確認した事項

別資料「避難者に係る市区町村等の対策現況(アンケート結果)と課題について〔量的な課題に関する事項〕」を参照のこと。

公的な空き家・空き室への入居者の選定方法

・公的な空き家・空き室への入居者の選定方法については、未定が1都4県平均で26%と最も多く、次いで、高齢者のいる世帯を優先、障害者のいる世帯を優先がそれぞれ21%、病弱な人・被災により負傷した人を優先が17%である。

表 3-21 公的な空き家・空き室への入居者の選定方法

	高齢者のいる世帯を優先	障害者のいる世帯を優先	母子世帯を優先	乳幼児のいる世帯を優先	妊婦のいる世帯を優先	18歳未満の子供が3人以上いる世帯を優先	病弱な人・被災により負傷した人を優先	避難所に避難している世帯を優先	世帯収入を考慮	地域（町内会など）のまとまりを優先	地域性等について個人希望を優先した上で競争があれば抽選	一律に完全抽選（地域性なし）	その他	未定
茨城県南部	12%	12%	8%	12%	12%	4%	16%	8%	4%	0%	0%	0%	4%	16%
埼玉県	25%	25%	15%	21%	23%	6%	21%	11%	13%	6%	3%	0%	3%	23%
千葉県	14%	14%	16%	11%	11%	2%	14%	2%	11%	2%	0%	0%	7%	27%
東京都区部	26%	26%	17%	9%	9%	4%	17%	4%	4%	0%	0%	9%	30%	26%
東京都多摩	17%	17%	10%	10%	7%	0%	7%	3%	7%	0%	0%	0%	17%	40%
東京都島嶼部	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	22%
神奈川県	36%	36%	18%	27%	24%	9%	24%	21%	18%	0%	6%	0%	3%	24%
1都4県の平均	21%	21%	14%	15%	15%	4%	17%	8%	10%	2%	2%	1%	8%	26%

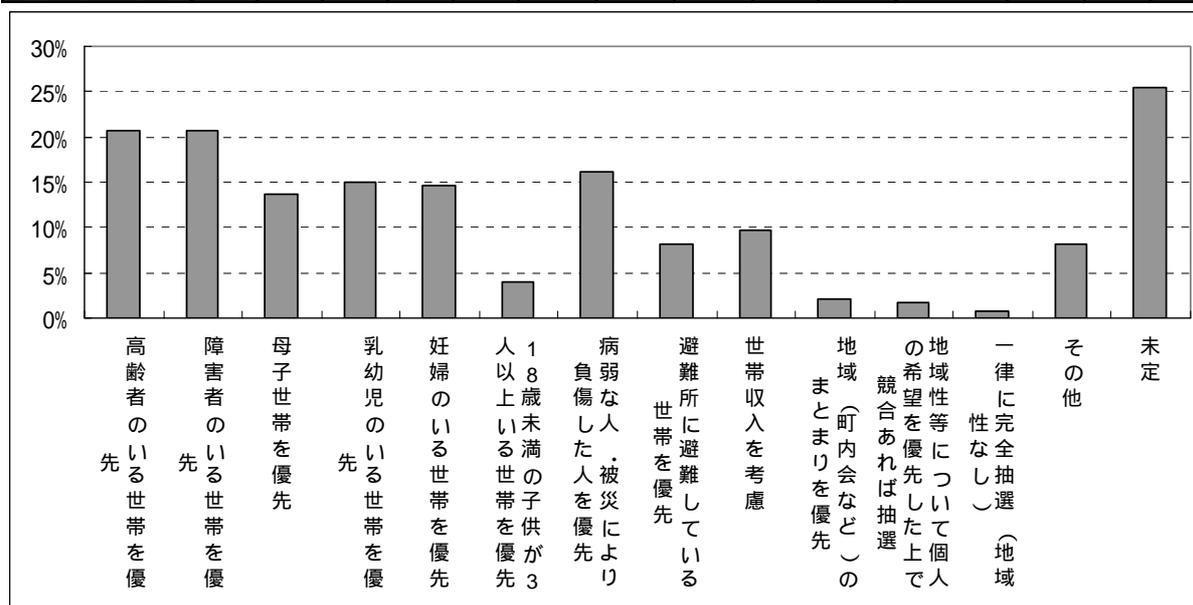


図 3-7 公的な空き家・空き室への入居者の選定方法(1都4県の平均)

表 3-22 選定方法「その他」の具体例

- ・被災者、特に災害弱者を優先的に
- ・住家が全焼・全壊又は流出した世帯、居住する住家がない世帯、自らの資力では住居を確保できない世帯
- ・仮設住宅対策実施上の基本指針として、甚大な被災地及び災害弱者等向けの措置を優先して実施することとなっている。その中で、入居者予定者の選考は、責任担当部長が責任担当部職員、関係各部職員、町内会会長(代表者)、民生委員等による協議会を開催しその意見を聞いて行う。

3.6.2 民間の空き家・空き室の活用（民間賃貸住宅等）

（1）これまでの専門調査会で提示された課題

民間からの提供が進まず、供給量が不足する可能性がある。

- ・「公的な空き室の活用（公営住宅等）」に同じ
- ・例えば東京都では、（社）東京都宅地建物取引業協会等との協定を通じて、震災時に民間賃貸住宅を一時提供する制度を設けており、約1万3千（平成18年10月時点）の協力者（宅建業者・家主）が登録を行っている。提供戸数は概ね1万戸を目標としているが、それだけでは応急住宅の供給量が不足する可能性がある。また、発災時にどれだけこの制度が機能するかは未知数である。

（2）市区町村照会結果から把握・確認した事項

8. 計画の有無

発災時に被災を免れた民間住宅（民間賃貸アパート等）を応急住宅として活用することについて、計画していますか。該当するものを1つ選び、回答欄に番号をご記入下さい。

回答欄	
-----	--

1. 市区町村の地域防災計画で位置付けている。
2. 市区町村の地域防災計画には記載していないが、計画・検討している。
3. 現状では検討していないが、今後検討する予定である。
4. 民間住宅の活用は検討していない（今のところ予定もない）。

民間の空き家・空き室活用の地域防災計画への位置付け

・民間の空き家・空き室の活用を地域防災計画で位置付けている、または計画・検討している自治体は、東京都区部で 57%、神奈川県で 45%、東京都多摩で 37%、埼玉県で 30%、その他では1割以下である。

宅地建物取引業協会等との協定は一般に都県が行っており、市区町村は都県経由で民間の空き家・空き室の提供を受けることが可能である。

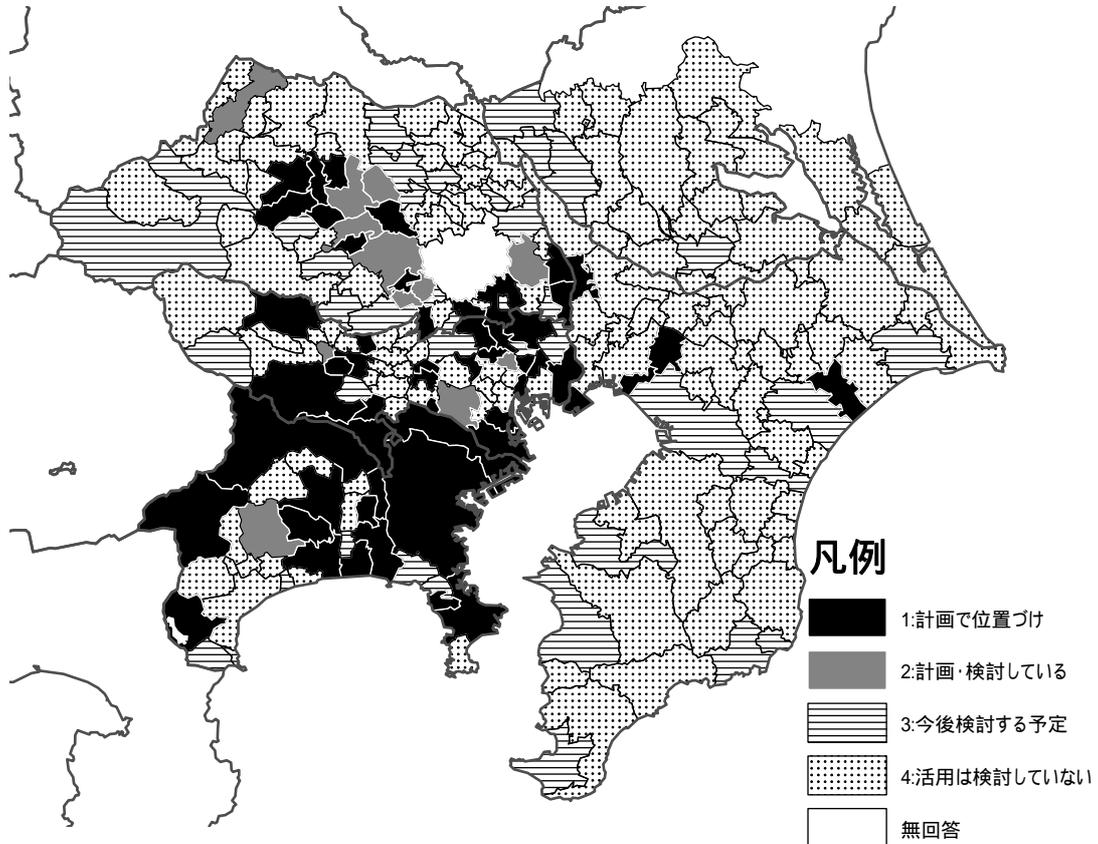
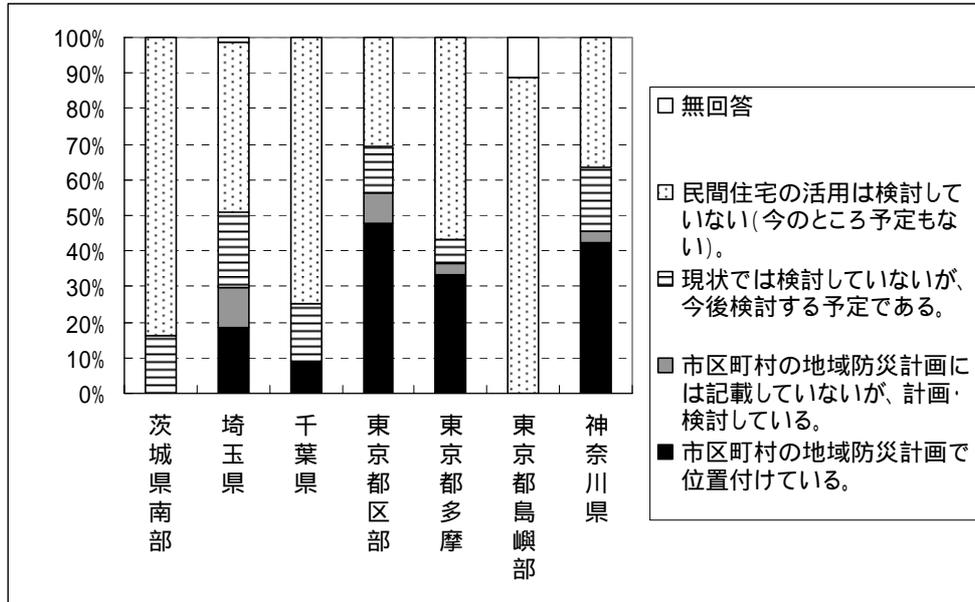


図 3 - 8 民間の空き家・空き室活用の地域防災計画への位置付け

民間の空き家・空き室への入居者の選定方法

・民間の空き家・空き室活用を地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している市区町村における入居者の選定方法については、未定が1都4県平均で43%と最も多く、次いで、高齢者のいる世帯を優先、障害者のいる世帯を優先がそれぞれ29%である。

表 3-23 民間の空き家・空き室への入居者の選定方法

	高齢者のいる世帯を優先	障害者のいる世帯を優先	母子世帯を優先	乳幼児のいる世帯を優先	妊婦のいる世帯を優先	18歳未満の子供が3人以上いる世帯を優先	病弱な人・被災により負傷した人を優先	避難所に避難している世帯を優先	世帯収入を考慮	地域(町内会など)のまとまりを優先	地域性等について個人の希望を優先した上で競争があれば抽選	一律に完全抽選(地域性なし)	その他	未定	回答対象市区町村数
茨城県南部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
埼玉県	24%	24%	14%	19%	19%	0%	14%	19%	19%	5%	0%	0%	10%	52%	21
千葉県	40%	40%	40%	40%	40%	20%	40%	0%	20%	0%	0%	0%	20%	20%	5
東京都区部	38%	38%	23%	15%	15%	8%	23%	8%	8%	0%	0%	8%	46%	38%	13
東京都多摩	18%	18%	9%	9%	9%	0%	0%	0%	9%	0%	0%	0%	55%	27%	11
東京都島嶼部	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
神奈川県	33%	33%	13%	20%	13%	13%	27%	20%	13%	0%	7%	0%	0%	53%	15
1都4県の平均	29%	29%	17%	18%	17%	6%	18%	12%	14%	2%	2%	2%	23%	43%	65

民間の空き家・空き室活用について地域防災計画で位置付けている、あるいは計画・検討している市区町村が回答対象

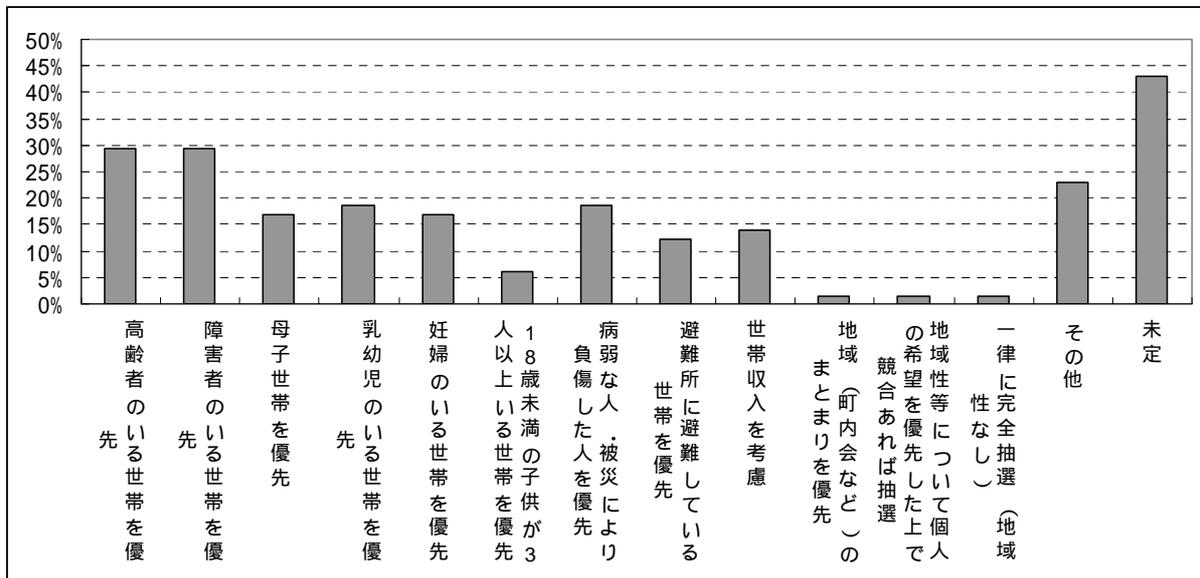


図 3-9 民間の空き家・空き室への入居者の選定方法 (1都4県の平均)

表 3-24 選定方法「その他」の具体例

- ・住家が全焼・全壊又は流出した世帯、居住する住家がない世帯、自らの資力では住居を確保できない世帯
- ・仮設住宅対策実施上の基本指針として、甚大な被災地及び災害弱者等向けの措置を優先して実施することとなっている。その中で、入居者予定者の選考は、責任担当部長が責任担当部職員、関係各部職員、町内会会長(代表者)、民生委員等による協議会を開催しその意見を聞いて行う。
- ・利用希望の被災者が町窓口申請

3.6.3 応急仮設住宅の早期提供

(1) これまでの専門調査会で提示された課題

- 建設用地が不足する可能性がある。
- ・ 応急仮設住宅の建設可能用地は、災害時には各種災害活動拠点や瓦礫の仮置き場等への利用が考えられ、応急仮設住宅の建設可能用地が需要に見合うだけ確保できないおそれがある。また、建設可能用地を十分に把握していない自治体もある。
 - ・ 供給量が不足する可能性がある。また、建設に時間を要する。
 - ・ 応急仮設住宅のストック量は限られており、さらに生産ラインの被災や原材料確保の遅れ等により、大量の建設には時間がかかる可能性がある。また、施工関係者(仮設住宅建設、ユニットハウスの組み立て)の確保や国内のみからの資材調達には限界がある。
 - ・ 複数都県に及ぶ応急仮設住宅供給の配分方法について、事前検討がされていない。応急住宅に係る施策別の供給量について、十分な検討がなされていない。
 - ・ 応急住宅の供給については、応急仮設住宅の建設、公的住宅や民間賃貸住宅等の既存ストックの活用、さらには民間や個人の責任にまかせる等、様々な施策がある。しかし、膨大な応急住宅需要に対して、応急住宅に係る施策別の供給量について、十分な検討がなされていない。

(2) 市区町村照会結果から把握・確認した事項

6. 応急仮設住宅の入居者の選定方法

応急仮設住宅の入居者の選定方法について、該当するものを全て選び、回答欄に を付けて下さい。

	回答欄
1. 高齢者のいる世帯を優先	
2. 障害者のいる世帯を優先	
3. 母子世帯を優先	
4. 乳幼児のいる世帯を優先	
5. 妊婦のいる世帯を優先	
6. 18歳未満の子供が3人以上いる世帯を優先	
7. 病弱な人・被災により負傷した人を優先	
8. 避難所に避難している世帯を優先	
9. 世帯収入を考慮	
10. 地域(町内会など)のまとまりを優先	
11. 地域性等について個人の希望を優先した上で競合あれば抽選	
12. 一律に完全抽選(地域性なし)	
13. その他(具体的に:)	
14. 未定	

応急仮設住宅への入居者の選定方法

・ 応急仮設住宅への入居者の選定方法については、障害者のいる世帯を優先が1都4県平均で48%と最も多く、次いで、高齢者のいる世帯を優先が47%、母子世帯を優先が36%、病弱な人・被災により負傷した人を優先が35%、乳幼児のいる世帯を優先、未定がそれぞれ30%となっている。

表 3-25 応急仮設住宅への入居者の選定方法

	高齢者のいる世帯を優先	障害者のいる世帯を優先	母子世帯を優先	乳幼児のいる世帯を優先	妊婦のいる世帯を優先	18歳未満の子供が3人以上いる世帯を優先	病弱な人・被災により負傷した人を優先	避難所に避難している世帯を優先	世帯収入を考慮	地域（町内会など）のまとまりを優先	地域性等について個人希望を優先した上で競合があれば抽選	一律に完全抽選（地域性なし）	その他	未定
茨城県南部	60%	60%	44%	44%	36%	16%	60%	20%	20%	0%	0%	0%	4%	32%
埼玉県	56%	58%	41%	41%	39%	13%	42%	17%	28%	14%	3%	0%	18%	24%
千葉県	46%	46%	46%	23%	23%	9%	39%	11%	34%	2%	0%	0%	21%	32%
東京都区部	48%	48%	30%	13%	9%	0%	22%	9%	9%	4%	4%	4%	57%	22%
東京都多摩	17%	17%	10%	10%	7%	0%	7%	7%	10%	3%	0%	0%	47%	37%
東京都島嶼部	44%	44%	33%	22%	33%	11%	22%	33%	11%	0%	0%	0%	11%	33%
神奈川県	48%	48%	27%	39%	30%	9%	30%	24%	30%	3%	6%	0%	12%	36%
1都4県の平均	47%	48%	36%	30%	27%	9%	35%	15%	24%	6%	2%	0%	23%	30%

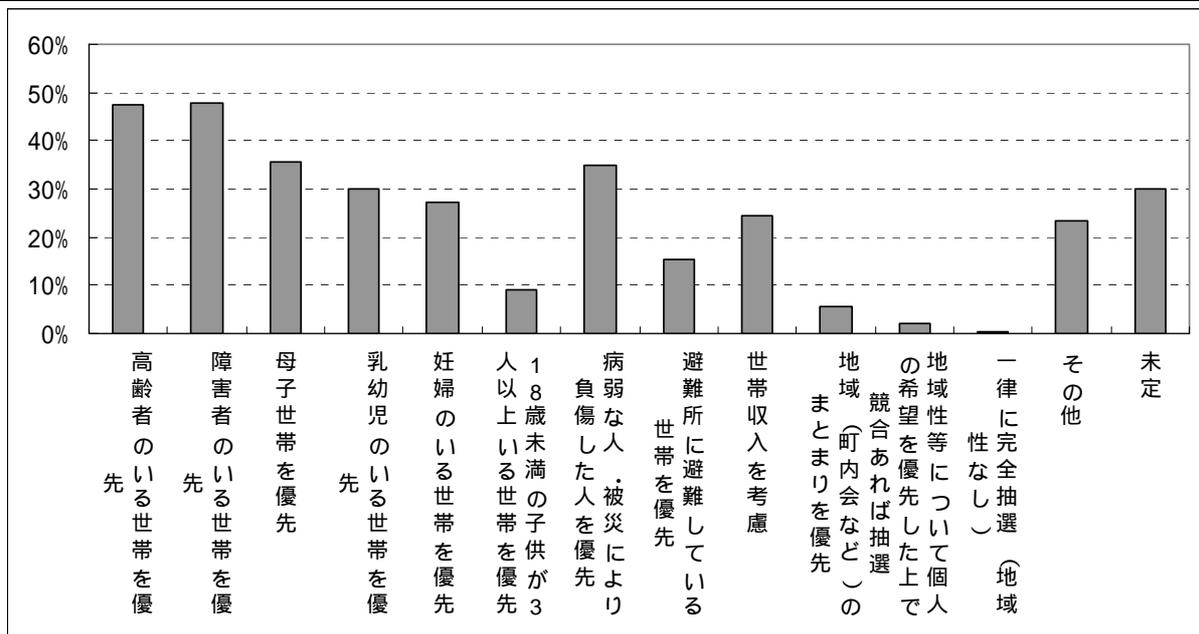


図 3-10 応急仮設住宅への入居者の選定方法（1都4県の平均）

表 3-26 応急仮設住宅への入居者の選定方法

・生活保護法の被保護者・要保護者、特定の資産のない高齢者等、生活保護法の被保護者並びに要保護者、特定の資産のない失業者、特定の資産のない未亡人並びに母子世帯、特定の資産のない老人・病弱者並びに身体障害者、特定の資産のない勤労者、特定の資産のない小企業者、前各号に準ずる経済的弱者
 ・選考委員会を設けて選定
 ・全焼・全壊又は流出し、現に居住する住家がないもので、かつ自己の資力によって住宅を確保できない者

4. 避難者対策への意見・要望等について（市区町村への照会結果）

10. 避難者対策についての意見・要望等

首都直下地震時における避難者対策について意見・要望等ございましたらご記入下さい。

避難者対策についての意見・要望等

表 4-1 避難者対策についての意見・要望等

<p>・地元住民の避難者のみならず、昼間都県民の避難者いわゆる「帰宅困難者」について都県と連携した訓練、計画等の対策を今後充実させていく必要があると考えます。</p>
<p>・居住者の多くが市区町村内の高層及び超高層住宅に居住し、高齢者や独居が考えられる。現在の建築基準に基づき建設されていることから安全性はある程度確保されており、居住自体に問題は無いと思われる。災害時に、ライフラインが遮断された場合、これらの住民は孤立してしまう。これら住民の把握とその後の情報収集や提供、肉体面及び精神面から医療の実施とケアをどうするか？また、居室や住宅全体の衛生状態の悪化などが心配である。</p>
<p>・これまでの想定と比べて、被害最大ケースの場合、避難者の大幅な増加が想定されており、既存の避難所運営計画では、対応が困難であるため、民間施設の避難所指定等を含む避難者対応を検討している。しかし、民間施設を避難所として利用する場合には、施設所有者の業務を一時中断してもらう必要や、使用に伴う施設損壊の可能性があるため、また、これにより、以降の業務継続に支障を来すことも考えられ、避難所に該当し得る全ての施設所有者からの理解を得るのは、困難であると考えられる。そのため、国からの、避難所施設の提供を含む、災害対応目的の地域貢献について、モデルの提示など更なる周知徹底と、参加企業への優遇措置を創設して欲しい。</p>
<p>・「住家の倒壊はしていないが、ライフラインがストップしてしまって生活に困っている」と言う状況の住民が多く出てくる可能性があるため、啓発活動や配布用の備蓄品整備(携帯用トイレなど)を進める必要がある。</p>
<p>・現在、地域防災計画の修正を行っており、具体的な避難者対策については、今後検討し、実行することとなるので、当該現況把握調査の結果を踏まえ、調整を進めていきたい。また、今回の修正で新たに記載した空き家の供給、応急危険度判定等の幾つかの項目については、詳細に検討する必要がある。</p>
<p>・災害時要援護者の避難支援に関する都県の具体的な取り組みを確立していただきたい。 ・ペットの避難対策について、都県の具体的な取り組みを確立していただきたい。 ・帰宅困難者とならないような、具体的な対策のPR、啓発をしていただきたい。</p>
<p>・首都がマヒした場合に、離島への避難等は考えていないのかどうか？ ・地震があった場合に、電力供給がストップすることが考えられます。その場合の都民等への情報伝達手段は？</p>
<p>・帰宅困難者対策にあっては、広域的な相互連携が絶対不可欠であり、特に情報共有に必用となる資機材、環境の整備が喫緊の課題である。</p>
<p>・地震発生確率が高いのであれば、全市町村に避難者対策を含めた防災・応急対策マニュアルの作成を義務付けてはどうか。 ・マニュアル作成に当たっては、モデルマニュアルを国が作成し、都県と市町村がワーキンググループを組織して、各機関と調整した後に各市町村の実情や地域特性を加味したものとする。 ・マニュアル作成費用の補助制度</p>
<p>・隣接する都県との災害情報の相互提供を実施する必要があるのではないか。「都県災害時災害情報交換マニュアル」を策定し、発受信する情報を管下の市町村に提供をいただきたい。</p>
<p>・ハード的な避難所の整備は、逐次市が検討を行なっているが、避難所の運営に関して、地域住民やボランティアが行なうと地域防災計画上ではなっているが、地域住民への周知や訓練などといったソフト面での戦略が必要不可欠になると思われる中で、地域のコミュニティの低下などがありどのような方法でこれらを行なうべきか色々問題がある。</p>
<p>・当市の避難者対策も重要であるが、他市から入ってくる避難者の対策も検討する必要がある。</p>